

(様式 3)

(調 書)

自己点検・評価書

令和 3 年度

令和 4 年 5 月

第一薬科大学薬学部

■薬科大学・薬学部（薬学科）の正式名称

第一薬科大学薬学部 薬学科および漢方薬学科

■所在地

〒815-8511

福岡県福岡市南区玉川町 22 番 1 号

■大学の建学の精神および大学または学部の理念

【建学の精神・基本理念】

第一薬科大学（以下、「本学」という）は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神としている。

近年の医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴う医薬品の安全使用や薬害の防止といった社会的要請に応えるため、薬剤師の養成のための薬学教育は、教養教育や医療薬学を中心とした専門教育および実務実習の充実を図るとともに、これらを有機的に組み合わせた教育課程を編成して効果的な教育を実施しうるようにする必要がある。そのため、平成 18 年度より学校教育法が改正され、薬剤師養成のための薬学教育は、学部の修業年限が 4 年から 6 年に延長された（薬学教育の改善・充実について（答申）平成 16 年 2 月 18 日中央教育審議会）。

本学は、大学教育における「個性」を「専門性」と位置づけ、時代の要請に基づいた高い資質を持つ薬剤師が求められていることを踏まえ、薬学という専門性に特化した教育を基本とし、薬剤師としての高度専門職、天職として自己の社会的貢献・使命を自覚することを目指している。「個性の伸展による人生練磨」は学校教育のみに終わることなく、生涯を通して自己実現を達成していく建学の精神である。

■ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー

本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神とし、学科ごとに教育目標を掲げ、教育の質的向上を目指して、3 つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシー）を以下のように薬学科および漢方薬学科それぞれに定めている。

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

第一薬科大学（以下「本学」という）は、本学の建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を基本理念とし、本学の教育課程を修得したうえで、以下の項目を満たす学生に

卒業を認定し、学位を授与する。

・薬学科

①態度

社会や他者から必要な情報を収集し、相互の尊重のもとに、医療人として責任感と倫理観をもって行動することができる。

②知識

薬の基本知識に加え、医療全般や臨床に関する専門的知識を身に付けている。

③技能

安全で有効な医薬品の使用を推進するために、社会や他者と適切なコミュニケーションを図りながら、薬の専門家として相応しい技能を身に付けている。

④医療活動

人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献するために、薬の専門家として必要な実践的能力を身に付けている。

⑤自己研鑽

薬学・医療の進歩に資するために、教育・研究を遂行する意欲、問題発見・解決能力を身に付けている。

・漢方薬学科

①態度

社会や他者から必要な情報を収集し、相互の尊重のもとに、医療人として責任感と倫理観をもって行動することができる。

②知識

薬の基本知識に加え、医療全般や漢方に関する専門的知識を身に付けている。

③技能

安全で有効な医薬品の使用を推進するために、社会や他者と適切なコミュニケーションを図りながら、薬の専門家として相応しい技能を身に付けている。

④医療活動

人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献するために、薬の専門家として必要な実践的能力を身に付けている。

⑤自己研鑽

薬学・医療の進歩に資するために、教育・研究を遂行する意欲、問題発見・解決能力を身に付けている。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

第一薬科大学（以下「本学」という）は、本学の建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を基本理念とし、改訂コアカリに準拠しながら、以下の方針で教育課程を編成します。これら教育課程の実施にあたっては学生の能動的学修を促す授業を導入します。

教養科目、専門科目およびその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。

・薬学科

- ①豊かな教養と人間性を醸成する教養教育・倫理教育科目を配置します。
- ②国内外の医療従事者と連携できる医療系教養・専門教育科目を配置します。
- ③基礎薬学から医療薬学に至るまで、実践能力を持つ薬剤師として必要な知識、技能を醸成する専門科目を配置します。
- ④問題発見能力、問題解決能力、プレゼンテーション能力を醸成し自己研鑽できる専門科目を配置します。
- ⑤薬剤師として、様々な医療現場で活躍できる能力を醸成するアドバンスト専門科目を配置します。

・漢方薬学科

- ①豊かな教養と人間性を醸成する教養教育・倫理教育科目を配置します。
- ②国内外の医療従事者と連携できる医療系教養・専門教育科目を配置します。
- ③基礎薬学、医療薬学および漢方に至るまで、実践能力を持つ薬剤師として必要な知識、技能を醸成する専門科目を配置します。
- ④問題発見能力、問題解決能力、プレゼンテーション能力を醸成し自己研鑽できる専門科目を配置します。
- ⑤薬剤師として、様々な医療現場で活躍できる能力を醸成するアドバンスト専門科目を配置します。

【入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）】

第一薬科大学（以下「本学」という）は、本学の建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を基本理念とし、薬剤師を嘱望する学生を受入れ、国内外を通じてチーム医療や地域社会に貢献できる医療人の育成を心がけています。そのため、次のような学生を受入れます。

・薬学科

- ①高等学校の教育課程を幅広く修得しており、理科系科目（化学、数学、物理、生物）の基礎的な内容を身に付けている。
- ②協調性および相互理解のためのコミュニケーション能力を有している。
- ③生命を尊重し、他者を大切に思う心がある。
- ④薬学に関心を持ち、人々の健康増進と医療に貢献したいという目的意識を持っている。
- ⑤入学前教育として求められる、必要な基礎的な知識を身につけるためのプログラムに最後まで取り組む意欲がある。

・漢方薬学科

- ①高等学校の教育課程を幅広く修得しており、理科系科目（化学、数学、物理、生物）の基礎的な内容を身に付けている。
- ②協調性および相互理解のためのコミュニケーション能力を有している。
- ③生命を尊重し、他者を大切に思う心がある。
- ④日本独自の伝統医学である漢方に関心を持ち、人々の健康増進と医療に貢献したいという目的意識を持っている。
- ⑤入学前教育として求められる、必要な基礎的な知識を身につけるためのプログラムに最後まで取り組む意欲がある。

■自己点検・評価書作成のプロセス

【自己点検・評価体制】

1) 自己点検・評価委員会の設置と構成

本学では、「自己点検・評価委員会」を設置し自己点検・評価活動を行ってきた。当該委員会が中心となり、本自己点検・評価書原案を作成した。

委員会の構成員および各中項目の担当責任者、担当者は下表のとおりである。

自己点検・評価委員会

委員長 都築 仁子

副委員長 小山 進

委員 小松生明、原口浩一、長島史裕、入倉 充、窪田敏夫、森永 紀、
中原広道、白谷智宣、清水典史、大河原 晋（外部委員）、梶原克彦。

中項目	内 容	担当責任者
1	教育研究上の目的	小松生明
2	カリキュラム編成	中原広道
3	医療人教育の基本的内容	中原広道
4	薬学専門教育の内容	中原広道
5	実務実習	窪田敏夫
6	問題解決能力の醸成のための教育	中原広道
7	学生の受入	長島史裕
8	成績評価・進級・学士課程修了認定	中原広道
9	学生の支援	白谷智宣
10	教員組織・職員組織	小山 進
11	学習環境	入倉 充
12	社会との連携	森永 紀
13	自己点検・評価	小山 進

【薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成 25 年度改訂版）への対応】

平成 25 年度から平成 26 年度にかけて、薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成 25 年度改訂版）（以下、改訂コアカリ）に対応したカリキュラムを作成し、平成 27 年度入学生から適用した。令和 3 年度現在、1～6 年次生まで改訂コアカリに対応したカリキュラムが進行している。なお、令和 3 年度の 1～5 年次生は平成 30 年度に一部変更したカリキュラムで進行している。

【自己点検・評価書作成の経緯】

平成 23 年度より、自己点検・評価委員会の下部組織として、自己点検・評価小委員会を発足した。自己点検・評価小委員会において、令和 3 年度自己点検・評価書（案）を作成し、本委員会に提出して、最終的に見直しを行うとともに、教授会の承認を経て、令和 3 年度自己点検・評価書を完成した。

目 次

『教育研究上の目的』	1
1 教育研究上の目的	
[現状] (基準ごと)	1
[点検・評価]	
[改善計画]	
『薬学教育カリキュラム』	4
2 カリキュラム編成	
[現状] (基準ごと)	4
[点検・評価]	
[改善計画]	
3 医療人教育の基本的内容	
[現状] (基準ごと)	10
[点検・評価]	
[改善計画]	
4 薬学専門教育の内容	
[現状] (基準ごと)	23
[点検・評価]	
[改善計画]	
5 実務実習	
[現状] (基準ごと)	30
[点検・評価]	
[改善計画]	
6 問題解決能力の醸成のための教育	
[現状] (基準ごと)	42
[点検・評価]	
[改善計画]	
『学生』	48
7 学生の受入	
[現状] (基準ごと)	48

[点検・評価]	
[改善計画]	
8 成績評価・進級・学士課程修了認定	
[現状]（基準ごと）	56
[点検・評価]	
[改善計画]	
9 学生の支援	
[現状]（基準ごと）	69
[点検・評価]	
[改善計画]	
『教員組織・職員組織』	77
10 教員組織・職員組織	
[現状]（基準ごと）	77
[点検・評価]	
[改善計画]	
『学習環境』	86
11 学習環境	
[現状]（基準ごと）	86
[点検・評価]	
[改善計画]	
『外部対応』	92
12 社会との連携	
[現状]（基準ごと）	92
[点検・評価]	
[改善計画]	
『点検』	97
13 自己点検・評価	
[現状]（基準ごと）	97
[点検・評価]	
[改善計画]	

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】 教育研究上の目的が、大学または学部理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定されていること。

【観点 1-1-2】 教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-3】 教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。

【観点 1-1-4】 教育研究上の目的が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-5】 教育研究上の目的について、定期的に検証するよう努めていること。

〔現状〕

本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神としている。学校法人都築学園寄附行為（以下、寄附行為）第3条に、「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と規定している。また、第一薬科大学学則（以下、学則）第1条には、「本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、日本国憲法、教育基本法および学校教育法の規定するところに従い、広く医療に関する専門的な知識・技能・態度を授け、実践的な能力を有する医療人を育成することを目的とし、医療福祉の向上、学術の深化に貢献することを使命とする」として、建学の精神を基に、教育研究上の目的とともに使命についても定めている（第一薬科大学学則）。

【観点 1-1-1】

本学薬学部は、薬学科および漢方薬学科の2学科で構成され、各学科における教育研究上の目的を具現化するものとして、教育目標を学則第3条に示しており、医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会のニーズを反映したものとなっている（第一薬科大学学則）。また、教育研究上の目的を達成するために、教育目標に加え、研究目標を設定している（第一薬科大学学則、令和3年度学生便覧）。

教育目標：

・薬学科

- (1) 「惻隱の情」を持つ薬剤師の養成
- (2) 実践的な能力を持つ薬剤師の養成
- (3) 創造的な薬剤師の養成
- (4) 薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を

備えた実践能力の高い薬剤師の育成

・漢方薬学科

- (1) 「惻隱の情」を持つ薬剤師の養成
- (2) 実践的能力を持つ薬剤師の養成
- (3) 創造的な薬剤師の養成
- (4) 薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えるとともに、日本独自の伝統医学である漢方に精通した実践能力の高い薬剤師の育成

研究目標（学科共通）：

(1) 個性と創造性のある研究の推進

自由な発想に基づく独創的な学術研究を進展させ、医療および薬学分野における高度な専門知識・技術・技能の発展に貢献する。

(2) 基礎から応用に至るまでの研究推進

多様な社会からの要請に基づく医療および薬学分野における基礎的研究および臨床応用研究を推進し、医療・福祉の増進に貢献する。

(3) 地域社会や国際交流を視野においた研究の推進

地域社会や国際社会からの要請に応えるために、国内外の医療機関、研究機関と協同し学術連携、人的交流を通じて研究を推進し、医療および薬学の進展に貢献する。

【観点 1-1-2】

「目的と使命」は、学則第1条に規定され、学生便覧、シラバス、大学案内、進級ガイダンス資料およびホームページに掲載し、教職員、学生や受験生に周知している（令和3年度学生便覧、令和3年度シラバス、大学案内2021、R3年度教務ガイダンス資料、大学ホームページ）。

【観点 1-1-3】

学科ごとの教育目標は、学則第3条に規定され、学生便覧、シラバス、大学案内、進級ガイダンス資料およびホームページに掲載し、教職員、学生や受験生に周知している（令和3年度学生便覧、令和3年度シラバス、大学案内2021、R3年度教務ガイダンス資料、大学ホームページ）。大学案内の教育目標においては薬学科および漢方薬学科(1)～(4)のすべての項目を記載している（資料1）。令和2年度には、年度始めのガイダンスにおいて、本学教員から教育目的等を説明している（R3年度教務ガイダンス資料）。

【観点 1-1-4】

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、教育目標について、一貫性の確保と学修成果の可視化を踏まえた見直しを行なった。具体的には、自己点検・評価委員会が起案した内容について、平成29年2月の教授会で審議し、その意見を聴いて、学長が定めている。研究目標については、自己点検・評価委員会が薬学科および漢方薬学科共通の研究目標を立案し、教授会で審議し、学長が定めている（資料10-2）。なお、本学では平成23年度以降、自己点検・評価書の作成を毎年行い、その過

程で教育目標について継続的に検証し、研究目標については平成 30 年度に設定している（令和 3 年度学生便覧）。

【観点 1-1-5】

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

〔点検・評価〕

本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神とし、学科ごとの教育目標も設定されている。また、研究目標についても、建学の精神や教育目標を踏まえて設定されている。

本学の建学の精神と教育目標には、臨床能力の高い薬剤師の育成という理念に基づいた目標が明示されている。また、これらを踏まえて、3 つの方針が整備されており、薬系大学としての特色を的確に表現しているものと判断する。研究目標も社会のニーズを反映している。

教育研究上の目的は、学則で規定され、学生便覧やシラバスを通して教職員や学生に周知されるときともに、本学ホームページに掲載し、広く社会に公表されている。

平成 23 年度以降、自己点検・評価書を毎年作成する過程で、本学の教育および研究上の目的は検証されている。

〔改善計画〕

教育研究上の方向性に関して薬学教育評価機構の基準の各観点を満たしているものと判断している。改善を要する点は特にない。

『薬学教育カリキュラム』

2 カリキュラム編成

【基準 2-1】

教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 2-1-1】教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針が設定されていること。

【観点 2-1-2】教育課程の編成・実施の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 2-1-3】教育課程の編成・実施の方針が、教職員および学生に周知されていること。

【観点 2-1-4】教育課程の編成・実施の方針が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

〔現状〕

本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、その目的および使命を学則に定めている。これを具現化するために学科ごとの教育目標を定めている（令和3年度学生便覧）。教育目標に基づいて、以下の教育課程編成・実施の方針（以下、カリキュラム・ポリシー）を策定している（令和3年度学生便覧、R3年度教務ガイダンス資料）。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学は、本学の建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を基本理念とし、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠しながら、以下の方針で教育課程を編成します。これら教育課程の実施にあたっては学生の能動的学修を促す授業を導入します。教養科目、専門科目およびその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。

・薬学科

- ① 豊かな教養と人間性を醸成する教養教育・倫理教育科目を配置します。
- ② 国内外の医療従事者と連携できる医療系教養・専門教育科目を配置します。
- ③ 基礎薬学から医療薬学に至るまで、実践能力を持つ薬剤師として必要な知識、技能を醸成する専門科目を配置します。
- ④ 問題発見能力、問題解決能力、プレゼンテーション能力を醸成し自己研鑽できる専門科目を配置します。
- ⑤ 薬剤師として、様々な医療現場で活躍できる能力を醸成するアドバンスト専門科目を配置します。

・漢方薬学科

- ① 豊かな教養と人間性を醸成する教養教育・倫理教育科目を配置します。
- ② 国内外の医療従事者と連携できる医療系教養・専門教育科目を配置します。

- ③ 基礎薬学、医療薬学および漢方に至るまで、実践能力を持つ薬剤師として必要な知識、技能を醸成する専門科目を配置します。
- ④ 問題発見能力、問題解決能力、プレゼンテーション能力を醸成し自己研鑽できる専門科目を配置します。
- ⑤ 薬剤師として、様々な医療現場で活躍できる能力を醸成するアドバンスト専門科目を配置します。

【観点 2-1-1】

本学は、平成 28 年度に薬学部が薬学科および漢方薬学科に改組されるのに伴い、それまでのカリキュラム・ポリシーの見直しを行い、平成 27 年 9 月の教授会を通して、2 学科のカリキュラム・ポリシー（平成 28～29 年度）を策定した。このカリキュラム・ポリシーは、薬学教育モデル・コアカリキュラム平成 25 年度改訂版（改訂コアカリ）に導入された学習成果基盤型教育（outcome-based education）を機軸として、これに「薬剤師として求められる基本的な資質」と学力の 3 要素（①基礎的な知識・技能、②思考力・判断力・表現力等の能力、③主体性・多様性・協働性）を組み入れ、次世代を担う医療人教育を目指すという本学のディプロマ・ポリシーに繋がるよう策定された。学校教育法施行規則の一部改正に伴い、一貫性の確保と学修成果の可視化を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに見直しが行われた。具体的には、自己点検・評価委員会が起案した内容について、平成 29 年 2 月の教授会で審議され、新カリキュラム・ポリシー（平成 30 年度～現在）が施行されている。このようにカリキュラム・ポリシーを策定するための責任ある体制をとっている。

【観点 2-1-2】

平成 29 年 2 月に教授会で審議決定したカリキュラム・ポリシーは、教職員に対して、その策定経緯ならびに改定の趣旨を教員連絡会議で説明している。学生に対しては、年度始めのガイダンスにおいて、教務委員会の各学年担当者が説明するとともに、学生便覧やシラバスに記載することにより周知している（資料 2、資料 4、資料 5-1/5-2）。カリキュラムは、基礎資料 1 の学年別科目、シラバスに記載された科目の開講時期（前期、後期、通年）および時間割表との間に齟齬がないかを点検し、カリキュラム・ポリシーに沿った適切な教育ができるよう編成している（基礎資料 1）。

【観点 2-1-3】

本学のカリキュラム・ポリシーは、大学ホームページにおいて社会に公開している（添付資料 15）。大学紹介パンフレット「第一薬科大学 大学案内」にも、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともにカリキュラム・ポリシーを掲載し、進学説明会や地域活動イベントなどで配付している（大学案内 2021）。カリキュラムの詳細な内容については、学生は本学の e-ポートフォリオで時間割や教務関連情報を確認でき、また一般、地域の方は大学ホームページでシラバスやカリキュラムマップなどを閲覧でき、薬学教育がカリキュラムに従って適正に行われている実態を把握することができる（大学ホームページ、令和 3 年度シラバス、令和 3 年度学生便覧）。

【観点 2-1-4】

【基準 2-2】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成・実施の方針に基づいて構築されていること。

【観点 2-2-1】薬学教育カリキュラムが教育課程の編成・実施の方針に基づいて編成されていること。

【観点 2-2-2】薬学教育カリキュラムが薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを 目指した教育に過度に偏っていないこと。

【観点 2-2-3】薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備され、機能していること。

[現状]

本学の薬学科ならびに漢方薬学科の薬学教育カリキュラムは、カリキュラム・ポリシーに従ってそれぞれ組み立てられており、必要な授業科目（教養教育科目および専門教育科目）と単位数を各年次に配当している（基礎資料 1-1、基礎資料 1-2、基礎資料 1-3、基礎資料 1-4、基礎資料 1-5、基礎資料 1-6、基礎資料 1-7）。

以下、薬学科、漢方薬学科および学科共通に大別し、新カリキュラム（平成 30 年度～現在）について記述する。

薬学科／新カリキュラムでの編成

薬学科のカリキュラムは、改訂コアカリに基づく新たなカリキュラム・ポリシーの策定に伴い、薬剤師として求められる基本的な 10 の資質、ディプロマ・ポリシーに即したカリキュラムを編成し、これをカリキュラムマップとして提示している。薬学科独自科目として、「介護学概論」（2 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）、「臨床心理学」（2 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）を配置している（基礎資料 3-3、基礎資料 4）。

漢方薬学科／新カリキュラムでの編成

漢方薬学科では、カリキュラムマップに示すように、学科独自科目（必修科目）である「本草学」（1 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）ならびに「漢方・民間薬概論」（1 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）をそれぞれ 1 年次前期、後期に配置し、学生が医療における漢方の位置付けや重要性を早期に認識するよう努めている。2 年次には「漢方薬理学」（2 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）、「漢方薬効免疫学」（2 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）、3 年次には「漢方製剤・薬剤学」（3 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）、5 年次には「漢方処方学」（5 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）、6 年次には「臨床漢方治療学」（6 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）を配置し、年次推移に伴って基礎から応用力を身につけさせ、漢方に精通した実践的な薬剤師を養成するカリキュラム編成とし、学科の特色としている（基礎資料 4、令和 3 年度学生便覧）。

学科共通／新カリキュラムでの編成

1 年次には、基礎学力向上を目指した自然科学系教養科目（「基礎物理学」（1 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）、「基礎化学Ⅰ」（1 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）、「基礎化学Ⅱ」（1 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）、「基礎生物学」（1 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）、「基礎数学Ⅰ」（1 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）、「基礎数学Ⅱ」（1 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）を配置し、基礎学力の定着とともに学力不足にも対応している。豊かな教養と人間性を醸成するために「心理学」（1 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）、「プレゼンテーション論」（2 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）等、幅広い教養教育科目を配置している。さらに、「惻隠（そくいん）の情」をもち、豊かな人間性、倫理観を備えた薬剤師を養成するために「医療概論」（1 年次・1.5 単位、令和 3 年度シラバス）、「生命・医療倫理学」（1 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）、「医療コミュニケーション学」（2 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）、「ターミナルケア論」（6 年次・1 単位、令和 3 年度シラバス）等、ヒューマニズム・医療倫理関連科目を 1 年次から 6 年次にわたって配置している。

実践能力を持つ薬剤師を養成するために、必修科目の「実務実習Ⅰ」（4～5 年次・10 単位、令和 3 年度シラバス）、「実務実習Ⅱ」（5 年次・10 単位、令和 3 年度シラバス）を配置している。

5～6 年次には、アドバンスト専門科目（選択科目）として「薬局薬学実習」（2 単位、令和 3 年度シラバス）、「病院薬学実習」（2 単位、令和 3 年度シラバス）、「伝統医療薬学実習」（2 単位、令和 3 年度シラバス）、「海外医療研修」（2 単位、令和 3 年度シラバス）、「学内研修」（2 単位、令和 3 年度シラバス）の 5 科目を配置している（基礎資料 4、令和 3 年度シラバス）。令和 3 年度においては、COVID-19 蔓延及び履修希望者不在のため「薬局薬学実習」と「海外医療研修」を不開講とした。また、薬剤師として求められる基本的な 10 の資質の向上を目指し、様々な医療現場で活躍できる能力（問題発見能力、問題解決能力、プレゼンテーション能力等）を醸成するために、「卒業研究」（4～6 年次・13 単位、令和 3 年度シラバス）を配置している。さらに、カリキュラムや科目の管理・運営、学生の学びの支援・促進ならびに学習成果の収集・蓄積を目的とし、平成 31 年度から e-ポートフォリオを導入している。

【観点 2-2-1】

「薬学演習」（4 年次・6 単位）は、1 年次から 4 年次までの学修内容の総合学習とこれまで学んだ知識を科目間で関連付けることを目的として配置している（資料 5-1/5-2）。また、5 年次に実施される実務実習に最低限必要な知識の定着を達成するための講義でもある。「薬学演習」は、4 年次後期に実施しており、また「卒業研究」（4～6 年次・13 単位）と並行して開講している。以上のことから、薬学共用試験合格の目的のみに過度に偏重していないと捉えている。

6 年次にはそれまでに学んだ薬学専門科目の各分野における知識を総合的に整理するために、また薬剤師国家試験にも対応する科目として「薬学総合演習」（6 単位）を配置している（令和 3 年度シラバス）。この科目は、平成 29 年度まで配置していた「総合薬学特別演習Ⅰ～Ⅶ（計 8 単位）」を統合したもので、薬学専門科目を担当する教員が、オムニバス形式での講義・演習を行っている（資料 6）。平成 30 年度は通年 106 コマを配置していたが、平成 31 年度より 60 コマに減らした。この演習科目を減らした分、卒業研究の時間帯を増やし、前期 150 コマ、後期 23 コマ（計 173 コマ）を確保している。また、令和 3 年度は、6 年前期に「薬学総合演習」を 60 コマと「卒業研究」

の他、薬学科では必修科目 3 科目、選択科目 5 科目、漢方薬学科では必修科目 1 科目、選択科目 8 科目を前期に配置している。また、後期には、「薬学総合演習」の補習を 40 コマと「卒業研究」を配置している。このように 6 年次においても薬剤師国家試験対策に過度に偏重しないように時間割を編成している。

【観点 2-2-2】

薬学教育カリキュラムを定期的に検証して改革する体制は、教務委員会と教養教育委員会が連携して行っている。平成 27 年 9 月の教授会で 3 つのポリシーが制定され、平成 28 年度より 2 学科カリキュラムとなった。その後、ポリシーの見直しによって、平成 29 年 2 月の教授会で、新カリキュラム・ポリシーが策定された。その新ポリシーに基づいたカリキュラム編成案が、平成 30 年 2 月の教授会を通じて学長に承認され、平成 30 年度以降の入学者に適用されている。カリキュラムの変更内容は、教員連絡会議を通して全教員に共有されている。また、令和 3 年度には完成年度を迎える漢方薬学科のカリキュラム検証と薬学部全体のカリキュラム検証を実施している。このように、2 学科制に対応した薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じて変更する柔軟な体制が整備され、有効に機能している。

【観点 2-2-3】

2 カリキュラム編成

〔点検・評価〕

本学では建学の精神に基づいてカリキュラム・ポリシーが設定されている。また、その方針を設定するための責任ある体制が自己点検・評価委員会を中心に整備され、これらを教職員および学生に周知する仕組みも構築されている。さらに、カリキュラム・ポリシーは、大学ホームページ等で広く社会に公開されている。

令和 3 年度は、漢方薬学科の完成年度を迎えること、および令和 4 年度より設置される 4 年制「薬科学科」の 3 つのポリシーとカリキュラムを構築することから、教務委員会と教養教育委員会を中心に、薬学教育カリキュラムの検証を実施している。このように、必要に応じた変更を速やかに行う体制が構築され、機能している。

カリキュラム編成で薬学教育評価機構より指摘された点を検証すると、

- 1) カリキュラム・ポリシーについては教員連絡会議で教職員に周知されている。また、シラバスはホームページ上で学生や社会が確認できる。
- 2) カリキュラム編成において、シラバス、時間割および学生便覧の不備な点は修正されている。
- 3) 「薬学演習」(4 年次)については、薬学共用試験対策に偏重しないように時間割が編成されている。
- 4) 「卒業研究」(4～6 年次)については、COVID19 蔓延の影響があったものの、学生に不利益としないよう配慮し、適切なコマ数を確保している。
- 5) 「薬学総合演習」(6 年次)については、前期に 60 コマ、後期に 40 コマの補習を設定し、通年科目であることを意識している。また、後期の定期試験のみで評価を行わないよう、前期に成果

確認試験を4回実施し、その成績を「薬学総合演習」の評価に含めている。また、前期には必修、選択科目を配置し、「卒業研究」を6年後期まで配置していることから、薬剤師国家試験対策に偏重した薬学教育カリキュラムではないと考えている。

〔改善計画〕

コアカリ改訂や学部改組による学年進行に合わせて、計画した薬学教育カリキュラムを適切に実施するとともに、自己点検・評価委員会によるカリキュラム・ポリシーの見直し、あるいは教務委員会と教養教育委員会を中心にカリキュラム・ポリシーに基づいた教育カリキュラムの見直しについても定期的に検証・改善していく。

『薬学教育カリキュラム』

3 医療人教育の基本的内容

(3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

【基準 3-1-1】

医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を身につけるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

- 【観点 3-1-1-1】 医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。
- 【観点 3-1-1-2】 医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。
- 【観点 3-1-1-3】 医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。
- 【観点 3-1-1-4】 ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。
- 【観点 3-1-1-5】 単位数は、(3-2)～(3-5)と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。

[現状]

3-1 表 1 に示すように、広く社会に貢献できる薬剤師として相応しい知識、技能、態度を身につけるための教育を、1 年次から 6 年次にわたって体系的に編成している（基礎資料 1、令和 3 年度シラバス）。

【観点 3-1-1-1】

3-1 表 1 ヒューマニズム教育・医療倫理教育の流れ

1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次
医療概論 生命・医療 倫理学 早期臨床 体験	医療コミュニケーション学 早期臨床 体験		薬事関係法規・制度 医薬品情報学 事前学習 実務実習 I 実務実習 II	ポスト教育 実務実習 I 実務実習 II	ターミナルケア論 救急医療概論

【観点 3-1-1-1】

医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する専門教育科目を 1 年次に

配置し、6年次まで教育を継続している。「医療概論」では、医療人としての薬剤師の使命、地域における薬局の役割、薬事行政における薬剤師の役割、患者の安全と薬害防止等について、実務経験を有する学内教員の他、薬局薬剤師、開業医師、勤務看護師、行政職員、弁護士、薬害被害者等による講義を通して学ばせている（令和3年度シラバス）。「生命・医療倫理学」では、人生をまさに終わろうとしている人（終末期の患者）が今ここに於いて何を考え感じ、悩み苦しみ、そして希望を持っているのかを、自分の事として考えてもらう。そして終末期の医療が、人の生と死をどのように扱ってきたか、これからどのような様に関わっていくべきかを考察していく。以上の目標で、令和3年度もこれら講義を進めてきたが、COVID-19蔓延のため、一部ビデオ視聴という形式となった。そのため学習形態もグループワーク等を取り入れることができず「講義」形式で代替した部分もある。評価に関しては、レポート課題（ルーブリック評価）のため、態度や技能の評価が困難となり、主に知識や学生の思考を評価した。（令和3年度シラバス）。「薬事関係法規・制度」では、患者の権利を考慮し、責任を持って医療に参画できるように、医療および薬事関係法規・制度の精神とその施行に関する基本的知識を修得させている（令和3年度シラバス）。「医薬品情報学」では、患者情報を適切に収集・評価し、管理（守秘義務を含む）を徹底することの重要性や地域社会における疾病予防、健康維持増進、セルフメディケーションの重要性を学ばせている。（令和3年度シラバス）。「ターミナルケア論」では、人生の最終段階を歩む人々への総合的・発展的な理解、慈愛や共感性を育み、職業意識を高めさせている（令和3年度シラバス）。1～2年次の「早期臨床体験」では、薬剤師の活躍する臨床現場で必要な心構えと薬学的管理の基本的な流れを修得させている（令和3年度シラバス）。学習項目には、シミュレータを使用した一次救命処置の体験、地域の保健・福祉施設の見学、薬局見学、病院見学などが含まれるが、令和3年度は一部の体験・見学を中止とし、それぞれの外部講師によって作成された動画を用いた代替講義を実施した。

【観点 3・1・1・2】

医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するための専門教育科目は、2年次以降、特に4～6年次に配置している。「医療コミュニケーション学」では、患者との信頼関係を構築し、患者や患者家族に役立つ適切なアドバイスを行う技能を修得する。またチーム医療において薬剤師としての役割を果たすためのコミュニケーション力を醸成している。令和2年度は毎回の講義直後の課題を通して、自分で考えたことを、相手への配慮や伝え方を考慮しつつ即時に言葉に置き換え、提出することで、グループディスカッションが困難な状況を補填して身につけさせている（令和3年度シラバス）。「事前学習」では、病院や薬局における薬剤師業務の概要を理解し、薬剤師の社会的使命を学ばせている。薬剤師業務の基本となる処方せん受取から服薬指導までの流れを修得させている。SGD形式で実習・演習を行い、実習試験、実技試験、演習・実習態度を総合的に評価している（令和3年度シラバス）。「実務実習Ⅰ」「実務実習Ⅱ」では、病院および薬局という実際の医療現場で実習を行うことにより、医療人としての薬剤師の位置づけ、役割、責任等の重要性を理解させている（令和3年度シラバス）。「ポスト教育」では、病院・薬局実務実習終了後に実習施設で学んだ内容を実習したすべての学生が共有することにより、実務実習を通して身につけた知識や技能を総合的に振り返り、医療人としての自覚を深めさせている。また班ごとにSGDを行い、その内容をプロダクトとしてまとめさせている。スライド発表の内容・質

疑、SGD の参加状況と得られたプロダクトで評価している（令和 3 年度シラバス）。また、提携病院から医師や薬剤師を招き、現場における最新情報を提供する科目として、「救急医療概論」（令和 3 年度シラバス）がある。

【観点 3-1-1-3】

ヒューマニズム教育・医療倫理教育の目標達成度を評価する指標は、科目ごとに到達目標、評価方法ならびに基準が設けられ、シラバス（令和 3 年度シラバス）の授業概要、授業形式および評価方法に記載し、これらに基づいて適切に評価している。すなわち、3-1 表 1 に示した各科目において、形成的あるいは総括的に知識・技能・態度を、それらに対応した方法で評価している。また、ヒューマニズム教育・医療倫理教育の総合的な学習到達評価は、実際の医療現場での実習終了後に実施している学生全員参加型学習を取り入れた「ポスト教育」（5 年次）で適切に行っている（資料 5-1）。

【観点 3-1-1-4】

ヒューマニズム教育・医療倫理教育科目の単位数は、「医療概論」（1.5 単位）、「生命・医療倫理学」（1 単位）、「早期臨床体験」（1.5 単位）、「医療コミュニケーション学」（1 単位）、「薬事関係法規・制度」（1.5 単位）、「医薬品情報学」（1 単位）、「事前学習」（4 単位）、「実務実習 I」（10 単位）、「実務実習 II」（10 単位）、「ポスト教育」（1.5 単位）、「ターミナルケア論」（1 単位）と「救急医療概論」（1 単位）の合計 35 単位である。教養教育・語学教育（3-2）の合計単位数は 45.5 単位、医療安全教育（3-4）の合計単位数は 30 単位、生涯学習の意欲醸成教育（3-5）の合計単位数は 45 単位である（基礎資料 1）。ヒューマニズム教育・医療倫理教育、教養教育・語学教育、医療安全教育および生涯学習の意欲醸成教育の総合計単位数は、卒業要件である 1 年次から 6 年次までの合計単位数の 1/5（37.6 単位）以上となっている。

【観点 3-1-1-5】

（3-2）教養教育・語学教育

【基準 3-2-1】

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

【観点 3-2-1-1】 薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

【観点 3-2-1-2】 社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。

【観点 3-2-1-3】 薬学領域の学習と関連付けて履修できる体系的なカリキュラム編成が行われていることが望ましい。

[現状]

本学では、カリキュラム・ポリシーにあるように、豊かな教養と人間性を醸成するために、幅広い教養教育科目を配置している。社会科学・人文社会系の教養科目（薬学準備教育ガイドライン（1）人と文化）を12科目配置し、その中から8科目を選択して履修させている（基礎資料4、資料2）。社会科学・人文社会系では、「文学Ⅰ・Ⅱ」、「福祉学Ⅰ・Ⅱ」、「倫理学Ⅰ・Ⅱ」、「経済学Ⅰ・Ⅱ」、「法学Ⅰ・Ⅱ」、「哲学Ⅰ・Ⅱ」を開講している（資料5-1/5-2）。薬学準備教育ガイドライン（2）人の行動と心理では、必修科目として「心理学」を開講しており、薬学準備教育ガイドライン（9）プレゼンテーションに関しては「プレゼンテーション論」を開講し、薬学準備教育ガイドラインで例示された内容を網羅している（基礎資料4、令和3年度シラバス）。

【観点 3-2-1-1】

教養教育では社会のニーズに相応しい科目を設定することも重要と考えられる。これに応じた教養科目として、グローバル化が加速している社会の中で、良好なコミュニケーションをとるための能力を醸成するために、必修科目として「薬学基礎英語Ⅰ・Ⅱ」および「薬学英语」以外に、選択科目として「英会話Ⅰ・Ⅱ」、「中国語Ⅰ・Ⅱ」、「フランス語Ⅰ・Ⅱ」を開講している。また、人間関係を築く基礎となるコミュニケーションスキルを身につけるために、「コミュニケーション論」や「文章表現論」を開講している。さらに、薬学教育と関連の深い教養科目として「薬学への招待」を開講している（基礎資料4、令和3年度シラバス）。これらの社会科学・人文科学系科目教養科目および外国語選択科目は、1年次のみを開講であり、これら科目の選択と薬学専門教育科目が、時間割上で重ならないように配置し、時間割編成に配慮している。

【観点 3-2-1-2】

以上のように、本学では学生に対して薬学の専門教育のみならず、医療人としてあるいは人として、豊かな教養と人間性を醸成する機会を提供するように努めている。一方、自然科学の基礎科目は薬学領域の学修の基礎となるものであることから、自然科学系の教養科目として「基礎数学Ⅰ・Ⅱ」、「基礎物理学」、「基礎化学Ⅰ・Ⅱ」、「基礎生物学」を1年次に、「基礎統計学」を2年次を開講している（令和3年度シラバス）。情報リテラシーとして、「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」を開講している。これらの自然科学系の教養科目と情報処理演習を必修科目として配置しており、本学の教育プログラムは、人文科学、社会科学および自然科学を薬学領域の学習と関連付ける体系的なカリキュラム編成としている（基礎資料4、令和3年度シラバス）。

【観点 3-2-1-3】

【基準 3-2-2】

相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育が行われていること。

- 【観点 3-2-2-1】 相手の話を傾聴し、共感するなど、コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育が行われていること。
- 【観点 3-2-2-2】 聞き手および自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。
- 【観点 3-2-2-3】 個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。
- 【観点 3-2-2-4】 コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

〔現状〕

「コミュニケーション論」は、相手の話を傾聴、共感し、相手に伝わりやすいように話すというコミュニケーションの基本的能力を身につけるため、自分で取り組むワーク形式を取り入れた教育を実施し、アサーティブな表現方法を学び、コミュニケーション能力を醸成している（基礎資料1、令和3年度シラバス）。「臨床心理学」は、チーム医療の中でスタッフ間のもとより患者やその家族と適切なコミュニケーションをとるための知識と技術を身につけ、患者に寄り添うことの意味やその必要性を学ばせている（資料5-1）。「ターミナルケア論」は、「生」や「死」、「生きる意味」を思惟し、人生の最終段階を歩む人々への理解、慈愛、共感を育み、医療人としての意識を高める教育を行っている（令和3年度シラバス）。以上のように、相手の話を傾聴し、共感するなど、コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育を行っている。

【観点 3-2-2-1】

「医療コミュニケーション学」は、患者・生活者、他職種との対話を通じ、相手の心理、立場、環境など必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成するために、具体的な場面を想定し、対応を考えるシナリオ作成の課題などを通して授業への主体的参加と対話力の向上を図っている（令和3年度シラバス）。「医療概論」は、相手の心理、立場、環境を理解し、信頼関係を構築するために役立つ能力を醸成する教育を行っている。また、自分の考えや意見を適切に表現するための技能および態度を醸成するため、講義ごとにレポート作成を課している（令和3年度シラバス）。以上のように、聞き手および自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育を行っている。

【観点 3-2-2-2】

「プレゼンテーション論」では、決められた時間内に個人および集団の意見を整理して発表を行うための効果的な情報のまとめ方、表現技術、発表方法に関する基本的な知識、技能を修得する能力を醸成するための教育を行っている（令和3年度シラバス）。「文章表現論」では、文章を書く上で必須の能力である、思考力・判断力・表現力を駆使して自分の考えを相手に伝えるための分かりやすい文章を記述する力を醸成するために、講義と論文記述演習を行っている（令和3年度シラバス）。令和3年度の「早期臨床体験」では、動画により一次救命処置、地域の保健・福祉施設、薬局・病院について学び、レポートを作成した。（令和3年度シラバス）。「事前学習」の演習では、

SGD、プロダクト作成、全体発表を行っている。(令和3年度シラバス)。「ポスト教育」では、終了後に実習施設で学んだ内容を個人ごとにまとめ口頭発表させている。また、成果についてはグループごとにプロダクトとして作成、発表させている(令和3年度シラバス)。6年次「卒業研究」では、卒業研究発表会を開き各自ポスター発表を行い、質疑応答を行っている(令和3年度シラバス)。以上のように、個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育を行っている。

【観点 3-2-2-3】

コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、目標達成度を「文章表現論」では論文記述(50%)と定期試験(50%)にて評価している。「ポスト教育」では、口頭発表(50%)、SGD(50%)で評価している。「卒業研究」では、主査が卒業論文作成までのすべての過程を評価(50%)し、副査2名のうち1名が発表会における要旨、態度、内容等を評価(20%)、他の1名が卒業論文を査読しその結果を評価(30%)している(令和3年度シラバス)。これらの評価全てルーブリック表に従って行っている。このようにコミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるために成績評価の指標を科目ごとに定めて適切に評価している。「事前学習」では、医療施設での実習に向けたふさわしい身なり、言葉使い、行動ができ、授業に集中し、積極的に取り組むことができ、患者・生活者の健康の回復と維持、生活の質の向上に薬剤師が積極的に貢献することの重要性や地域における医療機関と薬局薬剤師の連携の重要性を討議できることを到達目標に、態度に対するルーブリック評価を導入している。

【観点 3-2-2-4】

【基準 3-2-3】

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が行われていること。

【観点 3-2-3-1】 語学教育に、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を取り入れた授業科目が用意されていること。

【観点 3-2-3-2】 語学教育において、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を全て修得できるような時間割編成や履修指導に努めていること。

【観点 3-2-3-3】 医療現場で薬剤師に必要とされる語学力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。

【観点 3-2-3-4】 医療の進歩・変革に対応するために必要とされる語学力を身につけるための教育が行われていることが望ましい。

【観点 3-2-3-5】 語学力を身につけるための教育が体系的に行われていることが望ましい。

[現状]

1年次「薬学基礎英語Ⅰ」「薬学基礎英語Ⅱ」、2年次「薬学英语」、4年次「臨床薬学英语」を必修科目として15コマ開講している。1年次「薬学基礎英語Ⅰ」「薬学基礎英語Ⅱ」、2年次「薬学英

語」は1学年を4分割し、1クラスの人数を比較的少人数に分けて実施している。

1年次の「薬学基礎英語Ⅰ」は基礎レベルの英語の「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」という全ての面を網羅している。「読む」はTOEICの400スコアレベルの文章を読み、理解できることで読解力の向上を目指す。「書く」は正しく文章を書くこと（主語・述語）で、英語による自己表現を修得する。「聞く」はネイティブスピーカーの発音を聞いて、「話す」は自分の考えを声に出して伝えることで実践的なコミュニケーションを学修する。令和3年度は、一部オンライン講義を実施し、その中でMicrosoft Formsならびにビデオアプリなどを活用して授業を進行した(令和3年度シラバス)。2年次の「薬学英语」では科学、医療、薬学に関して書かれた英文を「聞き」、「読む」ことで英文の概要が理解できることを目標としている(資料5-1/5-2)。4年次の「臨床薬学英语」では、医薬関連の英文を「読み」、それを「書く」として「話す」ことで他者に伝えるトレーニングを実施している(資料5-1/5-2)。

選択の語学教育科目として「英会話Ⅰ」、「英会話Ⅱ」、「中国語Ⅰ」、「中国語Ⅱ」、「フランス語Ⅰ」、「フランス語Ⅱ」を開講している(資料5-1/5-2)。各科目は15コマ開講している。令和3年度の各科目（全て選択科目）の履修者数は下記の通りである。

【観点 3-2-3-1】

科目（学年、教員）	実施コマ数	時限	1クラスの 学生数
英会話Ⅰ（1年、前半：エupp）	15コマ	1,2時限	79
英会話Ⅱ（1年、後半：エupp）	15コマ	1,2時限	79
中国語Ⅰ（1年、前半：任）	15コマ	1,2時限	62
中国語Ⅱ（1年、後半：任）	15コマ	1,2時限	63
フランス語Ⅰ（1年、前半：甲斐）	15コマ	1,2時限	15
フランス語Ⅱ（1年、後半：甲斐）	15コマ	1,2時限	15

（薬学基礎英語Ⅰ：令和3年度シラバス）（薬学基礎英語Ⅱ：令和3年度シラバス）（薬学英语：令和3年度シラバス）（臨床薬学英语：令和3年度シラバス）

【観点 3-2-3-2】

4年次の「臨床薬学英语」では、英文による医薬品情報を読み取り、それを他者に伝えるという授業を展開している。この他者への伝達方法は「書く」として、会話による「話す」ことの両方を実施している。授業は教科書「English for Student Pharmacists 2（成美堂）」に沿って実施しており、実際に臨床に必要な英語が学べるよう努めている(令和3年度シラバス)。

【観点 3-2-3-3】

2年次の「薬学英语」では、薬学準備教育ガイドラインに準拠した教科書「薬学生のための英語1（成美堂）」と「独自に作成したプリント」を併用し、講義を進めている。作成プリントでは、低学年で学修する内容の化学ならびに物理に関連する単語や英文を、教科書では医療、臨床、薬学に

関する単元を取り扱っている。「薬学英语」では、基本的な科学、医療、薬学分野の学習を通じて、薬剤師に必要な英語の基礎を学修させている。4年次の「臨床薬学英语」では病気や病態を英語で理解すると同時にそのような患者とのコミュニケーションを想定した講義を行っている。さらに「臨床薬学英语」で WHO のサイトなどを利用して医薬品情報を取り入れさせることで医療の進歩・変革に対応できる語学力の育成を目指している(薬学英语：令和3年度シラバス、臨床薬学英语：令和3年度シラバス)。

【観点 3-2-3-4】

1年次「薬学基礎英語Ⅰ」「薬学基礎英語Ⅱ」では、高校までに学修した内容を含む一般的な英語の基礎固めを行い、2年次「薬学英语」では基本的な科学、医療、薬学英语を取り扱うことで、薬剤師として必要な英語教育を実践している。さらに、「臨床薬学英语」では病気や病態を英語で理解し、患者向けのビデオ(動画)を作成させるなどのアクティブラーニングを取り入れている。このように1年次の基礎的な英語の学修を2年次に薬学的な要素の強い英語へとシフトさせ、4年次の「臨床薬学英语」で臨床での実用性が高い英語力を養成することで、体系的に英語を学習できるカリキュラム編成としている(薬学基礎英語Ⅰ：令和3年度シラバス、薬学基礎英語Ⅱ：令和3年度シラバス、薬学英语：令和3年度シラバス、臨床薬学英语：令和3年度シラバス)。

【観点 3-2-3-5】

(3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育

【基準 3-3-1】

薬学専門教育を効果的に履修するために必要な教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-1】 学生の入学までの学修歴等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。

【現状】

本学の入学試験(入試)は、一般選抜入試、学校推薦型(公募推薦)入試および共通テスト利用選抜入試の他、総合型選抜入試、社会人・帰国生徒入試といった多様な入試形態を活用している。また、一般選抜入試(一期、二期、三期)と共通テスト利用選抜入試(前期、中期、後期)では、実施時期に応じて指定する科目が異なるため、入学する学生の学修歴は多様である。従って、学生の入学までの学修歴の違いを考慮し、1) 教養教育として薬学導入科目の実施、2) 基礎学力試験による学力診断と成績下位者への補習、3) 薬学教育推進センターの活用、4) 入学前教育を行っている。

1) 薬学導入科目の実施

1年次前期に「基礎化学Ⅰ」(1年次、令和3年度シラバス)、「基礎数学Ⅰ」(1年次、資料令和3年度シラバス)、「基礎物理学」(1年次、令和3年度シラバス)、1年次後期に「基礎化学Ⅱ」(1年

次、令和 3 年度シラバス)、「基礎数学Ⅱ」(1 年次、令和 3 年度シラバス)、「基礎生物学」(1 年次、令和 3 年度シラバス)を開講している。

2) 基礎学力試験による学力診断と成績下位者への補習

入学直後に基礎学力試験を実施し、1 年次前期に低学力者に対する補習(各基礎科目担当者)を実施している。

3) 薬学教育推進センターの活用

平成 28 年度より学生の学力向上を目的として、薬学教育推進センターを設置している。薬学教育推進センターは、センター長をはじめとする専任教員 9 名で構成しており、物理、化学、生物、数学、英語および情報教育といった基礎薬学分野の学習サポートにあたっている。

4) 入学前教育

入学試験のうち、12 月までに可否が決定する学校推薦型(公募推薦)入試第一期、第二期、総合型選抜入試第一期～第五期および社会人入試第一期の合格者に対して、化学、数学、物理、生物の問題で構成された入学前教育問題集を用いて入学前教育を実施している。入学前教育では、入学予定者が返送してきた解答を各科目の専任教員がチェックし、正答、解説およびコメントを記入した後、次の問題とともに返却することで知識の定着を図っている。これを入学直前まで 3～4 週間に 1 回のペースで繰り返し、合計 4 回実施している。

【観点 3-3-1-1】

【基準 3-3-2】

学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。

【観点 3-3-2-1】 薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。

【観点 3-3-2-2】 学生による発表会、総合討論など、学習効果を高める工夫がなされていること。

[現状]

病院見学・薬局見学は、2 年次の夏休みを利用し、九州・山口地区出身の学生については、可能な限りふるさと(帰省先)での見学実習を行っている(資料 17、資料 25、資料 26)。しかし、令和 3 年度は、中止となった。代替として薬局や病院薬剤師により作成された動画を視聴し、それに対するレポートの提出を課した。

本学では、早期臨床体験の実習や演習を 1 年次から 2 年次の 2 年間をかけて実施している。1 年次には、一次救命処置、地域の保健・福祉(老健施設見聞)等を実施し、2 年次には、病院見学・薬局見学等を実施している。

1 年次の 6 月に人体模型・自動体外式除細動器(AED)等を用いた心肺蘇生法(一次救命処置)に関する実習・SGD と老健施設に関する課題の SGD を実施している。令和 3 年度は、一次救命処

置は対面形式で実施したが、老健施設については動画視聴を行い、それらに対するレポートの提出を課した。

【観点 3-3-2-1】

例年、学習効果を高めるために、一次救命、地域の保健・福祉（老健施設見聞）等、病院見学・薬局見学等に関する SGD・発表会、総合討論会を実施している。令和3年度は、レポート課題と発表会、総合討論会に変更した（令和3年度シラバス）。

【観点 3-3-2-2】

（3-4）医療安全教育

【基準 3-4-1】

薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

【観点 3-4-1-1】 薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育が行われていること。

【観点 3-4-1-2】 薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師とするなど、学生が肌で感じる機会を提供するとともに、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な判断力が養われるよう努めていること。

〔現状〕

薬害、医療過誤、医療事故の概要と背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育は、「医療概論」で行っている。リスクマネジメントや医療過誤等の患者の安全と薬害の防止および薬剤師の責任と義務について講義を行っている（1年次、令和3年度シラバス）。また、「薬事関係法規・制度」では、医療過誤・リスクマネジメントにおける薬剤師の使命と薬剤師を取り巻く法律・制度について講義を行っている（4年次、令和3年度シラバス）。

【観点 3-4-1-1】

「医療概論」では、薬害被害者（血液製剤によるC型肝炎患者）や弁護士の講話を聴講させ、薬害被害者に共感する気持ちや医療過誤、医療事故を学生が肌で感じる機会を提供し、その成果をレポートにより評価している（1年次、令和3年度シラバス）。

【観点 3-4-1-2】

（3-5）生涯学習の意欲醸成

【基準 3-5-1】

医療人としての社会的責任を果たす上で、卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育が行われていること。

- 【観点 3-5-1-1】 医療の進歩に対応するために生涯学習が必要であることを、教員だけでなく、医療現場で活躍する薬剤師などからも聞く機会を設けていること。
- 【観点 3-5-1-2】 卒後研修会などの生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供するよう努めていること。
- 【観点 3-5-1-3】 生涯学習に対する意欲を醸成するための教育が体系的に行われていることが望ましい。

〔現状〕

「医療概論」（1年次、令和3年度シラバス）では、医療人として薬剤師が果たすべき役割、多職種連携、患者安全と薬害防止等を学ばせるために、医療現場で働く様々な職域の薬剤師や医療従事者の講義を聴く機会を設けている。「早期臨床体験」（1、2年次、令和3年度シラバス）では、薬局、病院薬局を訪問する代わりに、医療現場で活躍する薬局、病院薬剤師が作成した動画を視聴することで、業務や生涯学習の重要性を聴く機会を設けている。「事前学習」（4年次、令和3年度シラバス）では、コアカリに基づいた講義、実習、演習をSGD形式で行っている。その中で病院・薬局薬剤師による特別講義を行っており、医療の進歩に対応するために生涯学習の重要性が話されている（資料29）。「実務実習Ⅰ、Ⅱ」では、医療現場で活躍する薬剤師から生涯学習の重要性を学ばせている（4、5年次、令和3年度シラバス）。「ポスト教育」（5年次、令和3年度シラバス）では、病院・薬局実務実習施設で行った実務実習の効果を高めるため、実務実習終了後には、実習先で学んだ事柄を各学生がまとめ、個人ごとに口頭発表させている。また、学生を10名ずつの班に分け、SGDを行った後、口頭で発表させている。「救急医療概論」（6年次、令和3年度シラバス）では、薬剤師に必要な救急関連薬剤の意義や使用法を理解させるために、福岡赤十字病院の専門医および薬剤師による講義を行っている。「地域薬局論」（6年次、令和3年度シラバス）では、コミュニティーファーマシー（地域薬局）のあり方と業務を理解するために、保険薬局の薬剤師による講義を行っている。このように、医療の進歩に対応するために生涯学習が必要であることを、教員だけでなく、医療現場で活躍する薬剤師等からも聞く様々な機会を設けている。

【観点 3-5-1-1】

大学で行っている薬剤師生涯学習講座は、通常の講座と漢方の基本知識修得を目的とした講座（一薬漢方セミナーを含む）がある。令和3年度は、講座数を4講座（内3講座はZoom形式、1講座は対面形式）とし大学教員および地域薬剤師を講師として実施した。学生へはe-ポートフォリオのお知らせに掲載案内を掲載し、積極的に参加を促し、長期にわたる学修のモチベーション維持・向上のため、在学中から継続した学習の必要性を伝えている。令和3年度の学生の参加状況は、第1回薬剤師生涯学習講座（一薬漢方セミナー）22名、第2回薬剤師生涯学習講座11名、第3回薬剤師生涯学習講座10名、第4回薬剤師生涯学習講座（一薬漢方セミナー）0名（COVID19蔓延の

為)で、参加者は1年次生が多いのが現状である。

また、平日夜の開催のため、継続して参加する卒業生も居り、個々の知識や技能の研鑽に継続的に努めている。このように、在学中から薬剤師の生涯学習講座や卒後教育として学習の場を提供するよう努めている。

【観点 3-5-1-2】

生涯学習に対する意欲を醸成するための教育が体系的に行われている。「医療概論」(1年次、令和3年度シラバス)、「早期臨床体験」(1、2年次、令和3年度シラバス)、「事前学習」(4年次、令和3年度シラバス)、「診療科別治療論」(5年次、令和3年度シラバス)、「実務実習Ⅰ・Ⅱ」(5年次、令和3年度シラバス)、「卒業研究Ⅰ」(5年次、令和3年度シラバス)、「ポスト教育」(5年次、令和3年度シラバス)、「処方解析学」(6年次、令和3年度シラバス)、「地域薬局論」(6年次、令和3年度シラバス)、「医薬品開発論」(6年次、令和3年度シラバス)、「疾患治療特論」(6年次、令和3年度シラバス)、「救急医療概論」(6年次、令和3年度シラバス)、「卒業研究Ⅱ」(6年次、令和3年度シラバス)等が該当する。

【観点 3-5-1-3】

『薬学教育カリキュラム』

3 医療人教育の基本的内容

〔点検・評価〕

1年次から6年次にわたって講義、グループ演習、見学、SGDによる主体的学習等、多角的な授業法が導入され体系的に実施されている。低学年次には、主に薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が、講義、グループ演習、見学、SGDによる主体的学習を通して行われている。高学年に進級するにつれて、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築できるようになるための教育が、講義やグループ演習を通して行われている。教育の目的達成度を評価する指標はシラバスに記載されている。成績の評価は、試験、レポート、プロダクトの作成、プレゼンテーションにより行われ、試験以外はルーブリック表を用いて実施している。

相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するために基本的知識、技能および態度を修得するための教養科目、専門科目およびその他必要とする科目が体系的に編成され、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業が開講されている。コミュニケーション能力・技能を必要とする多くの科目については、主に授業への参加態度、発表、レポート内容、定期試験を合わせ評価されている。

本学の英語教育は「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の全ての要素を取り入れた授業科目が用意され、そのための時間割編成がなされている。また、低学年から高学年まで継続的かつ体系的な英語教育が行われている。具体的には、最新の医薬品情報を海外の英語情報や文献から入手したり、外国人の患者に服薬指導をしたり、カルテやカンファレンスで使用されるような専門用語を学習する機会が与えられている。そのため、医療現場で薬剤師に必要とされる語学力を身につけるための教育が行われていると評価できる。また、「薬学英语」で文法と英文の構造を分析し、医学論文の読

解力を向上させており、さらに「臨床薬学英语」で最新の情報をインターネットで収集する方法を教授する等、医療の進歩・変革に対応するために必要とされる語学力を身につけるための教育が行われている。

入試の形態や実施時期の違いによる学力差に対応し、薬学専門教育を効果的に履修するために必要な教育プログラムが準備、実施されている。

医療人としての社会的責任を果たす上で、卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育が行われている。

〔改善計画〕

令和3年度から、レポート、プロダクトの作成、プレゼンテーション等に基づく技能・態度の評価をルーブリック表にて実施するよう取り組んでいる。今後は、グループ演習やSGDによる主体的学習等を導入している他の教育科目において、目標達成度を適切に評価できるルーブリック評価を導入し、技能・態度に関わる評価はルーブリック表を用いることを徹底していく。

改訂コアカリでは、研究能力、自己研鑽、教育能力を醸成するためのアドバンスト専門教育として5年次後期～6年次前期に、「薬局薬学実習」、「病院薬学実習」、「伝統医療薬学実習」、「海外医療研修」および「学内研修」の5つの選択科目を設けているが、令和3年度は、「薬局薬学実習」と「海外医療研修」は開講できなかった。今後もコロナ禍の状態が続くことを想定し、カリキュラムの調整を行っていく。

令和3年度は、1年次「早期臨床体験」において、教員－学生間の信頼関係を早期に構築し今後の学習効果を向上させる目的で、医療・薬学に関するSGD、プロダクト作成および発表会を実施した。また同様の目的で1年次「薬学への招待」において、調剤業務やフィジカルアセスメントの体験実習を行った。学生からの授業評価も良好であったことから、さらなる改善を加え、6年間の学習効率を高めていく。

4 薬学専門教育の内容

(4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

【基準 4-1-1】

教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 4-1-1-1】 各授業科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠していること。

【現状】

本学の教育課程の構成と教育目標については、平成 18 年度から平成 26 年度までの入学生は、従前の薬学教育モデル・コアカリキュラム（以下、旧コアカリ）に準拠し、平成 27 年度以降の入学生は、改訂コアカリに準拠して設定している（基礎資料 3-1、基礎資料 3-3）。本学は、平成 28 年度より薬学科と漢方薬学科の 2 学科体制となり、改訂コアカリの教育目標に準拠している科目は、両学科共通の必修科目として配当している（基礎資料 3-3）。各学科の独自科目（薬学科科目および漢方薬学科科目）については、各学科のカリキュラム・ポリシーに則り、改訂コアカリに記載されている到達目標または科目独自の到達目標を定めている。また、すべての科目のシラバスに一般目標および到達目標を記載し、対応する到達目標番号（コアカリ SBO 番号）を明記している。また、シラバス内の「授業計画表」に、毎回の講義で学習するコアカリ SBOs の番号を記載しているため、学生は、自分がどの到達目標をいつ履修していくのか確認できる（基礎資料 3、令和 3 年度シラバス）。なお、学生は、学生用 Web サービス（Campus Plan Web Service）からもシラバスを確認することができる。

【観点 4-1-1-1】

【基準 4-1-2】

各授業科目の教育目標の達成に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-1】 各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）に適した学習方法を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-2】 科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得するため、実験実習が十分に行われていること。

【観点 4-1-2-3】 各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

【観点 4-1-2-4】 患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していることが望ましい。

【現状】

各授業科目の到達目標に対する学習方略として、主に知識の習得を目指す「薬理学Ⅰ」（２年次、令和３年度シラバス）や「物理化学Ⅰ」（２年次、令和３年度シラバス）等の科目では講義中心の教育を行い、技能・態度の習得を目指す「化学系実習」（２年次、令和３年度シラバス）等の科目では実習形式の教育を行っている。また、講義や実習で修得した知識・技能を復習・整理し、さらに、演習形式の講義、SGD、PBL および TBL 形式の授業も取り入れている。これらの具体例として、「物理化学」や「分析化学」の講義で得られた知識に対する演習を行う「物理系演習」（３年次、令和３年度シラバス）、SGD により実験結果の考察を行う「基礎実習」（２年次、令和３年度シラバス）、TBL を通して学習者個人の学習を深める「有機化学演習」（２年次、令和３年度シラバス）等が挙げられる。

【観点 ４・１・２・１】

２年次前期の「基礎実習」（２年次・１.５単位、令和３年度シラバス）では、科学実験に対する基本的な知識、技能および倫理面を含めた態度を修得するために、ガラス器具や分析機器の使い方および動物の扱い方に関する基本的な技能の修得を目指した教育を 15 コマ（54 時間）行っている。また、試薬や医薬品および器具の安全性や、動物実験の基本指針について説明している。２年次後期からは、専門科目の技能と態度の習得を目的とした実習を行っている。２年次後期には「化学系実習」（２年次・１.５単位、令和３年度シラバス）として有機化学、生薬学に関する実習を、「物理系実習」（２年次・１.５単位、令和３年度シラバス）として物理化学、分析化学に関する実習をそれぞれ、15 コマ（54 時間）ずつ実施している。また、３年次前期には生命科学に関する「生物系実習」（３年次・１.５単位、令和３年度シラバス）と環境衛生学、食品衛生学に関する「衛生薬学実習」（３年次・１.５単位、令和３年度シラバス）をそれぞれ、15 コマ（54 時間）、３年次後期には、薬理学、病態薬物治療学に関する「薬理学実習」（３年次・１.５単位、令和３年度シラバス）を 15 コマ（54 時間）実施している。さらに、４年次前期には、「薬剤学実習」（４年次・１単位、令和３年度シラバス）として、物理薬剤学、薬物動態学、製剤学、調剤学に関する 7 コマ（50 時間）を実施する。なお、各実習における到達目標は、ルーブリックを用いて示している。このように、２年次から４年次前期までに、全 7 科目 10 単位、97 コマ（374 時間）の実習を実施することで、科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得する教育を行っている（基礎資料 4、令和３年度シラバス）。

【観点 ４・１・２・２】

臨床に関わる実践的能力を培うという 6 年制薬学教育の主旨に鑑み、全領域において、医療現場との関連を意識した授業を行っている。特に、２年次から４年次において開講している「病態薬物治療学Ⅰ・Ⅱ・Ⅴ」では、講義内容を臨床現場で必要とされる知識と関連付けるため、主に医師免許を有する教員が担当している（令和３年度シラバス）。また、「病態薬物治療学Ⅰ」では、医療時事を考慮した最新の治療ガイドラインの紹介や、臨床現場での治療に関する理解を深めるための画像や病理組織像を用いた教育を行っている（令和３年度シラバス）。このように、低学年次から基礎的な知識を学ぶとともに、臨床に関する知識を得ることで、薬剤師としての意識を醸成している。

【観点 ４・１・２・３】

1、2年次の「早期臨床体験」（令和3年度シラバス）では、病院薬剤師、薬局薬剤師の業務を見学し、質疑応答の機会を設けている。1年次の「医療概論」（令和3年度シラバス）では、薬害被害者（血液製剤によるC型肝炎患者）による講話を行っている。4年次前期の「事前学習」（令和3年度シラバス）には、病院薬剤師・薬局薬剤師が講師として参加している。また、5年次の「診療科別治療論」（令和3年度シラバス）では、本学との連携協定を締結している九州中央病院の各診療科の医師による講義を行っている。4、5年次の「実務実習Ⅰ・Ⅱ」（令和3年度シラバス）では、患者・薬剤師・他の医療関係者と直接交流する体制を構築している。さらに、6年次の選択科目である「救急医療概論」（令和3年度シラバス）では、福岡赤十字病院の救急分野の専門医および薬剤師が、「ターミナルケア論」（6年次、令和3年度シラバス）では医師、「地域薬局論」（6年次、令和3年度シラバス）では薬局薬剤師による講義を実施しており、医療従事者・薬事関係者との交流体制を構築している。

【観点 4-1-2-4】

【基準 4-1-3】

各授業科目の実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-3-1】 効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

〔現状〕

薬学科、漢方薬学科とも、6年間で基礎から医療薬学分野の幅広い専門知識および問題解決能力を効果的に学習できるよう、科目間の関連性を配慮したカリキュラムを編成している（基礎資料4）。

1年次から3年次にかけて物理系、化学系、生物系の薬学基礎系の専門科目を体系的に修得できるように配当している。また、学生の知識修得後および並行して実習による技能・態度などが修得できるようにカリキュラムの配置を行っている（基礎資料4）。さらに、化学系、物理系の講義による知識と実習から修得した学習を総合的に学習できるように、2年次の後期から3年次にかけて「有機化学演習」、「物理系演習」、「構造解析演習」を配置している。3年次から4年次では、基礎から医療・臨床の内容へと連携した学習ができるように、医療系・臨床系科目を配置している。医療系科目では、例えば、薬理学を修得した後に病態・薬物治療学を修得できるようにするなど、科目間の連携により段階的に、かつ、薬物療法を深く理解できるようにしている。4年次から6年次にかけて卒業研究を配置し、基礎薬学および医療薬学における科学的問題解決型能力を修得できるようにしている。また、5年次後期（実務実習終了後）から6年次前期にかけて「病院薬学実習」、「薬局薬学実習」、「伝統医療薬学実習」、「海外医療研修」、「学内研修」の5つのアドバンスト専門科目（1科目選択必修）を配置し、専門的かつ統合的な薬学能力を修得できるようにしている。

学科別にみると、漢方薬学科の1年次では、「本草学」、「漢方・民間薬概論」を開講し、漢方・伝承薬など、漢方に関する歴史および基礎的な知識を修得できるようにしている。これらの基礎的知識をもとに、2年次以降に「漢方薬理学」、「漢方薬効免疫学」、「漢方製剤・薬剤学」を配置してい

る。また、これらの医療系科目は「漢方処方学」（5年次後期）、「臨床漢方治療学」（6年次前期）の臨床系科目とも接続しており、基礎から発展・応用的な内容へと段階的に学習できるようにしている。

薬学科では「臨床心理学」（2年次前期）や「介護学概論」（2年次後期）を開講し、医療人として必要な基本的知識を身につけ、高学年で学ぶ医療系・臨床系科目へ繋がられるようにしている。また、4～5年次の実務実習を経た上で、「診療科別治療論」（5年次後期）、選択科目として「疾患治療特論」や「救急医療概論」（6年次前期）などを受講することで、より医療現場での問題解決に応用できる能力の育成に繋がられるように編成している。

以上のようなカリキュラム編成は、カリキュラムマップにより確認することができる（基礎資料4）。

【観点 4-1-3-1】

（4-2）大学独自の薬学専門教育の内容

【基準 4-2-1】

大学独自の薬学専門教育が、各大学の教育研究上の目的に基づいてカリキュラムに適確に含まれていること。

- 【観点 4-2-1-1】 改訂コアカリおよび実務実習モデル・コアカリキュラム以外に、大学独自の薬学専門教育が各大学の教育研究上の目的に基づいて行われていること。
- 【観点 4-2-1-2】 大学独自の薬学専門教育が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に明示されていること。
- 【観点 4-2-1-3】 大学独自の薬学専門教育を含む授業科目の時間割編成が選択可能な構成になっているなど、学生のニーズに配慮されていることが望ましい。

〔現状〕

本学薬学科の教育研究上の目的は「薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えた実践能力の高い薬剤師を育成する」とし、漢方薬学科は「薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えるとともに、日本独自の伝統医学である漢方に精通した実践能力の高い薬剤師を育成する」と定めている（令和3年度シラバス）。教育研究上の目的に基づいて、「改訂コアカリ」および「実務実習モデル・コアカリキュラム」に準拠した科目以外に、本学独自の薬学専門科目を設けている。薬学科は4-2表1に、漢方薬学科は4-2表2に示す。また、アドバンスト科目を開講し、学生や第三者に理解できるようにシラバス（令和2年度）に明示している（資料5-1/5-2）。

4-2表1 本学独自の薬学専門教育科目（薬学科）

必修科目

学 年	科目名	単 位	内容
--------	-----	--------	----

2	介護学概論	1	介護での職種間チームワークについて学ぶ
2	臨床心理学	1	臨床心理学の知識と技術について学ぶ
5	診療科別治療論	1.5	現役医師による各診療科の治療法を学ぶ
6	処方解析学	1	処方箋から患者の病態、処方薬について学ぶ
6	地域薬局論	1	地域の薬局・薬剤師の役割や業務を学ぶ
6	医薬品開発論	1	医薬品の開発の手順、開発プロセスを学ぶ

選択科目

学年	科目名	単位	内容
1	海外大学講師特別講義	0.5	日本と海外医療制度や薬剤師の果たす役割を学ぶ
6	臨床物理分析法	1	臨床現場で用いる分析技術を学ぶ
6	疾患治療特論	1	疾患の治療例について、病院薬剤師より学ぶ
6	ターミナルケア論	1	終末期医療について学ぶ
6	救急医療概論	1	救急医療の専門医師、薬剤師より学ぶ
6	健康管理学	1	予防医学として環境変化の影響を学ぶ

4-2 表 2 本学独自の薬学専門教育科目（漢方薬学科）

必修科目

学年	科目名	単位	内 容
1	本草学	1	古典に基づく本草学を学ぶ
1	漢方・民間薬概論	1	漢方薬と伝統医薬・薬物について学ぶ
2	漢方薬理学	1	漢方医学の EBM について学ぶ
2	漢方薬効免疫学	1	免疫に関与する漢方薬・生薬を学ぶ
3	漢方製剤・薬剤学	1	漢方薬の剤形・加工・薬効について学ぶ
5	診療科別治療論	1.5	医療現場の現状に関して、現役医師より学ぶ
5	漢方処方学	1	漢方薬の臨床応用について学ぶ
6	臨床漢方治療学	1	医師より学ぶ

選択科目

学 年	科目名	単位	内 容
1	海外大学講師特別 講義	0.5	日本と海外医療制度や薬剤師の果たす役割 を学ぶ
6	医薬品開発論	1	医薬品の開発の手順、開発プロセスを学ぶ
6	地域薬局論	1	地域の薬局・薬剤師の役割や業務を学ぶ
6	処方解析学	1	処方箋から患者の病態、処方薬について学ぶ
6	臨床物理分析法	1	臨床現場で用いる分析技術を学ぶ
6	疾患治療特論	1	疾患の治療例について、病院薬剤師より学ぶ
6	ターミナルケア論	1	終末期医療について学ぶ
6	救急医療概論	1	救急医療の専門医師、薬剤師より学ぶ
6	健康管理学	1	予防医学として環境変化の影響を学ぶ

教育研究上の目的を達成するため、本学独自の薬学専門教育として、アドバンスト科目やアドバンスト実習を独立した科目あるいは授業の一部として開講している。新カリキュラムではアドバンスト科目を増やしている。

【観点 4-2-1-1】

授業内容はシラバスに明記されており、それぞれ一般目標と到達目標を記載している（令和3年度シラバス）。

【観点 4-2-1-2】

これら本学独自の薬学専門科目は、他の授業科目と重複しないような時間割を作成しており、多くの学生が受講できるように配慮している。

【観点 4-2-1-3】

『薬学教育カリキュラム』

4 薬学専門教育の内容

〔点検・評価〕

コアカリで定められている到達目標とそれに対応したコアカリ SBOs 番号は、開講科目に割り当てられている。また、これらはシラバスにも明記されており、各回の講義ごとに記載されている。

各学習領域に適した方略を用いた教育が行われており、実験実習についても、技能の取得に十分な内容と時間を充てている。また、全学習領域において基礎と臨床の知見を相互に関連付けた教育に努めており、学外医療関係者、薬事関係者、患者等の教育への直接的な関与も積極的に進められ

ている。

本学の教育上の目的に基づいて、薬学科では2年次、5年次ならびに6年次に、漢方薬学科では、1年次、2年次、3年次、5年次ならびに6年次に独自の薬学専門教育が提供されており、シラバスに明示されている。薬学科の旧カリキュラムでの独自の薬学専門科目は卒業までに必要な取得単位数205単位のうち総計10単位（4.9%）である。また、新カリキュラムでは188単位のうち総計42単位（22%、薬学科）、総計47単位（25%、漢方薬学科）である。

〔改善計画〕

現在のところ、薬学専門教育における講義・演習・実習の内容に関する問題点はないと考えているが、カリキュラムの構成や各科目の学習方略の妥当性については、教務委員会を中心として年度ごとに検証し、改善項目を検討している。例えば、授業科目内で基礎と臨床の知見を相互に関連付けた講義を実施できる科目設定の必要性が挙げられる。また実習科目は、COVID19への対策として3密回避を徹底し実施しているため、実習のコマ数の確保が困難であった。次年度は、各実習科目で3コマ×10日間を確保する。令和4年度4月より、新カリキュラムに則り薬学教育を実施するため、学生が混乱しないようしっかりと周知徹底を図る。

5 実務実習

(5-1) 実務実習事前学習

【基準 5-1-1】

事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

- 【観点 5-1-1-1】 教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。
- 【観点 5-1-1-2】 学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。
- 【観点 5-1-1-3】 実務実習事前学習が、適切な指導体制の下に行われていること。
- 【観点 5-1-1-4】 実務実習における学習効果が高められる時期に実施されていること。
- 【観点 5-1-1-5】 実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。
- 【観点 5-1-1-6】 実務実習の開始時期と実務実習事前学習の終了時期が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

【現状】

本学の実務実習事前学習科目は、4年次の「事前学習」である。令和3年度は、薬学教育モデル・コアカリキュラム平成25年度改訂版（以下、改訂モデルコアカリキュラム）に準拠して実施しており、教育目標は改訂モデル・コアカリキュラム F 薬学臨床の GIO と一致しており、シラバスに明記している（令和3年度シラバス）。

【観点 5-1-1-1】

4年次の事前学習は130コマ（1コマ90分）で139名の学生を対象に実施している。4年次前期では、主に講義および演習を事前学習導入46コマで行い、4年次後期では主に実習を行い、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、まとめ、実務実習終了報告会として84コマで構成されている。Ⅰでは「処方せんに基づく医薬品の調製（16コマ）」、Ⅱでは「医薬品の管理と供給（3コマ）」、「薬物療法における効果と副作用の評価（3コマ）」、「フィジカルアセスメント（3コマ）」、「薬物治療（3コマ）」、「薬局での患者応対など（6コマ）」の計18コマ、Ⅲでは「薬局および病院での情報提供」の計18コマ、Ⅳでは「無菌操作および注射剤の調整など」の計12コマ、「事前学習まとめ（14コマ）」、そして「実務実習報告会（4コマ）」である（令和3年度シラバス、基礎資料6）。

実務実習Ⅰ（薬局実習）では、薬局実習開始の約1カ月前に、直前学習を9コマ実施している。直前学習は講義中心であった内容から、薬局実習で必要となる基本的な技能・態度を確認するため、調剤（4コマ）、服薬指導（5コマ）の実習へ変更した。平成28年度においては「事前学習まとめ（28コマ）」、「実務実習直前学習（15コマ）」を合わせて43コマが「事前学習まとめ」の内容であったが、14コマへ変更した（令和3年度シラバス）。

事前学習を行う場所は、実習棟である新館3、4階で行っている。事前学習Ⅰは「調剤実習室」、

「製剤実習室」、事前学習導入および事前学習 II, III は、「医薬品情報室」「服薬指導実習室」、「模擬保険薬局」、「模擬病棟」、事前学習 IV は「無菌製剤実習室」で行っている（令和 3 年度学生便覧）。「調剤実習室」には調剤棚 32 台、「無菌製剤実習室」にはクリーンベンチ 12 台、安全キャビネット 12 台、手洗い台 5 台設置されている。

【観点 5-1-1-2】

事前学習の指導は、教授 7 名、准教授 2 名、講師 3 名、助教 2 名、助手 2 名（計 16 名）（実務系教員 10 名）で行っている（令和 3 年度シラバス）。4 年前期では、本学の医師経験者 1 名、看護師経験者 1 名が講義を担当した。課題や症例を用いた演習では、2 名の薬局薬剤師、6 名の病院薬剤師がそれぞれの専門の領域の課題を作成し、学生の指導に当たっている。後期の実習では、139 名を 3 つのグループに分け、1 つの実習項目あたり、2～3 名の実務系教員が担当し、ローテーションで指導している（令和 3 年度シラバス、2021 年度事前学習実習書）。

【観点 5-1-1-3】

4 年次後期の 2 月下旬に実務実習が始まることを考慮し、実務実習関連科目は 3 年次後期「調剤学」、4 年次前期の「薬事関係法規・制度」「医薬品情報学」、「臨床薬物動態学」に設定している。「調剤学」では、調剤を行う際の法的、実務的な知識、患者の医薬品適正に使用のため、薬剤師として必要な知識を修得することを目的として実施する。「薬事関係法規・制度」では、薬剤師と医薬品等に係る法規範、社会保障制度と医療経済、地域における薬剤師の意義の理解と遵守する態度を修得することを目的として実施する。「医薬品情報学」では、医薬品情報およびセルフメディケーションに関する基本的な知識の修得を目的として実施する。「臨床薬物動態学」では、患者ごとの薬物設計に必要な基本的な知識と技能の修得を目的として実施する。4 年次前期の実務実習は 4 年次の実務実習関連科目開始時期より約 1 カ月半ずらして 5 月下旬に開始している（基礎資料 6）。このように 3 年後期から 4 年前期では講義・演習を中心に実務実習を行うために必要な知識の修得、後期は 9 月から 11 月に実施し、実習を中心に実務実習に必要な技能の修得を行っている（令和 3 年度シラバス）。

【観点 5-1-1-4】

シラバスの一般目標において事前学習導入、I、II、IV の関連科目を記載し、関連科目の内容を含めた実習であることを記載した。事前学習の評価方法は関連科目を含めて評価するため、導入 20%、I～IV の各領域 19%、これに報告会 4%を加え、全体 100%として行った。導入では、客観テスト 20%、課題レポート 40%、振り返りレポート 20%、態度 20%で評価した。事前学習 I～IV では、客観テスト 20%、実技テスト 20%、実習書 20%、振り返りレポート 20%、態度 20%で評価した。成績評価のための実技テストはまとめて実施した。報告会はレポート 100%で評価した（令和 3 年度シラバス、ルーブリック評価表）。しかしながら、総合的な評価は実施できていない。

【観点 5-1-1-5】

事前学習の終了（4 年次の 11 月）から、薬局実務実習の開始まで第 1 期の場合 3 カ月、第 2 期の場合 6 カ月離れていることから、それぞれ第 1 期または第 2 期の薬局実習（実務実習 I）開始前に直前学習(9 コマ)を行い、ループリックを用いて到達度を再確認している（令和 3 年度シラバス、ループリック評価表）。ただし、新型コロナウイルス感染対策として、実務実習開始の 2 週間前から地元待機する必要があるため、直前学習は 3・4 週間前に実施した。

【観点 5・1・1・6】

（5－2）薬学共用試験

【基準 5-2-1】

薬学共用試験（CBT および OSCE）を通じて実務実習を履修する学生の能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

【観点 5・2・1・1】 実務実習を行うために必要な能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づいて確認されていること。

【観点 5・2・1・2】 薬学共用試験（CBT および OSCE）の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数および合格基準が公表されていること。

[現状]

実務実習を行うために必要な能力を修得していることを確認するために、薬学共用試験を受験した学生の成績は、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づいて判定を行っている。すなわち、合格基準は、CBT は正答率 60%以上、OSCE は課題ごとに 2 人の評価者の細目評価の平均が 70%以上かつ概略評価の合計点 5 以上を合格としている（2021 年度薬学共用試験実施要項）。

【観点 5・2・1・1】

令和 3 年度の薬学共用試験（CBT および OSCE）は、CBT 委員会および OSCE 委員会が中心となり実施した。2021 年度薬学共用試験実施要項に従い、実施時期、実施方法、合格者数および合格基準を、令和 4 年 4 月 1 日に大学のホームページ（<https://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/kyoyoshiken/>）に表 1 として公表している。

表 1 令和 3 年度薬学共用試験結果

	実施日程	合格者数	合格基準
CBT	本試験：令和 4 年 1 月 13, 14 日 追再試験：令和 4 年 2 月 15 日	123 名	正答率 60%以上
OSCE	本試験：令和 3 年 12 月 5 日 追再試験：令和 4 年 2 月 18 日	159 名	細目評価 70%以上 概略評価 5 以上

共用試験		123 名	
------	--	-------	--

【観点 5-2-1-2】

【基準 5-2-2】

薬学共用試験（CBT および OSCE）を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 5-2-2-1】 薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて行われていること。

【観点 5-2-2-2】 学内の CBT 委員会および OSCE 委員会が組織され、薬学共用試験が公正かつ円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-2-2-3】 CBT および OSCE を適切に行えるよう、学内の施設と設備が整備されていること。

【現状】

薬学共用試験（CBT・OSCE）は、薬学共用試験センターから提示された「2021 年度 薬学共用試験実施要項」に基づいて実施している。CBT 実施については、薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて、「薬学共用試験 CBT 実施の手引き/実施マニュアル」（以下、実施マニュアル）の教員版および学生版を作成して実施している。OSCE 実施については、薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて作成した「OSCE 本試験事前審査書類」を共用試験センターの事前審査を受け、OSCE を実施している（薬学共用試験 CBT 実施の手引き/実施マニュアル、OSCE 本試験事前審査書類）。

【観点 5-2-2-1】

CBT

CBT を公正かつ円滑に実施するために、学内に CBT 委員会（委員長 1 名、委員 3 名）を設置し、実施マニュアルを基に、学生向けガイダンス、テストラン、監督者説明会を行った後、試験を実施している。薬学共用試験センターの標準的な試験時間割を遵守した学内時間割を作成し、それに基づいて試験を行っている（薬学共用試験 CBT 実施の手引き/実施マニュアル）。各試験場には主監督者 1 名（准教授以上）および補助監督者 2 名もしくは 3 名を配置している。監督者は男女の組み合わせを配慮して配置している。また、公正さを保つために薬学共用試験センターから派遣されたモニター員の監視下で CBT を実施している。

OSCE

OSCE を公正かつ円滑に実施するために学内に OSCE 委員会（委員長 1 名、委員 15 名）を設置し、学生向けガイダンス、評価者養成講習会、直前評価者講習会、SP 養成講習会および直前 SP 講習会を実施している（OSCE 本試験事前審査書類）。また、試験の公正さを保つために薬学共用試験センターから派遣されたモニター員監視下で OSCE を実施している。外部評価者として、福岡県病院薬剤師会、福岡県薬剤師会、福岡大学薬学部および九州大学薬学部の協力を得て行っ

ている。

【観点 5・2・2・2】

CBT

CBT の設備として、本学情報演習室は 230 台の PC を揃えており、受験生が同一条件で受験できる体制を整えている。本試験は 2 日間に分けて実施した。各教室に予備の PC を準備し、CBT 実施中に PC の誤作動によるトラブルが生じた場合は、受験中の教室内で監督者の指示の下、他の PC ですぐに試験を再開できる体制を整えている。また、十分な間隔で座席を配置しており、公正さを確保している。

OSCE

OSCE は、新館 3 階の医薬品情報、服薬指導実習室、模擬病棟、新館 4 階の無菌製剤実習室、製剤実習室、調剤実習室を使用して実施している。試験において受験生同士の接触を防ぐための動線とパーティションを設置設置し、スタッフが誘導した。OSCE 本試験は 168 名の受験生を午前と午後の 2 つのグループに分け、3 課題を 1 日で実施している。(OSCE 本試験事前審査書類)。

【観点 5・2・2・3】

(5-3) 病院・薬局実習

【基準 5-3-1】

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

【観点 5-3-1-1】実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-3-1-2】実務実習に関する責任体制が明確にされていること。

【観点 5-3-1-3】実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などの実施状況が確認されていること。

【観点 5-3-1-4】薬学部全教員が参画していることが望ましい。

【現状】

実務実習の実施、九州山口地区実務実習調整機構（以下、地区調整機構）との連絡調整に関わる事項は、実務実習委員会において行っている（委員会規定）。委員会の構成要員は、教授4名、准教授2名、講師2名、助教2名、事務職員4名である。委員会を原則、月1回実施し、実務実習にかかる方針や事案の検討を行っている（令和3年度実務実習委員会議事録）。

【観点 5-3-1-1】

実務実習の責任部署は実務実習委員会で、委員長は実務実習総括部長であるが、令和3年度は総括部長不在となったため、学長が指名した教員が委員長を担当した。実務実習の実施状況を確認するために、学生毎に実務実習生担当教員を定めている（実務実習生担当教員分担表）。薬局実務実習では、学生が所属する研究室の教員および薬学教育支援センターの教員が担当し、病院実務実習では、実務実習委員会および薬学教育支援センターの教員が担当した。実習生担当教員は実務実習実施要項に従って、学生との連絡・面談、実習施設への連絡あるいは訪問を行い、円滑な実習の実施に努めている（実施要項）。

実務実習にかかる病院および薬局との事務手続きの担当窓口は薬学部教務課であり、実習中に怪我や破損などが発生した場合の補償については、学生教育研究災害障害保険（学研災）および学研災付帯賠償責任保険に全員加入しており、この担当窓口は薬学部学生課が担当する。

実習に関する問題事項が見出された場合には、実務実習委員長が実務実習生担当教員とともに調整にあたり、重大な事案については、実務実習委員会で対応を協議する。

【観点 5-3-1-2】

実務実習に先立ち、実習生の安全確保および院内感染防止に対応するため、3年次9月に血液抗体検査（麻しん、風しん、水痘、ムンプスおよびHBs抗原抗体）、ツベルクリン反応検査を実施している。抗体検査の結果に基づき、ワクチン接種を実施し、実習生の自己紹介シートおよび検査結果を同封し実習施設への報告を行っている。また、4年次の2月に健康診断を実施している。

【観点 5-3-1-3】

実務実習委員会が責任をもって専任の教授、准教授、講師、助教で実習生担当教員として担当する学生を割り振っている（実務実習生担当教員分担表）。

【観点 5-3-1-4】

【基準 5-3-2】

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 5-3-2-1】 学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され、配属が公正に行われていること。

【観点 5-3-2-2】 学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 5-3-2-3】 遠隔地における実習が行われる場合は、大学教員が当該学生の実習および生活の指導を十分行うように努めていること。

〔現状〕

本学は地区調整機構で検討された申し合わせ事項に基づいて実務実習の調整を行っている。実務実習施設の配属に関しては、実務実習委員会が担当している。

病院配属に関して、学生の現住所および実家住所に基づき、九州・山口の9大学薬学部間で地区調整機構大学委員会を開催し、地区調整機構から提示される実習受入予定施設一覧をもとに、配属原案を作成する（実習受入予定施設一覧）。薬局配属に関しては、学生の現住所および実家住所に基づき、大学で学生の実習地区を割り振り、地区調整機構に提示する。地区調整機構より九州・山口地区薬局実務実習受入調整機関（以下、調整機関）に調整を依頼し、調整機関が薬局実習受け入れ施設を決定している。なお、九州山口地区に学生保護者住所がある場合、原則、ふるさと実習としている。実務実習の配属決定の方法と基準に関する学生への説明は、3年次の住所調査および4年次前期に行っている。

【観点 5-3-2-1】

本学では、3年次の12月に、最新の現住所、保護者住所、連絡先、通学手段等の情報調査を行っている。また、特別な配慮が必要な場合はその旨を記載させている（調査票）。病院配属においては、学生の現住所または実家住所から公共交通機関利用で原則1時間以内に移動できる実習施設を選択している。公的交通機関の使用が困難な場合は、実習施設の許可を得た上で大学に届出ることにより自家用車による移動も配慮している。

薬局配属が決定後、調整機構より結果が大学に送付される。その調整結果を学生に開示して、公共交通機関での通学が可能であるか確認させている。

【観点 5-3-2-2】

実務実習期間中、ふるさと実習を含め、実習生担当教員が基本的に富士ゼロックス社製の実務実習指導・管理システム（以下、WEBシステム）を利用し、実習の進捗状況を確認している。そして、施設訪問（1回）を含めて電話等で連絡を取り、学生の様子の確認し、指導を行っている。

(実施要項)。

【観点 5-3-2-3】

【基準 5-3-3】

実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習が、適正な指導者・設備を有する施設において実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-1】 実務実習が適正な指導者のもとで実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-2】 実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されるよう努めていること。

〔現状〕

病院および薬局における実務実習は、日本薬剤師研修センターが認定する認定実務実習指導薬剤師の資格を有する指導薬剤師のもとで実施している。実務実習中に、実習生担当教員あるいは学生から指導薬剤師の指導について指摘があった場合、学生担当教員又は実務実習委員会が受入施設の指導薬剤師と連絡をとり、対応を行う。対応が困難な事例については、地区薬剤師会または地区病院薬剤師会と連携し、対応を行う。

【観点 5-3-3-1】

各県病院薬剤師会および各県薬剤師会において実務実習受入要件を満たしていることが確認されている実習施設で実施している。病院配属に関しては、地区調整機構から提示された施設から九州山口地区 9 大学の調整により決定している。薬局配属に関しては、調整機関による調整によって、実務実習配属先が決定されている。(実務実習配属先リスト)。

【観点 5-3-3-2】

【基準 5-3-4】

実務実習が、実務実習モデル・コアカリキュラムの目標・方略に準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-3-4-1】 教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-3-4-2】 学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-3-4-3】 病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11週間）より原則として短くならないこと。

〔現状〕

本学の薬局実務実習（実務実習Ⅰ）および病院実務実習（実務実習Ⅱ）の教育目標（一般目標・

到達目標)は、いずれも改訂モデル・コアカリキュラム F 薬学臨床の教育目標(一般目標・到達目標)に準拠して実施している(令和3年度シラバス)。

【観点 5-3-4-1】

実習施設には事前に、大学が推奨する実務実習スケジュールと実務実習終了時に指導薬剤師が評価に用いる実務実習評点表を提示している。Web システムに、改訂モデル・コアカリキュラムに沿った到達度評価があり(概略評価項目)、実習生および指導薬剤師は4、8、11 週終了時に評価を行っている。この到達度評価を実習生担当教員が4、8 週終了時に確認している。

【観点 5-3-4-2】

病院実務実習、薬局実務実習のいずれにおいても、本学と各施設の間で11 週間の契約を締結している。学生が欠席・遅刻した場合、担当教員に連絡するとともにWEB システムに記録する。病欠、災害等によって実習ができない期間については、実務実習委員会と受入施設が協議し、実習期間の延長などそれぞれ11 週間の実習期間を担保する。

【観点 5-3-4-3】

【基準 5-3-5】

実務実習が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下に実施されていること。

【観点 5-3-5-1】 事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。

【観点 5-3-5-2】 実習施設との間で、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導監督についてあらかじめ協議し、その確認が適切に行われていること。

[現状]

実務実習開始前に、各受入施設に資料を郵送し、薬剤師会が主催する合同実習説明会において、郵送した資料について説明を行っている。実習期間中の実務実習生担当教員による訪問については、平成31 年度より全施設でWeb システムが導入され、実習の状況を把握できるようになったため実習期間中に原則1 回の訪問としている。訪問した際には、指導薬剤師等および学生と面談し、学生の健康面や実務実習の進捗状況を確認している。担当教員は平成31 年度までは訪問後に施設訪問報告書を提出していたが、令和2 年度から実習の経過を把握するため、4、8 週目終了時点の実習の状況を実習経過報告書として実務実習委員会に提出し、実務実習委員会において実習状況を確認している。実習期間中の実習施設からの質問や実習指導における問題を担当教員が把握した場合、実務実習委員会と情報を共有し、対応にあたっている(経過報告書)。

【観点 5-3-5-1】

実務実習開始前に実習施設と締結する契約書において、個人情報、秘密およびプライバシー(以下、「個人情報等」という)の保護に関する条項を明記している。これに従い、学生に本学の「病

院・薬局等における実習等の誠実な履行ならびに個人情報等および病院・薬局等の法人機密情報の保護に関する説明文書」を配布し、説明を行い、学生が了解のもとに誓約書を提出している（契約書、説明文書）。

【観点 5-3-5-2】

【基準 5-3-6】

実務実習の評価が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下、適正に行われていること。

【観点 5-3-6-1】 評価基準を設定し、学生と実習施設の指導者に事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、適正な評価が行われていること。

【観点 5-3-6-2】 学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。

【観点 5-3-6-3】 実習終了後に、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取が、学生、実習施設の指導者、教員から適切に行われていること。

【観点 5-3-6-4】 実務実習の総合的な学習成果が適切な指標に基づいて評価されていることが望ましい。

[現状]

実務実習の形成的評価は改訂モデル・コアカリキュラム F 薬学臨床の教育目標（一般目標）に従い、F(1)-(3)については4、8、11週目終了時に学生と指導薬剤師が4段階で評価し、F(4)-(5)については実習生が作成した日誌、週報、レポートを指導薬剤師が確認している。また、指導薬剤師による総括的評価は、九州・山口地区調整機構において作成された改訂モデル・コアカリキュラムの教育目標に、態度評価を加えた実務実習評点表を用いて実施している。これらの評価表を実習開始前に、指導薬剤師および学生に提示している。また、実務実習生担当教員による総括的評価の内容についても、実習開始前に指導薬剤師および学生に提示している（実務実習評点表）。

実務実習終了後の総括的評価は、指導薬剤師による実務実習評点表（50%）の評価と、実務実習生担当教員による態度（10%）および実務実習書（40%）評価によって実施している。（令和3年度シラバス、ループリック表）。

【観点 5-3-6-1】

実習期間中の学生は、Webシステム実習内容等を日報、週報に記入し、4、8、11週終了時に形成的評価として目標到達度を自己評価し、概略評価項目に記入する（WEBシステム）。これらの概略評価項目は、いずれも改訂モデル・コアカリキュラムに準拠しており、学生の到達度の進行状況を指導薬剤師および実習生担当教員が共有することができる。

指導薬剤師は、日報、週報に対するコメント入力、概略評価項目の到達度評価を行うことでフィードバックを行う。

実習生担当教員はそれぞれの評価を確認し、学生と指導薬剤師の双方と連絡をとり、実務実習の評価が適切に実施されているか確認を行っている。4、8週終了時に実務実習生担当教員は、経過報告書

を実務実習委員会に提出し、実務実習委員会はその内容を確認し、問題点があれば実習生担当教員と協力して、改善に努めている。

【観点 5・3・6・2】

実務実習終了後に学生と指導薬剤師を対象としたアンケートを実施している。その内容は実務実習委員会で報告している。実習生担当教員は、経過報告書を2回実務実習委員会へ提出している（経過報告書）。病院実習後に実習報告会を開催し、学生全員が病院における成果を発表した。報告会はZOOMで指導薬剤師に向けて配信を行った。各学生が発表した内容を取りまとめ、福岡県薬剤師会の指導薬剤師にフィードバックした。

【観点 5・3・6・3】

指導薬剤師が行う実務実習評点表は、改訂モデル・コアカリキュラムに記載された概略評価に、実務実習期間の態度を加えた総合的な指標が示されたものである。さらに実習生担当教員は実習態度および実習書を指標として評価している（令和3年度シラバス）。令和3年度の実務実習の成績評価は指導薬剤師による実務実習評点表を用いた評価50%、実習生担当教員による評価50%（態度10%、実務実習書40%）で行った（令和3年度シラバス）。

実習後のポスト教育にて薬物療法の実践やチーム医療・地域保健医療への参加において基本的な知識・技能・態度の修得をルーブリックにより評価している（令和3年度シラバス、ルーブリック表）。

【観点 5・3・6・4】

『薬学教育カリキュラム』

5 実務実習

〔点検・評価〕

事前学習および実務実習の教育目標（一般目標・到達目標）は、改訂モデル・コアカリキュラムのF 薬学臨床の教育目標（一般目標・到達目標）に準拠している。教育目標はシラバスに明記され、適切な指導体制のもとに行われている。

事前学習の評価方法は関連科目を含めて評価するため、導入20%、I～IVの各領域19%、これに報告会4%を加え、全体100%として行った。これまで、まとめは成績評価に反映していなかったが、成績評価のための実技テストをまとめて実施した。しかしながら、個々の評価の積み重ねであり、総合的な評価方法となっていない。

薬学共用試験は、CBT委員会およびOSCE委員会が中心となって実施し、合格者数および合格基準が大学のホームページに公開されている。また、薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいてCBTおよびOSCE実施のための資料が作成され、それに従って公正かつ円滑な共用試験が実施されている。

実務実習の配属決定の方法と基準を3年次の12月に学生に提示し、地区調整機構や調整機関との協力のもと、配属が公正に行われている。

病院および薬局における実務実習は、日本薬剤師研修センターが認定する認定実務実習指導薬剤師の資格を有する指導薬剤師により実施され、実務実習受入施設は、各県病院薬剤師会および各県薬剤師会において実務実習受入要件を満たしていることが確認されている施設で実施されている。また、評価基準を設定し、学生と実習施設の指導者に事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、適正な評価が行われている。

学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、WEBシステムと定期的な連絡・訪問により行われ、実習終了後のアンケートにより、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取を、学生、実習施設の指導者から実施している。しかし、教員からのアンケートは実施していない。実務実習委員会が実習生担当教員を責任もって教員に対して任命を行っているが、すべてではない。実習経過報告書については提出漏れがないように実務実習委員会が確認している。

実務実習において薬局と病院の連携を図るため、ポスト教育で実施した病院実務実習報告会をZOOMで配信し、薬局および病院実習の指導薬剤師が参加した。しかし、参加者は一部にとどまった。

〔改善計画〕

- ・事前学習の評価方法を総合的な評価となるように見直しを行う。
- ・病院実務実習報告会を薬局の指導薬剤師との連携に活用するため、指導薬剤師の参加しやすい時期などを検討する。参加できなかった指導薬剤師へのフィードバック方法を検討する。また、実習後のアンケートについてフィードバックを検討する

6 問題解決能力の醸成のための教育

(6-1) 卒業研究

【基準 6-1-1】

研究課題を通して、新しい発見に挑み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得するための卒業研究が行われていること。

【観点 6-1-1-1】 卒業研究が必修単位とされており、実施時期および実施期間が適切に設定されていること。

【観点 6-1-1-2】 卒業論文が作成されていること。

【観点 6-1-1-3】 卒業論文には、研究成果の医療や薬学における位置づけが考察されていること。

【観点 6-1-1-4】 学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催されていること。

【観点 6-1-1-5】 卒業論文や卒業研究発表会などを通して問題解決能力の向上が適切に評価されていること。

【現状】

平成 26 年度以前に入学した学生のカリキュラムは旧コアカリの「E 卒業実習教育」に準拠し、5 年次に「卒業研究Ⅰ（必修、2 単位）」を、6 年次に「卒業研究Ⅱ」（必修、4 単位）を履修する。「卒業研究Ⅰ」は、60 コマ以上が確保されている。また、6 年次の卒業研究Ⅱのコマ数は時間割では 120 コマ以上が確保されている。卒業論文発表会を 7 月中旬、卒業論文仮提出を 8 月中旬に行い、その後、指導教員による添削や副査による査読を受け、12 月末に卒業論文最終提出というスケジュールで実施している。従って、卒業研究の実施期間は 5～6 年次にわたって実施されている。

平成 28 年度の入学生（現 6 年次生）は改訂コアカリに準拠し「卒業研究（4～6 年次：必修、16 単位）」を履修する。この科目は 4 年次から 6 年次にかけて履修する科目である。これは実務実習が 3 期制から 4 期制に変更されたことに対応し、学生がフレキシブルに卒業研究に取り組めるよう配慮したものである。例年、4 年次の分野配属決定以降、実務実習などをはさんでも、令和 3 年度終了までに実務実習の時期に関わらず 480 コマ以上を配置している（卒業研究（4 年次）：令和 3 年度シラバス、卒業研究（5 年次）：令和 3 年度シラバス）。平成 28 年度入学の 6 年次生の場合、令和 2 年度（5 年次）は、COVID19 の影響で、4 月～8 月は卒業研究Ⅰ、卒業研究が実施できなかったが、令和 3 年度終了時までには、学生にとって不利益とならないよう、最大限に配慮し卒業研究を実施した。

【観点 6-1-1-1】

卒業研究は薬学部内の全 14 分野と地域医療薬学センターおよび薬学教育推進センターで実施されており、学生の卒業研究テーマは全て医療や薬学に関わるものである。卒業論文は学生ごとに作成し、単著論文として提出させている。卒業論文の作成時期は、研究の進捗状況により異なるが、多くの場合 6 年次 4 月より着手し、8 月中旬の仮提出期限までに完成させている。分野・センター所属の教員が学生の指導教員となり、医療や薬学における位置づけがきちんと考察されるよう、執筆に関しても指導を行っている。学生に対しては、卒業論文の作成要領、論文フォーマットを提示

し、卒業論文の形式を揃えている。学生により提出された卒業論文は指導教員が取りまとめ、大学サーバーに提出している。その後、仮提出された論文は評価表に従い、副査による評価を受ける。副査による査読・評価の結果を受け、学生は論文の修正を行い、12月末までに最終版の論文を指導教員に提出する。その後、最終版の論文は、分野・センター内の主査による評価を受ける。卒業研究実施の際やセミナー時などに思考能力を醸成させるような指導を行うことで、卒業研究の意義を教授している。卒業論文発表会や卒業論文の評価に他分野の副査（所属分野以外の教員）を充てることで、研究成果について多角的に考察させている。

【観点 6・1・1・2】【観点 6・1・1・3】

卒業研究発表会は学部主催で、7月の中旬から下旬の間の1日で開催されている。発表形式はポスター発表形式で、学生全員が発表している。卒業研究発表会は、特許を申請する内容が含まれる研究や学術雑誌に投稿予定の研究に配慮するため、学外者には公開していない。発表会の参加者全員に発表内容に関する情報を外部に漏らさないよう守秘義務誓約書に署名させている（令和2年度より実施）。

【観点 6・1・1・4】

卒業研究は、1）主査（指導教員）による卒業研究実施から卒業論文作成の過程、2）卒業論文発表会におけるプレゼンテーション、3）提出された卒業論文、により評価している（資料5-1/5-2）。また、2）および3）は、所属分野以外の教員1名が副査としてルーブリック評価表に沿って評価する。2）および3）を評価する副査は、別の教員が担当している。このように所属分野以外の複数の教員で対応することにより、学生が卒業研究により培ったものを多角的、かつ客観的に評価している（令和3年度シラバス）。

平成26年度以前に入学した学生には卒業研究Ⅰの終了時（5年次3月）に中間報告書を作成・提出させている。その後、提出された中間報告書を指導教員が評価している。

平成27年度の入学生（現6年次生）は4年次から6年次にかけて卒業研究（16単位）を履修する。最終的に卒業研究（卒業研究Ⅱ）の評価は、1）主査（指導教員）による日常の研究態度を含めた卒業研究期間全般における総合評価（50%、ルーブリック表を使用）に加え、2）副査による卒業論文発表会の評価（20%、ルーブリック表を使用）と3）卒業論文の評価（30%、ルーブリック表を使用）により実施されている。また令和2年度より、卒業研究の成果の一部を学術学会や学術論文などで発表した学生の評価を高めるため、1）の評価表の評価項目に修正を加えている。これにより、学生の問題解決能力の醸成やプレゼンテーション能力の向上を後押しできると考えている。

このように卒業研究は客観的、かつ適切に評価が行われている。

【観点 6・1・1・5】

（6－2）問題解決型学習

【基準 6-2-1】

問題解決能力の醸成に向けた教育が、体系的かつ効果的に実施されていること。

- 【観点 6-2-1-1】 問題解決能力の醸成に向けた教育が体系的に実施され、シラバスに内容が明示されていること。
- 【観点 6-2-1-2】 参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法に工夫がなされていること。
- 【観点 6-2-1-3】 問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。
- 【観点 6-2-1-4】 卒業研究やproblem-based learningなどの問題解決型学習の実質的な実施時間数が18単位（大学設置基準における卒業要件単位数の1/10）以上に相当するよう努めていること。

〔現状〕

問題解決能力の醸成に向けて、低学年から参加型学習、グループ学習等を取り入れた科目を開講し、最終的には卒業研究を遂行していく上で必要な能力を身につけられるようなカリキュラムを組んでいる（令和3年度シラバス）。

具体的な科目名を6-2表1に示す。この表は、改訂コアカリ後のカリキュラムについて記載している。実習科目については実施回数の4分の1を実質単位数とし、その他SGD等の回数に加算している。

6-2 表 1 問題解決型学習にかかわる科目

学 年	科目名	単 位	実 質 単 位数	授業形式 (PBL 関連計 画)	評価方法
1 ～ 2	早期臨床体験	3	22/30 × 1.5=1.1	SGD、グルー プ発表	授業態度 40%(SGD における姿 勢など)、レポート 30%、プロダク ト 30%
1	基礎生物学	1	12/15 × 1=0.8	グループワー ク、プレゼンテ ーション	グループワーク 40%、試験 60%
1	情報処理演習 I	1	12/15 × 1=0.8	課題を与えブ ロダクトの作 成演習	定期試験 60%、課題試験 20%、 平常点 20%
1	情報処理演習 II	1	13/15 × 1=0.9	課題を与えブ ロダクトの作 成演習	定期試験 70%、課題試験 15%、 平常点 15%
1	文章表現論	1	2/15 × 1=0.13	課題論文の記 述、意見発表	論文の記述 50%、試験 50%
2	基礎実習	1.5	13/15 × 1.5=1.3	グ ル ー プ 実 習、SGD	出席 30%、レポート 30%、SGD 参 加度 20%、グループプロダクト 20%
2	化学系実習	1.5	13/15 × 1.5=1.3	グループ実習	レポート 50%、試験 50%
2	物理系実習	1.5	12/15 × 1.5=1.2	グループ実習	レポート 100%
2	有機化学演習	1	9/10 × 1=0.9	TBL (チ ー ム 基盤型学習) (SGD)	試験 80%、平常点 (SGD 貢献度 など) 20%
2	プレゼンテーシ ョン論	1	7/15 × 1=0.46 ※	ディスカッショ ン、演習、グ ループ発表	I : (総点 35 点) 試験 80%、プロ ダクト 10%、受講態度 10% II : (総点 40 点) 提出物 60%、発 表内容・態度 20%、試験 20% III : (総点 25 点) レポート 100%
3	生物系実習	1.5	13.5/15 × 1.5=1.35 ※	グループ実習	課題 27%、レポート 73%
3	衛生薬学実習	1.5	14/15 ×	グ ル ー プ 実	対面実習の場合: 実習参加度

			1.5=1.4	習、SGD	60%、試験 40% オンライン実習の場合：実習参加度 100%
3	薬理学実習	1.5	14/15 × 1.5=1.4	グループ実習	レポート 60%、パワーポイント 10%、実習試験 30%
4	薬剤学実習	1	6.5/7 × 1=0.92 ※	グループ実習	実習レポート 50%、試験 50%
5	ポスト教育	1.5	15/15 × 1.5=1.5	演習、SGD、 ポスター発表	口頭発表 50%、SGD 50%
4 ～ 6	卒業研究	13	13	研究、ポスター発表	上述のとおり

※ 講義と実習や演習、SGD などが併記されている回は半分の時間を参加型学習に費やすとしてシラバスから概算した。

【観点 6・2・1・1】

1～2年次の「早期臨床体験」（令和3年度シラバス）では、体験型のグループ学習や課題に対してディスカッションを行い、SGD形式でのグループ学習の基礎を学ぶことで、将来医療人として必要となる能動的な学習態度の重要性を自覚させている。また、学年をまたいで開講しているため、2年次生が1年次生にSGDやプレゼンテーション作成の基礎を教えることで、後輩への適切な指導が実践できるよう努めている。1年次の「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」（令和3年度シラバス）や「文章表現論」（令和3年度シラバス）、2年次の「プレゼンテーション論」（令和3年度シラバス）では、卒業研究等で必要となるプレゼンテーション資料作成、プレゼンテーション、質疑応答、および論文作成の技能を習得できる。1年次の「基礎生物学」（令和3年度シラバス）や3年次の「構造解析演習」（令和3年度シラバス）ではグループワークを、2年次の「有機化学演習」（令和3年度シラバス）では、TBLを取り入れ、低学年からグループでの問題解決能力を醸成させている。

2年次以降の実習科目では、実験・実習を通じ課題の実施・考察を行うことで、問題解決の基本的な考え方を段階的に習得することができる。5年次の「ポスト教育」（令和3年度シラバス）では、実務実習中に体験した医療に関する課題を自ら調査・発表し、さらにSGDによる能動的学修を行っている。4～6年次の「卒業研究」（令和3年度シラバス）では、研究課題に取り組むが、研究遂行に関しては、各分野およびセンター内で行うセミナーや中間報告会を通じて指導教員から指導とフィードバックを受ける。このように、卒業論文の作成を含めた一連の研究活動を通じ、能動的なコミュニケーション能力や問題解決能力を醸成している。

【観点 6・2・1・2】

実習科目に関しては、ルーブリック評価表を作成し、学生にはシラバスとともにCD-ROMで配布している。これにより、評価基準を明確にし、学生自身が、到達すべきパフォーマンスを知るこ

とで、自己を評価できるようにしている。また、シラバスとともに配布することで、講義内容と評価基準を同時に閲覧することができ、学生の主体性と学修意欲を引き出すことができる。

2年次の「基礎実習」（令和3年度シラバス）および「プレゼンテーション論」（令和3年度シラバス）では、学生同士の相互評価も取り入れており、学生が評価者になることで、問題点の抽出や解決を図れるように工夫している。卒業研究では、各分野における取り組み状況、研究に取り組む態度、課題の目標達成度を総合的に判断するとともに、最終の卒業論文発表会におけるプレゼンテーションの完成度、質疑応答の態度を指導教員(主査)および副査がルーブリック評価表を用いて判断し評価している。

【観点 6-2-1-3】

これらの問題解決能力醸成のための PBL、TBL および SGD 形式等のグループ・参加型学習の必修科目における総単位数は、28.4 単位（事前学習、実務実習を除く）であり、卒業要件単位数（188 単位）の 1/10 以上（18.8 単位以上）開講している（6-2 表 1）。

【観点 6-2-1-4】

『薬学教育カリキュラム』

6 問題解決能力の醸成のための教育

〔点検・評価〕

卒業研究は必修科目であり、旧カリキュラム、新カリキュラムともに1年以上の研究期間は確保されている。卒業研究の評価は、卒業論文発表会での副査による審査、卒業論文発表会とは別の副査による卒業論文の審査に加えて、所属分野の指導教員(主任)による評価を合わせたものであり、客観的かつ総合的に評価されている。卒業論文は、分野毎に電子媒体とともに A4 の冊子体として提出されている。令和2年度より、卒業研究発表会の内容に特許を申請する内容が含まれている可能性を考慮し、発表会の参加者全員に発表内容に関する情報に関する守秘義務誓約書に署名させている。また、学生の問題解決能力の醸成やプレゼンテーション能力の更なる向上を目指し、学外の学会や学術論文などで発表した業績を評価できるよう主査用のルーブリック評価表を修正した。

卒業研究を含めて、問題解決型学習の開講時間数は、カリキュラム上は卒業要件単位数の 1/10 以上となっている。また、これらの学習は、1 年次から継続的に開講され、問題解決能力の醸成を図りながら、薬学教育の集大成である卒業研究につなげている。

〔改善計画〕

問題解決型授業のうち、試験により評価が難しい部分の評価方法については、具体的な評価指標をルーブリック表にて設定する必要がある。学生参加型の学習や学生主体的な学習を促進するため、オンラインツール（Zoom、Stream など）を利用した学習方法等を取り入れていく。

『 学生 』

7 学生の受入

【基準 7-1】

教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 7-1-1】教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針が設定されていること。

【観点 7-1-2】入学者受入方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 7-1-3】入学者受入方針などがホームページ等を通じて公表され、学生の受入に関する情報が入学志願者に対して事前に周知されていること。

[現状]

本学は、6年制薬学部薬学科および漢方薬学科と令和2年度開設の4年制看護学部看護学科の2学部3学科で構成されている。建学の精神と学部学科ごとの教育目標に基づいて、アドミッション・ポリシーを設定している（令和3年度薬学科シラバス、令和3年度漢方薬学科シラバス）。

以下に、新旧のアドミッション・ポリシーを示す。

旧【入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）】

・薬学科

教育理念に基づき、薬剤師を嘱望する学生を受け入れ、チーム医療をはじめ地域社会に貢献できる医療人の育成を心がける。そのため、本学では次のような学生を求める。

- ①入学後の修学に必要な基礎的学力を有していること。
- ②協調性や基礎的コミュニケーション能力を有していること。
- ③生命を尊重し、他者を大切に思う心があること。
- ④高い倫理観を持ち、人々の健康増進と医療活動に貢献したいという目的意識を持っていること。

・漢方薬学科

教育理念に基づき、薬剤師を嘱望する学生を受け入れ、チーム医療をはじめ地域社会に貢献できる医療人の育成を心がける。そのため、本学では次のような学生を求める。

- ①入学後の修学に必要な基礎的学力を有していること。
- ②協調性や基礎的コミュニケーション能力を有していること。
- ③生命を尊重し、他者を大切に思う心があること。
- ④日本独自の伝統医学である漢方を理解し、在宅医療、プライマリケア、セルフメディケーションに関心があること。

新【入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）】

第一薬科大学（以下「本学」という）は、本学の建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を基

本理念とし、薬剤師を嘱望する学生を受入れ、国内外を通じてチーム医療や地域社会に貢献できる医療人の育成を心がけています。そのため、次のような学生を受入れます。

・薬学科

- ①高等学校の教育課程を幅広く修得しており、理科系科目（化学、数学、物理、生物）の基礎的な内容を身に付けている。
- ②協調性および相互理解のためのコミュニケーション能力を有している。
- ③生命を尊重し、他者を大切に思う心がある。
- ④薬学に関心を持ち、人々の健康増進と医療に貢献したいという目的意識を持っている。
- ⑤入学前教育として求められる、必要な基礎的な知識を身につけるためのプログラムに最後まで取り組む意欲がある。

・漢方薬学科

- ①高等学校の教育課程を幅広く修得しており、理科系科目（化学、数学、物理、生物）の基礎的な内容を身に付けている。
- ②協調性および相互理解のためのコミュニケーション能力を有している。
- ③生命を尊重し、他者を大切に思う心がある。
- ④日本独自の伝統医学である漢方に関心を持ち、人々の健康増進と医療に貢献したいという目的意識を持っている。
- ⑤入学前教育として求められる、必要な基礎的な知識を身につけるためのプログラムに最後まで取り組む意欲がある。

アドミッション・ポリシーの両学科の違いは、薬学科が、現代医療に用いられる医薬に強い関心を持ち、人々の医療に貢献する意欲をもった人材を受入れるのに対し、漢方薬学科では、東洋医学である漢方に特に関心を持ち西洋薬に加え、漢方薬にも精通したいという目的意識をもった人材を求めている。

新アドミッション・ポリシーでは、旧ポリシーをより分かり易い表現に修正し、新たな項目として、入学前教育の取り組みに意欲のある人材の受入れを追加した。

【観点 7-1-1】

入学者受入方針の設定に関しては、自己点検・評価小委員会が原案をつくり、自己点検・評価委員会で審議されたのち教授会の承認を経て、学長が決定している。受入方針を見直す場合には、自己点検・評価委員会が見直し案を策定し、教授会の議を経て学長が決定し、公表することになっている（平成 29 年度 2 月 4 日教授会資料）。

【観点 7-1-2】

本学のアドミッション・ポリシーは、大学ホームページにおいて社会に広く公開している（第一薬科大学学則）。また、大学案内や学生募集要項にも、アドミッション・ポリシーを掲載し、資料請求者に送付するとともに、オープンキャンパス・入試説明会、高校・予備校訪問および会場ガイド

ンス・高校内ガイダンス・出前講義を活用して配布し、周知を図っている。また、関係する情報を進学情報誌等に掲載し、積極的な広報活動を実施している（大学案内 2021、学生募集要項 2022、大学入学試験ガイド）。

【観点 7-1-3】

【基準 7-2】

学生の受入に当たって、入学志願者の適性および能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 7-2-1】 入学志願者の評価と受入の決定が、責任ある体制の下で行われていること。

【観点 7-2-2】 入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていること。

【観点 7-2-3】 医療人としての適性を評価するための工夫がなされていることが望ましい。

[現状]

入学者選抜試験の実施に際して、入学試験委員会が入試区分（7-2 表 1）ごとに募集定員を定め、実施計画を作成し、事前調整を行うことにより、適正かつ公正に実施する体制を整えている（第一薬科大学入学試験委員会規程）。

選抜試験問題の作成については、入学試験委員会が、科目ごとに学内専任教員を選出し、入学試験作題担当者として学長が委嘱している。各科目の作題担当者は、過去の出題傾向等を踏まえて出題方針を決定している。作成した選抜試験問題は、入試事務局が試験開始まで厳重に管理している。

学校推薦型選抜（公募制）の学力試験は、マークシート方式を採用している。また特待生選抜試験および一般選抜試験では、一部に記述方式を採用したマークシート方式の学力試験とともに面接を行っている。さらに総合型選抜および社会人・帰国生徒選抜試験では、出願時に自己アピール文の提出を課し、個人面接では入学志願者の学力を担保するため口頭試問を行い、適性評価している。同様に、学校推薦型選抜試験（特待生推薦・一般推薦）においても面接および口頭試問を行い、入学志願者の適正評価を行っている。面接は 2 名の面接官が評価項目を細分化して点数化し、総合点で順位付けを行い、評価点数の適正化に努めている。

合否判定案は入学者選考委員会において審議し、教授会の意見を聴いて学長が決定している（第一薬科大学入学者選考委員会議事録）。

【観点 7-2-1】

令和 4 年度入学者選抜試験より、薬学科の定員を 113 名及び漢方薬学科の定員を 40 名とし、7-2 表 1 に示すように、6 種の入試区分と募集定員を設定して選抜試験を行っている。総合型選抜および学校推薦型選抜試験（特待生推薦・一般推薦）では、口頭試問と面接試験を Web もしくは対面方式で実施している（7-2 表 2）。学校推薦型選抜（公募制）、特待生選抜試験および一般選抜試験において、学力試験を課している。また、共通テスト利用選抜試験では、共通テストの成績を利用する選抜試験を行っている。これらの試験を課すことにより、選抜試験志願者の学力評価やコミュニ

ケーション能力など総合的に評価を行うことで、入学後に必要な学力および薬剤師に必要な人間性を十分に評価している。

選抜試験については、選抜試験区分ごとの直近3年間（平成30年度～令和2年度）の退学率や休学率などを参考に選抜方法の適正化を図っている。

さらに学校推薦型（特待生、一般、公募制）および総合型選抜試験早期入学予定者に対しては、入学前学習指導（基礎科目についての添削プログラム）に取り組んでいる。

このように入学者選抜に当たっては、入学後の教育に求められる基礎学力を適確に評価できるよう改善に努めている。

【観点 7-2-2】

医療人としての適性を評価する選抜方法としては、評価者2名を配置した面接評価が挙げられる。薬学を学ぶ上での積極性や協調性などを共通テスト利用選抜試験以外の全ての選抜試験において実施している（7-2表2）。総合型選抜試験では、出願時に自己アピール文を提出させ、口頭試問を付加した面接を通じて医療人としての適性を評価している。社会人・帰国生徒選抜試験については、志望理由・経歴書を提出させ、医療人としての適性に加えて、口頭試問を付加した面接を行い、社会人・海外帰国経験者としての多様な能力を評価して選考している。このように、多くの選抜試験において学力と人間性を考慮し、医療人としての適性を評価する選抜試験が実施できている。また、学校推薦型選抜（公募制）、特待生選抜試験および一般選抜試験についてはマークシートもしくはマークシート・一部記述方式の学力試験を導入しており、医療人として必要な学力を十分に評価することで、進級率の向上にも努めている。

【観点 7-2-3】

7-2 表1 令和4年度の選抜試験区分と募集人員

選抜区分	募集人員		
	薬学科	漢方薬学科	合計
一般選抜試験（一・二・三回合計）	38人	12人	50人
共通テスト利用選抜試験（前・中・後期合計）	10人	8人	18人
総合型選抜試験（E方式 一・二・三回，A方式・一・二・三・回合計）	15人	5人	20人
学校推薦型選抜試験（特待生推薦 第一・第二回合計）（一般 一・二回合計）（公募 第一・二回合計）	30人	10人	40人
特待生選抜試験（一・二期合計）	20人	5人	25人
社会人・帰国生徒選抜試験（一・二・三・四，五，六，七回合計）	若干名	若干名	若干名
合計	113人	40人	153人

7-2 表2 令和4年度の選抜試験区分の試験内容

入試区分	試験内容（選考方法）
------	------------

総合型選抜試験 (E方式：第一回、 第二回、第三回) (A方式：第一回、 第二回、第三回、第 四回)	医療人となるための目的意識や潜在能力を十分に持つ学生を対象としている。志望理由、高校時代活動記録を含む自己アピール文を提出させ、口頭試問を含む面接との総合点で選考している。
学校推薦型選抜試験(特待生推薦)(第一回、第二回)	高校での調査書が基準以上の評定平均値を有し、学校長から推薦を受けた者を対象とし、指定した模試の個人成績表を提出させ、口頭試問を含む面接および調査書の総合評価により選考している。
学校推薦型選抜試験(一般推薦)(第一回、第二回)	高校での調査書が基準以上の評定平均値を有し、学校長から推薦を受けた者を対象とし、口頭試問を含む面接における態度評価および調査書の総合評価により選考している。
学校推薦型選抜試験(公募制)(第一回、第二回)	学校長の推薦を受けた者を対象とし、高校から提出される調査書、筆記試験(マークシート式)および面接との総合評価で選考している。選択科目は「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」「数学Ⅰ・数学A」、「コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ」の4科目より2科目の選択としている(試験時間120分)。
社会人・帰国生徒選抜試験(第一回、第二回、第三回、第四回、第五回、第六回、第七回)	社会人あるいは海外から帰国した生徒を対象として入試を行っている。書類提出(調査書、志望理由・経歴書)、口頭試問を含む面接を行い、医療人としての目的意識と適性について評価し選考している。
特待生選抜試験 (第一回、第二回)	将来、薬学部においてリーダーとなる資質を備えた学生を対象に、学費免除の特待生制度による試験を実施している。成績上位者から特待生S(10人)と特待生A(15人)に分けて設定している。特待生以外の成績上位合格者については、特別奨学生として選考している。学力試験は、必須科目：①「数学Ⅰ・数学A・数学Ⅱ・数学B(数列、ベクトル)」、②「コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ」、③選択科目：「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「物理基礎・物理」より1科目(出願時選択)の合計3科目で試験を行い(試験時①と③の2科目合計120分、②の1科目60分)、それぞれ100点とし、3科目合計300点満点での成績と面接の総合評価により選考している。

一般選抜試験 (第一期、第二期、第三期)	一般選抜試験は第一期（1日目、2日目）、第二期、第三期の合計4回実施している。選考方法は筆記試験（マークシート式および一部記述式）、面接および調査書の総合評価で選考している。 筆記試験は「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「物理基礎・物理」より1科目、「数学Ⅰ・数学A・数学Ⅱ・数学B（数列、ベクトル）」「コミュニケーション英語Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅱ」より1科目選択とし200点満点で選考している（試験時間120分）（化学、数学、物理はマークシート・一部記述方式）。
共通テスト利用選抜試験 (前期、中期、後期)	共通テスト利用入試では、本学が指定する科目：外国語：「英語」（リーディングを80点満点に、リスニングを20点満点に換算）、数学：「数学Ⅰ・数学A」、「数学Ⅱ・数学B」、理科：「化学」、「生物」、「物理」の6科目のうち、高得点の2科目（数学のみの2科目での利用は行わない）の合計200満点の成績および調査書の総合評価により選考している。

【基準 7-3】

入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

【観点 7-3-1】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。

【観点 7-3-2】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく下回っていないこと。

[現状]

過去6年間の入学者数の推移は、7-3表1に示すとおりである。学部の改組により、薬学部薬学科（入学定員173人）のみの体制から、平成28年度より薬学科（同113人）および漢方薬学科（同60人）の2学科体制に変更した。令和3年度は改組して6年目を迎えているが、薬学科はほぼ入学定員を確保しているが、漢方薬学科については入学定員を十分に確保できていない。令和4年度選抜試験より漢方薬学科の定員を20人削減し定員を40人とし、薬学科113人および漢方薬学科40人の総定員153人とした。定員の変更に伴い、両学科とも定員充足率の適正化を図っている。

【観点7-3-1】【観点7-3-2】

7-3 表1 過去6年間の入学者数の推移

年度	学科名	入学定員（人）	入学者数（人）	入学定員充足率
平成28年度	薬学科	113	105	0.93
	漢方薬学科	60	37	0.62
	薬学部	173	142	0.82

平成 29 年度	薬学科	113	124	1.10
	漢方薬学科	60	49	0.82
	薬学部	173	173	1.00
平成 30 年度	薬学科	113	127	1.12
	漢方薬学科	60	55	0.92
	薬学部	173	182	1.05
平成 31 年度	薬学科	113	101	0.89
	漢方薬学科	60	46	0.77
	薬学部	173	147	0.85
令和 2 年度	薬学科	113	110	0.97
	漢方薬学科	60	18	0.30
	薬学部	173	128	0.74
令和 3 年度	薬学科	113	112	0.99
	漢方薬学科	60	32	0.53
	薬学部	173	144	0.83

『 学 生 』

7 学生の受入

〔点検・評価〕

建学の精神と学科ごとの教育目標に基づいてアドミッション・ポリシーが設定され、アドミッション・ポリシーを設定するための責任ある体制がとられている。アドミッション・ポリシーは、ホームページ等を通じて公表し、学生の受入に関する情報が入学志願者に対して事前に周知されている。

選抜試験区分ごとの退学率に関しては、総合型選抜試験（AO 入試）で最も多く、次いで学校推薦型選抜試験（指定校推薦）、一般選抜試験の順で高かった。また休学率に関しては、総合型選抜試験（AO 入試）で最も高く、次いで学校推薦型選抜試験（公募制推薦）で高かった。退学理由の多くが、他学部への進路変更、身体的疾患や学力不足による進路変更であった。これらの分析を参考に入学者選抜方法について、学生の多様なニーズに合わせた選抜試験区分を整備し、それぞれの選抜試験において厳正かつ公平な入学者の選考が責任ある体制のもとで行われている。総合型選抜試験および学校推薦型選抜試験（特待生、一般）においては Web もしくは対面での面談が行われ、また優秀な学生を受け入れるため特待生選抜試験を設けていることは評価できる。さらに共通テスト選抜試験を除く全ての選抜試験において、面接を設定し医療人としての適性を図っていることも評価できる。

入学後の勉強が円滑に進むように、早期入学予定者に対するスクーリングを含めた入学前教育および入学後の基礎学力向上への取り組み等を行っていることは評価できる。

学部を改組して6年目を迎えている中で、薬学科は入学定員に沿った入学者を確保しているが、漢方薬学科については、平成31年度以降は入学者が減少している。漢方薬学科の定員は令和4年度選抜試験では40人として、優秀な学生の受け入れと共に入学定員の充足に努めている。また過去6年間の入学者数と入学定員数の間に大きな乖離はなく、学生の受入が実施できている。

[改善計画]

令和5年度入学者選抜試験では、総合型選抜試験を含めた各選抜方法について検証を行う。また、入学後の休学率および退学率の改善を図るため、改善が必要な場合は選抜方法の見直しを行う。さらに、総合型および学校推薦型選抜試験においても学力の担保を求められるようになっているため、口頭試問以外の選抜方法を検討する。

令和4年度入学者選抜試験から漢方薬学科の定員を削減し定員の充足に努めているが、引き続き薬学科を含め漢方薬学科の魅力を大学案内、高校・予備校訪問および入試説明会等で発信していく。

さらに、入学前教育の充実を図り入学後の学習が円滑に運ぶよう学生を支援する体制を整備していく。

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

(8-1) 成績評価

【基準 8-1-1】

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-1】 各科目において成績評価の方法・基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

【観点 8-1-1-2】 当該成績評価の方法・基準に従って成績評価が公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-3】 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

[現状]

授業科目の単位の算定は、学則および履修規程に定めている。講義および演習については、専門教育科目は90分の講義15回をもって1.5単位、90分の講義・演習10回をもって1単位とし、教養科目は90分の講義・演習15回をもって1単位としている。実験、実習および実技については、30～45時間の実験、実習または実技をもって1単位としている。実務実習については、原則として病院薬局における実習11週間をもって10単位とし、保険薬局における実習11週間をもって10単位としている。学業成績は、原則として定期試験により、科目によっては平素の成績（小テストやレポート等）を加味して算出している。成績評価は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）の評語をもって表し、不可は不合格としている。可以上を合格とし、その合格科目には単位を認定している（令和3年度学生便覧）。

単位の認定については、平成29年度の履修規程に「その科目の授業時間数の5分の4以上出席し、かつ試験に合格したときは、その科目の単位を認定する」と定めていた。平成31年度より、「その科目の授業時間数の3分の2以上出席し、かつ試験に合格した時は、その科目の単位を認定する」に改定した。

学業成績については、平成29年度より、「学業成績は、原則として定期試験により算定する。ただし、科目によっては平素の成績を加味することができる」と定めた。

授業または試験を欠席した際は、8-1表1に示すように、欠席理由に応じて必要書類を添えて届け出る必要があり、追試験等の対応を行っている（令和3年度学生便覧）。受験資格については、平成30年度までは、「公欠を含む授業欠席回数が授業時間数の3分の1を超えた場合は、当該科目の受験資格を喪失する。」としていた。この条項の規程を見直し、平成31年度より「出席がその科目の授業時間数の3分の2に満たない場合、または定期試験の欠席日より3日以内に届け出をしなかった場合、当該科目の受験資格を喪失する」（第24条）に変更した（令和3年度学生便覧）。

さらに、追試験の受験について、平成30年度の履修規程では、追再試験受験願いの事由が正当であることに加えて、「平素の履修状況および出欠状況が良好であって、受験資格があると認められた者に限り、学部長が受験を許可する」と定めていた。しかし、「出欠状況が良好」については、指摘された通り具体的な基準が不明瞭なので、この条項については、平成31年度の履修規程から削除している（令和3年度学生便覧）。

また、「授業態度が悪いことによる欠席扱い」については、具体的な基準が不明瞭なので、履修規

程から削除した。さらに、「教員から注意を受け、さらに教室からの退出を求められた学生は欠席扱いになる」の記載は適正でないため、ガイダンス資料から削除した。この受験資格の喪失に関する変更については、学生便覧に明記し、新入生オリエンテーションおよび各学年の履修ガイダンスにおいて、口頭にて説明している。

「学士課程の修了判定基準」については、学生便覧にて学生に周知していたが、ガイダンスの資料には示されていなかった。このため、平成 31 年度から、各学年のガイダンス資料に明記し、学生に対して明確に説明している（R3 年度教務ガイダンス資料、令和 3 年度学生便覧）。

各科目の成績評価の方法は、定期試験、小テストやレポート等、それらの評価割合（%）を科目毎に設定し、冊子体シラバスと Web シラバスにて学生に周知している（令和 3 年度シラバス）。

【観点 8-1-1-1】

8-1 表 1 欠席時の処理

	理由	届出必要書類
1	クラブ活動による欠席	公欠願（クラブ顧問の署名）
2	感染症などによる欠席	公欠願 出席停止期間を明記した医師の診断書
3	就職活動などによる欠席	公欠願 証明書類
4	本学が承認した公的行事	公欠願
5	忌引き	忌引き届 忌引きを証明するもの (一親等内：7 日以内、二親等内：5 日以内)
6	その他の欠席（本人の責に帰することのできない理由）	公欠届 証明書

筆記試験は、原則 2～3 名の教職員の監督のもと、第一薬科大学履修規程の第 14 条（試験における注意事項）に従って実施し、採点は各科目担当教員が事前に作成した模範解答および設問毎に定めた配点に従って行っている。シラバスに記載された成績評価の方法および第一薬科大学履修規程の第 16 条（点数、評語および GPA）に従って成績を算定している（令和 3 年度学生便覧）。筆記試験の問題用紙と学生の答案、模範解答（配点を含む）、学生より提出されたレポート用紙（成績評価 50%以上がレポートの場合）、成績表および成績分布表（最終評価のみ）は、科目の試験毎に保管している。

【観点 8-1-1-2】

成績評価の結果については、Web 成績システムにて学生に周知している。具体的には、各科目担当教員が、各学生の点数と評語（秀・優・良・可・不可）を Web 成績システムに入力・保存した後、教務課が開示処理を行う。学生は、Web 成績システムにて、過去に履修した科目も含め、点数および評語を閲覧することができる。また、1～4 年次生には年 2 回（8～9 月と翌年 3 月）、5 年次生に

は年1回(3月)、6年次生には薬学総合演習試験終了後に成績一覧表を郵送し、学生とその保護者に通知している。

【観点 8-1-1-3】

(8-2) 進級

【基準 8-2-1】

公正かつ厳格な進級判定が行われていること。

【観点 8-2-1-1】 進級基準(進級に必要な修得単位数および成績内容)、留年の場合の取り扱い(再履修を要する科目の範囲)等が設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-2-1-2】 進級基準に従って公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-2-1-3】 留年生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

【観点 8-2-1-4】 留年生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていることが望ましい。

[現状]

本学では、年度始めに各学年の進級基準および留年の取り扱いについて、新入生に対しては新入生オリエンテーションで、在学生に対しては各学年の履修ガイダンスで、教務委員会の各学年担当教員がガイダンス資料(進級基準・必要出席数・欠席届・履修科目・試験と単位認定等)等を用いて説明している(R3年度教務ガイダンス資料)。

本学の進級基準は、第一薬科大学履修規程の第4条(進級基準)に明記している。これにより、各学年において、その学年次までに履修すべき受講科目のうち、所定の科目を修得しなければ、次学年に進級できないことを明記している。また、出席日数不足科目を2科目以上有する者は進級できないこと、実習科目のうち、未修得科目を有する者は進級できないことも明記している。留年した者が再履修を必要とする科目は、当該年度の未修得科目である。また、当該履修規程は学生便覧に掲載し、学生に周知している(令和3年度学生便覧)。

以下に入学年度毎の次学年へ進級できない者の基準を示す。

8-2 表 1 進級基準（次学年へ進級できない者の基準）

平成 27 年度以降入学生	
学 年	基 準
2 年次への進級	1 年次の受講科目のうち、4 科目以上未修得科目を有する者
3 年次への進級	2 年次までの受講科目のうち、4 科目以上未修得科目を有する者
4 年次への進級	3 年次までの受講科目のうち、4 科目以上未修得科目を有する者
5 年次への進級	4 年次までの受講科目のうち、未修得科目を有する者
6 年次への進級	5 年次までの受講科目のうち、未修得科目を有する者
平成 22～26 年度入学生	
学 年	基 準
2 年次への進級	1 年次の受講科目のうち、5 科目以上未修得科目を有する者
3 年次への進級	2 年次までの受講科目のうち、4 科目以上未修得科目を有する者
4 年次への進級	3 年次までの受講科目のうち、4 科目以上未修得科目を有する者
5 年次への進級	4 年次までの受講科目のうち、3 科目以上未修得科目を有する者
6 年次への進級	5 年次までの受講科目のうち、未修得科目を有する者

【観点 8-2-1-1】

進級については、進級判定資料をもとに、教務委員会で履修規程の進級基準に則って原案を作成し、教授会で審議し、学長がその意見を聴いて決定している。その結果は、保護者に進級・留年の通知書を成績表とともに送付している。

【観点 8-2-1-2】

留年生に対しては、教務委員会の学年担当教員が年度始めのガイダンスで、未修得科目の履修方法、進級基準、出席等について説明している。

1～3 年次の留年生に対しては、教務委員会の学年担当教員が、個別に単位修得済みの科目の聴講を推奨し、学力の維持・向上に努めている。また、入学時に講師、准教授、教授が担任となり、3 年次まで継続して教学面や学生生活面など全般にわたって学生のサポートを行っている。

4～6 年次は配属研究室の分野主任が、年度始めに実施される保護者説明懇談会において、三者面談を実施している。また、随時、学事システムで出席状況や成績情報等の修学状況を確認し、学生の学習および生活面について助言を行っている。

【観点 8-2-1-3】

履修登録は、学生がポータルサイトを用いて Web 上で行っており、留年した学生が上位学年配当の授業科目を履修できないよう、履修規程第 1 条（履修科目）に明記し制限している（令和 3 年

度学生便覧)。

【観点 8-2-1-4】

【基準 8-2-2】

学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が確認され、必要に応じた対策が実施されていること。

【観点 8-2-2-1】 学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が入学年次別に分析され、必要に応じた対策が適切に実施されていること。

〔現状〕

学籍異動（学年毎の休・退学状況）については、教授会で審議し、その意見を学長が聴いて決定した後、教員連絡会議で報告し、全教員で共有している。入学年次別の留年・休退学状況については、教学 IR 委員会が情報を収集・解析し、その結果について情報提供を行っている。

留年・退学の主な原因は、学力不足に起因する進路変更である。令和 3 年度の 2 年次生のストレート進級者在籍率は約 74%、3 年次生のストレート進級者在籍率は約 69%であった（基礎資料 2-1）。4～6 年次生に進級するにつれて進級率は向上するが、低学年での学力向上がその後の留年を防ぐ重要な対策になる。そこで、低学力者に対しては薬学教育推進センターが中心となって対策（補習など）を行っている。

5 年次の薬学共用試験不合格者に対しては、実務実習期間に、所属研究室主任の指導の下、1～4 年次開講科目の中から 5 科目以上の聴講を推奨している。また、所属する研究室分野で学習状況を把握し、卒業研究とともに指導を行っている。

6 年次の留年生に対しては、薬学総合演習科目の再試験が実施されるため、その単位取得に向けて、支援を行っている。令和 3 年度は、薬学総合演習再試験の前に学内教員による 24 コマの補習講義を実施した。

学生委員会では、学生による学習支援の一環として学生相互の学習を支援している。また、学力以外の留年、休・退学の要因として、学力以外に心身の健康に関する問題がある。精神的なトラブルに対応するために、本館 4 階に学生相談室を設置し、月～金曜日の午後に、カウンセラーまたは学生相談員が相談室でカウンセリングを実施している。また、医務室で自由に休憩できるよう配慮し、心身の健康を取り戻して学生生活が送れるよう支援している。1、2 年次生の退学者が多い理由の背景として、入学者の学力レベルの問題があるが、特待生制度の導入により、質の高い入学者の確保に努めている（基礎資料 2-3）。

学生が休学・退学を希望した場合は、事前に担任または所属する研究室分野主任が学生と面談し、休学・退学を希望するに至った原因や今後の進路や方針等について話し合い、学生の意思を十分に確認し、保護者にも意思確認を行っている。さらに、退学の場合、担任との面接後、部長職教員と面談を行い、学生の意思確認や今後の進路について再確認する対応を取っている。

【観点 8-2-2-1】

(8-3) 学士課程修了認定

【基準 8-3-1】

教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 8-3-1-1】 教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針が設定されていること。

【観点 8-3-1-2】 学位授与の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 8-3-1-3】 学位授与の方針が教職員および学生に周知されていること。

【観点 8-3-1-4】 学位授与の方針がホームページなどで広く社会に公表されていること。

[現状]

ディプロマ・ポリシーは、平成 28 年度に、自己点検・評価委員会において、「Can・Do 型の表現が望ましい、何ができるようになるかに力点をおく、学生が身に付けるべき能力をできる限り具体的に示す」という方針で改正案を策定している。平成 29 年 2 月、自己点検・評価委員会で策定された案が教授会で審議され、学長が決定している。

【観点 8-3-1-1】 【観点 8-3-1-2】

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は、本学の建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を基本理念とし、本学の教育課程を修得したうえで、以下の項目を満たす学生に卒業を認定し、学位を授与する。

・薬学科

①態度

社会や他者から必要な情報を収集し、相互の尊重のもとに、医療人として責任感と倫理観をもって行動することができる。

②知識

薬の基本知識に加え、医療全般や臨床に関する専門的知識を身に付けている。

③技能

安全で有効な医薬品の使用を推進するために、社会や他者と適切なコミュニケーションを図りながら、薬の専門家として相応しい技能を身に付けている。

④医療活動

人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献するために、薬の専門家として必要な実践的能力を身に付けている。

⑤自己研鑽

薬学・医療の進歩に資するために、教育・研究を遂行する意欲、問題発見・解決能力を身に付けている。

・漢方薬学科

①態度

社会や他者から必要な情報を収集し、相互の尊重のもとに、医療人として責任感と倫理観をもって行動することができる。

②知識

薬の基本知識に加え、医療全般や漢方に関する専門的知識を身に付けている。

③技能

安全で有効な医薬品の使用を推進するために、社会や他者と適切なコミュニケーションを図りながら、薬の専門家として相応しい技能を身に付けている。

④医療活動

人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献するために、薬の専門家として必要な実践的能力を身に付けている。

⑤自己研鑽

薬学・医療の進歩に資するために、教育・研究を遂行する意欲、問題発見・解決能力を身に付けている。

ディプロマ・ポリシーは、年度始めの履修ガイダンスにおいて学生に説明するとともに、学生便覧にも記載して、教職員に周知している（R3 年度教務ガイダンス資料）。さらに、大学ホームページを通して、広く社会にも公表している。

【観点 8-3-1-3】【観点 8-3-1-4】

【基準 8-3-2】

学士課程修了の認定が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-3-2-1】 学士課程の修了判定基準が適切に設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-3-2-2】 学士課程の修了判定基準に従って適切な時期に公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-3-2-3】 学士課程の修了判定によって留年となった学生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

〔現状〕

本学では、現在、新旧 2 種のカリキュラムが進行しているが、いずれのカリキュラムについても、学士課程修了の判定基準（卒業基準）を適切に設定し、公表している（令和 3 年度学生便覧）。

学士課程の修了判定基準は、ガイダンス資料および学生便覧に明記し学生に周知している。（R3 年度教務ガイダンス資料、令和 3 年度学生便覧）。ただし、学生便覧の「授業科目の種類および単位数」（p. 88～93）は、平成 30 年度以降適用のみが記載されている。同一学年次に新・旧カリキュラム対象の学生が混在しているため、それぞれに対応する修了判定基準は、ガイダンス資料に詳細に記載している。

平成 27 年度入学者(薬学科の旧カリキュラム)、平成 28 年度入学者（薬学科・漢方薬学科の旧カリキュラム）および平成 30 年度以降の入学者（新カリキュラム）に対する卒業までに必要な単位数（卒業要件）を、8-3 表 1 および表 2 に示す。

8-3 表 1 卒業までに必要な取得単位数（薬学科）

入学年度	専門教育科目			教養科目			総計
	必修	選択	小計	必修	選択	小計	
平成 27 年度	151.5	9	160.5	11.5	16	27.5	188
平成 28～29 年度	151.5	9	160.5	17.5	10	27.5	188
平成 30 年度以降	155.5	5	160.5	17.5	10	27.5	188

8-3 表 2 卒業までに必要な取得単位数（漢方薬学科）

入学年度	専門教育科目			教養科目			総計
	必修	選択	小計	必修	選択	小計	
平成 28～29 年度	153.5	7	160.5	17.5	10	27.5	188
平成 30 年度以降	157.5	3	160.5	17.5	10	27.5	188

平成 25～26 年度の入学者の卒業までに必要な取得単位数は 205 単位であったが、平成 27 年度からカリキュラムの変更に伴い、単位数の計算方法を変更したため、188 単位に減少した（90 分授業 15 コマ：2 単位→1.5 単位）。平成 28 年度に漢方薬学科の設置に伴い、両学科とも、「基礎物理学」（1 単位）、「基礎化学Ⅰ」（1 単位）、「基礎化学Ⅱ」（1 単位）、「基礎生物」（1 単位）、「基礎数学Ⅰ」（1 単位）、「基礎数学Ⅱ」（1 単位）の教養科目（6 科目）が選択から必修に変更されたため、必修単位数が増加した。

平成 27 年度入学生（旧カリキュラム）には、「卒業研究Ⅰ」（5 年次、2 単位）および「卒業研究Ⅱ」（6 年次、4 単位）の 6 単位が配当されていたが、平成 28 年度入学生から「卒業研究」（4～6 年次、10 単位）に変更された。新カリキュラム移行に伴い、アドバンスト専門科目が 6 単位から 2 単位へ、「薬学総合演習」が 8 単位から 6 単位へ変更されたため、「卒業研究」16 単位が適用されている。平成 30 年度入学生（現 3 年次生）から、専門教育科目のうち、2 年次「基礎実習」、「化学系実習」、「物理系実習」、3 年次「生物系実習」、「衛生薬学実習」「薬理学実習」の 6 科目をそれぞれ 1 単位から 1.5 単位に変更した。このため、実習科目の単位が 3 単位増加したため、「卒業研究」は 13 単位に変更され、卒業までに必要な単位数は、両学科とも 188 単位となっている。

留年となった 6 年次生については、分野主任が個別に面談を実施し、学修状況のみならず精神面

などの状況把握に努めている。同時に保護者にも文書で連絡を行い、留年に至るまでの経緯などについて十分に説明している。更に、通常講義とは別に補習を設定している。

【観点 8-3-2-1】

学士課程修了（卒業）判定は、教務委員会が対象となる学生の取得科目・単位数を基に判定案を作成し、教授会で審議し、学長が決定している。「薬学総合演習」の試験で不合格となる学生が多数に及んでいるが、卒業判定は上述のように公正かつ厳格に行っている。平成 30 年度までは「薬学総合演習」の追試験を行っていなかったため、平成 31 年度に、薬学総合演習の単位認定基準を見直した。具体的には、それまで試験の得点率 65%を合格基準にしていたが、平成 31 年度より他の定期試験と同様に得点率 60%に変更し、再試験を実施した。追試験については、履修規程で「1 回に限り行うことがある」（履修規程第 10 条）としているため、平成 31 年度より、1 回目もしくは 2 回目の試験をやむを得ない事由により受験できない時は、再試験ではなく追試験として受験できるように改めた。このことは、平成 2 年度以降、ガイダンス時に 6 年次生に説明し、周知している（R3 年度教務ガイダンス資料）。

【観点 8-3-2-2】

学士課程修了判定において、取得科目・単位数が卒業要件に満たなかった学生は留年となる。次年度の前期末（9 月）までに未修得科目の単位が修得され卒業要件を満たしていると確認された場合、9 月に卒業判定に関する教授会を開催し、学長が卒業を認めている。「薬学総合演習」が不合格となった当該学生に対しては、再履修の代わりに学内教員による補習等を行っている。所属する研究室分野主任や教務委員会を中心に、個別面談を継続的に実施している。また、4 月～7 月に実施される 6 年次生対象の講義・演習の受講を推奨し、卒業へ向けた学習支援を行っている。

【観点 8-3-2-3】

【基準 8-3-3】

教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を適切に評価するよう努めていること。

【観点 8-3-3-1】 教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標を設定するよう努めていること。

【観点 8-3-3-2】 総合的な学習成果の測定が設定された指標に基づいて行われていることが望ましい。

[現状]

6 年間の教育課程を修了し、卒業要件を満たした学生は、本学のディプロマ・ポリシーに示された①責任感と倫理観、②医療全般や臨床に関する専門的知識、③薬の専門家として相応しい技能、④薬の専門家として必要な実践的能力、教育・研究を遂行する意欲、⑤問題発見・解決能力を身につけていると判断している（第一薬科大学学則）。平成 29 年 2 月の教授会で、3 つの方針の見直しとともに、学修成果を可視化するためのアセスメントプランを策定した。現時点では総合的な学習

成果を測定するための有効な指標は設定できていないが、評価方法を改善するためにルーブリック評価を導入し、指標の具体化に努めている。実習科目および実務実習では、ルーブリック評価表を使用し、知識・技能・態度を総合的に評価している。

一方、卒業後の総合的な学習成果を検証するために、就職後約1年時点でのディプロマ・ポリシーの達成度に関するアンケート調査を就職先の直属の上司に依頼している。平成31年度の卒業生は、回答が得られた60名（回収率93.8%）について、4段階評価の平均で2.6以上が56名である。令和2年度の卒業生については、調査を継続中である。このアンケート調査を通じて、学習効果の測定に努めている。

8-3 表3 卒業後調査における評価平均ごとの卒業生数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
4.0～3.6	14	26	14	28
3.5～3.1	9	13	6	9
3.0～2.6	9	9	8	19
2.5～2.1	6	2	2	3
2.0～1.6	0	1	0	1
1.5～1.1	0	0	0	0
1.0～0	0	0	0	0
回収率	74.5%	85.0%	62.5%	93.8%

【観点 8-3-3-1】【観点 8-3-3-2】

『学 生』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

〔点検・評価〕

定期試験の受験資格については、「出席がその科目の授業時間数の3分の2に満たない場合、あるいは定期試験の欠席日より3日以内に届け出をしなかった場合」（第24条）に変更されている。また、「授業態度が悪いことによる欠席扱い」はガイダンス資料から削除されている。

各科目の成績評価は、公正かつ厳格に行われている。進級基準および留年の場合の取扱いが設定され、学生便覧に記載され学生に周知されている。進級判定は、進級基準に従って教務委員会より提出された判定案に基づき、教授会において審議され、学長が決定している。留年生に対しては、年度始めのガイダンスで履修方法が説明されている。また、時間重複のため未修得科目が受講出来ない場合は補講が実施されるなど教育的配慮がなされている。留年した学生は上位学年配当科目が履修できないシステムが構築されている。

学生の在籍状況が学年ごとに分析され、低学力者に対する対策や学生相談等必要に応じた対策も行なわれている。

学士課程の修了判定基準は適切に設定され、学生に周知されており、基準に従って適切な時期に

公正かつ厳格な判定が行われている。6 年次留年生に対しても、教育的配慮がなされている。

教育上の目的を達成するための科目が各学年に配置されており、それぞれの科目で目標到達度が適切に評価されている。また、総合的な学習成果を評価するために 6 年次に「薬学総合演習」が実施されている。

「薬学総合演習」については平成 31 年度より、2 回の本試験のどちらかをやむを得ない理由で欠席した者は追試験を認めることを、ガイダンス資料に記載している。不合格者（卒業延期生）については、令和 2 年度より学内教員による補習を行い、その後再試験を実施している。

平成 31 年度の卒業率は改善したが、令和 2 年度は、大幅に悪化している。今後、カリキュラム編成等、より一層の改善が望まれる。

（１）現状の把握

令和 2 年度は COVID19 蔓延、それに伴う緊急事態宣言発令に伴い、前期はオンライン形式、後期はオンライン形式と対面形式のハイブリッド形式にて講義・実習を行った。定期試験、再試験に関しても、オンライン形式での実施がメインとなり、学生の正確な学習到達度をはかることができなかった。特に 1 年次生に関しては、入学時よりオンライン形式の講義となってしまう、レポート提出や再試験手続き等、スムーズな学習様式の定着が不十分であった。令和 3 年度は、原則対面形式の講義・実習・演習を実施したが、COVID19 の影響で一部オンライン形式も併用した。また、令和 2 年度の不安定で非効率な学習機会や環境の影響が甚大で、令和 3 年度 1 年間では学生の学力低下の状態を回復させることは困難であり、数年間は必要であると推測している。

以下に、令和 3 年度教務活動の成果と課題について記載する。

1 年次生

化学、生物、数学・物理に関する基礎学力試験を 4 月および 9 月に実施した。4 月に実施した平均点はそれぞれ 42 点（化学）、49 点（生物）、33 点（数学）、29 点（物理）であった。1 月に実施した平均点はそれぞれ 47 点（化学）、49 点（生物）、38 点（数学）、24 点（物理）であった。4 月と 1 月の結果の平均点は、同じような平均点であった。11 月にリーディングスキルテストを実施した。各個人の得意な分野や弱い部分が解析されており、効率的な自己学習や試験勉強を指導する上で重要な情報が得られた。しかしながら、これらのデータをどのように利用していくか検討していく必要がある。

2 年次生

4 月に基礎学力試験を実施した。受験者 125 名、受験率は 88.7%であり一昨年度（89.4%）とほとんど変わらない結果であった。平均得点率は 36.3%であり、一昨年度（53.7%）に比べ、著しい低下を示した。コロナ禍におけるオンライン講義の影響と思われる。得点分布は、最高（60%）と最低（16.25%）に大きな差が認められた。現役生の学科別の得点率を比較したところ、薬学科 38.0%、漢方薬学科 38.2%であり、大きな差は認められなかった。

3 年次生

4 月に基礎学力試験を実施した。試験範囲は 2 年次専門科目 18 科目、問題数は 100 問であり、

受験率 93.2%、平均得点率 35.2 点であった。平成 31 年度の基礎学力試験（病態薬物治療学 I を除く 17 科目、100 問）よりも平均得点率は 6 ポイント減少しており、問題や科目が異なるので単純には比較できないが、2 年前よりも基礎学力の定着が進んでいないと考えられる。4 月と 9 月のガイダンスにて「登録販売者」試験の受験を推奨し、受験者には合格に向けて計画的に勉強するように指導した。

4 年次生

141 名の在籍者のうち未修得科目による進級止は、22 名であった。また、5 年次への進級者は、118 名である（進級率：83.7%）。薬学共用試験（4 年次生および 5 年次生受験者）は、OSCE は 159 合格であり（受験者数：159 名）、CBT は 123 名合格であった（受験者数：149 名）。

5 年次生

共用試験不合格者に対しては、4 年次の「薬学演習」、CBT 体験受験、CBT 模擬試験などの受講、受験を課した。共用試験合格者に関しては、実務実習が行われていない時期に、学力低下を防ぐため実力試験（学内教員が作成した問題を使用）を 4 回実施した。受験率は概ね 90% であった。

6 年次生

6 年前期は、全科目（9 領域）に関して学内教員による薬学総合演習を対面形式で 60 コマ実施した。選択必修の薬学専門科目を開講し、5 月～7 月には薬学総合演習の評価に係わる成果確認テストを実施した。後期には、薬学総合演習の補講を実施し、定期試験を 11 月と 12 月、追・再試験を 1 月に実施した。卒業者数は 39 名（卒業率 36.8%）となった。「卒業研究」に関しては、COVID-19 の影響もあったが例年通り、卒業論文発表会を 7 月に対面で実施し、卒業論文の作成・仮提出を 8 月、最終提出を 11 月に行った。

〔改善計画〕

- 1 年次生：次年度は対面講義を基本とし、学生の理解度を深めるため、高校理科の履修状況調査結果をもとに、薬学教育推進センターと連携し、課外補習による基礎学力アップを目指す。また、R4 年度カリキュラムが開始されるため、学生が混乱しないよう履修方法等の情報をしっかりと周知する。また、担任によるチューター制度を継続し、成績不良者に対して教務委員、講義担当者、チューターが一体になってサポートしていく。
- 2 年次生：薬学専門科目に関する課外補習を実施し、学力の定着を促す。講義の受講状況が芳しくない学生に対しては、担任に報告し、適宜指導していく。また、各講義担当者と教務委員、担任が一丸となって、学生の学力向上を支援していく。
- 3 年次生：課外補習は今年度と同様に実施し、その内容の確認試験も実施することで、基礎学力の向上を目指す。ガイダンスにおいて、半期毎の学習定着度を確認できる点や学年内における学力的な位置を知ることができる点を強調することで、確認試験の重要性を伝えていく。次年度も「登録販売者」試験の受験を推奨し、受験者には合格に向けて計画的に勉強するように指導する。

- 4 年次生：1～4 年次までの基礎学力の定着と確認を図るため、前期から毎月を目安に確認試験を行い、成績下位者には課題を与え分野主任に提出させる。また、過年度生に対しては、履修講義のない時間は、5 年共用試験不合格者に対する学力向上にプログラムに参加させるように指導する。
- 5 年次生：共用試験不合格者（25 名）に対して、学内における学力向上に向けたプログラムを計画、実施する。実務実習前後に卒業研究を継続させながら、5 年間の薬学教育の総復習を実施するよう促す。また、新・旧カリキュラム、薬学科・漢方薬学科、共用試験の可否の学生が混在しているため、学生へ必要な情報を漏れなく提供するようにする。
- 6 年次生：「薬学総合演習」の 60 コマを前期と後期に配置し 1 年間で継続的に演習を実施する。単位評価は今年度と同じで前期に成果確認試験を 4 回、後期に薬学総合演習試験（11、12 月）、及び追・再試験（1 月）を実施し、それらの試験結果を基に行う。卒業論文の仮提出を 8 月中旬に行い、最終提出を 11 月末とする。後期の卒業研究は、仮提出の論文を指導教員（主査）及び副査との間における査読・校閲の実施期間とし、論理的思考の醸成を促す。6 年次留年生に対しては、「薬学総合演習」の再履修により 6 年間の薬学教育で学んだことをしっかりと定着させる。

9 学生の支援

(9-1) 修学支援体制

【基準 9-1-1】

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導・学習相談の体制がとられていること。

- 【観点 9-1-1-1】 入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。
- 【観点 9-1-1-2】 入学までの学修歴等に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導が行われていること。
- 【観点 9-1-1-3】 履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。
- 【観点 9-1-1-4】 在学期間中の学生の学習状況に応じて、薬学教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導・学習相談がなされていること。

【現状】

新入生に対しては、入学時に、オリエンテーションを2日間開催し、図書館、教務、学生生活、学生相談、傷害保険および奨学生制度等について説明している。教務については、1～6年次生までの学修の流れ、カリキュラムマップ、共用試験や国家試験の概要等をオリエンテーションで、各学年の進級基準や卒業基準などについては1年次生の教務ガイダンスで説明して薬学教育の全体像を俯瞰できるようなガイダンスを実施している。令和2年度についてはコロナウイルス感染防止対策として、オリエンテーションは実施せず学生便覧、シラバス及びオリエンテーションの資料を個別に郵送し、教務ガイダンスは動画で配信したが、令和3年度については感染症対策を実施しながら対面でのガイダンスに戻した。(2021年度教務ガイダンス資料)。

【観点 9-1-1-1】

入学までの学修歴について新入生にアンケートを実施し、化学、物理を履修していない学生に対しては4～5月に開講する化学、生物の補習に参加するよう指導している。また、4月当初に基礎学力試験（化学、数学、物理、生物）を実施し、その結果や科目の試験の結果に応じて補習を行っている。1年次生に対する教務ガイダンスでは、入学後の学習方法を含め、1年次生の履修科目、履修方法、進級基準等について教務委員が説明している。履修登録方法については、教務課が説明している(2021年度教務ガイダンス資料)。

【観点 9-1-1-2】

在学生に対しては、4月当初に教務ガイダンスを行い、年間スケジュール、履修科目、必要出席数、試験、進級基準、学習方法等について説明している。ガイダンスは1、5、6年次生については現役生と留年生を分けて行っている(2021年度教務ガイダンス資料)。実務実習については、4月当初および実務実習開始直前にガイダンスを実施している。

【観点 9-1-1-3】

オフィスアワーを設定し、学習相談に応じるほか、薬学教育推進センターでは、教員が学習相談に随時対応している。1～3 年次生についてはクラス担任が、4～6 年次生については研究室分野主任が担任となり研究室分野所属の教員と共に、成績や出席状況に応じた指導・学習相談を行っている。また、教務委員会および薬学教育推進センターが中心となって 1～4 年次生の低学力者に対しては、補習等の学習指導を行っている。さらに、4～5 月にかけて、2～6 年次生の保護者に対して教務関連の説明会および担任・学生・保護者の三者面談を実施し、保護者も含めた学習相談を行っている。また、補習等は教務委員会の計画および科目担当者が必要に応じて実施している。担任・学生・保護者の三者面談についても令和 3 年度は保護者懇談会を通じては実施し、三者面談は対面だけではなくオンラインでも希望者には対応した。ポートフォリオ週間を設定して、担任が学生の生活や学習状況について対面での面談、メールやオンライン面談を定期的の実施しアドバイスを行っている。

【観点 9-1-1-4】

【基準 9-1-2】

学生が学修に専念できるよう、学生の経済的支援に関する体制が整備されていること。

【観点 9-1-2-1】奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口を設けていること。

【観点 9-1-2-2】独自の奨学金制度等を設けていることが望ましい。

【現状】

学生の経済的支援に関する情報提供、相談および奨学金の申込受付などは、学生課奨学金担当がすべての窓口となって対応している。奨学金については、入学時や 2 年次生以上の希望学生にガイダンスを実施して情報提供を行なうとともに、学生便覧や第一薬科大学ホームページに奨学金に関する情報を掲載し、随時相談を受け付けている（令和 3 年度学生便覧）。

本学では、日本学生支援機構、日本政策金融公庫、あしなが交通遺児育英会、河内奨学金等の奨学金を取り扱っている。在学生の約 40% 弱の学生が、日本学生支援機構等の奨学金を利用している。

【観点 9-1-2-1】

本学では、学習意欲の高い学生の経済的支援を目的として、平成 25 年度より特待生制度を設けている。特待生入学試験の経済的支援内容については、第一薬科大学ホームページおよび募集要項に記載している（学生募集要項 2022）。本制度は特待生入学試験において成績上位の学生に対して授業料を免除する制度で、特待生 S は 6 年間、特待生 A は 1 年間、特待生 B は半年間の授業料を免除している。平成 29 年度からは、特待生 S に加えて、特待生 A、特待生 B および特別奨学生も 6 年間の免除制度とした。特待生は、平成 28 年度では特待生 B が 1 名、平成 29 年度では特待生 S が 1 名、特待生 A が 2 名、特待生 B が 7 名、特別奨学生が 13 名である。平成 30 年度は特待生 S

が1名、特待生Aが5名、特待生Bが9名、特別奨学生が24名である。平成31年度は特待生Sが1名、特待生Aが2名、特待生Bが4名、特別奨学生が12名である。令和2年度からは指定校特待生度となり、特待生Sが1名、特待生Aが4名である。令和3年度は指定校特待生度にあわせて特待生選抜入試が再導入され、特待生Sが3名、特待生Aが12名、特別奨学生が33名となっている。

【観点 9-1-2-2】

【基準 9-1-3】

学生が学修に専念できるよう、学生の健康維持に関する支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-3-1】 学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談のための学生相談室などが整備され、周知されていること。

【観点 9-1-3-2】 健康管理のため定期的に健康診断を実施し、学生が受診するよう適切な指導が行われていること。

〔現状〕

学生が心身ともに健康的な学生生活を送り、学修に専念できるよう医務室、学生相談室を設置し、ヘルスケア、メンタルケアは、学生課が主な窓口として対応している。医務室には看護師の資格を持つ学生課職員を配置し、学生便覧や掲示板に掲示している（令和3年度学生便覧）。医務室では、入学時の健康調査、健康診断および4年次の抗体検査の調査などを実施するほか、病気や怪我など令和3年度は年間約450件の健康相談に対応し、学生の健康に寄与している。学生相談室は、8名の学生相談員（教員）と、4名のカウンセラー（臨床心理士）により、毎日相談可能な体制を整えている。カウンセラーによるカウンセリングは、週に3回（火・木・金）各6時間で、予約は医務室配属の学生課職員（看護師）が窓口となり対応しているが、各担当カウンセラーに直接e-mailでも対応している。学生のヘルスケア、メンタルケアや生活相談については、学生相談室、カウンセラーおよび担任が協働して対応している。学生相談室の利用方法等については、掲示板や第一薬科大学ホームページに掲載して周知している。

【観点 9-1-3-1】

健康管理対策として、学校保健安全法で定められている健康診断（身長、体重、視力・聴力検査、内科検診、胸部レントゲン）を4月に実施している。5年次生については、実務実習の時期を考慮して4年次生3月及び5年次生5月に分けて実施し、新5年次生の健康診断としている。健康診断については、掲示板により周知し、健康診断当日は校内放送を行って受診指導を行っている。薬学部各学年の受診率は1年次生95.8%、2年次生87.0%、3年次生95.8%、4年次生95.7%、5年次生98.3%、6年次生81.8%、平均受診率は93.3%、看護学部1年次生および2年次生の受診率は100%で、大学全体の受診率は94.3%であった。平均受診率は令和2年度と比べて20%以上増加した。

その他、学生の健康推進対策として、学内および周辺地域を禁煙区域とし、教職員が定期的に巡回して禁煙指導を行っている。また、禁煙サポートとして、希望者に対して禁煙パッチの費用援助と禁煙指導を行っている。

【観点 9-1-3-2】

【基準 9-1-4】

学生に対するハラスメントを防止する体制が整備されていること。

【観点 9-1-4-1】 ハラスメント防止に関する規定が整備されていること。

【観点 9-1-4-2】 ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口が設置されていること。

【観点 9-1-4-3】 ハラスメント防止に関する取組みについて、学生への広報が行われていること。

【現状】

ハラスメントを防止し、ハラスメントに起因する問題が発生した場合に適切に対応することを目的として「第一薬科大学ハラスメント防止に関する規程」を制定している。

【観点 9-1-4-1】

学内規程に従い、ハラスメント防止委員会を設置している。委員会は学長、学長代理、副学長、学部長、事務長および学長が必要と認めた教職員により構成されている。また、ハラスメント相談窓口を学生課に設け、学内の教職員にハラスメント相談員を委嘱している（令和3年度学生便覧）。

【観点 9-1-4-2】

ハラスメント防止に関する取り組みとしては、1、3次生には年度当初に、4、5年次生に対しては実務実習前に「心のケアとハラスメント」講習会を実施し、ハラスメントの防止と啓蒙およびその取り組みの広報に務めている。教職員に対しても、ハラスメント防止研修会を実施し、ハラスメント防止に努めている。令和3年度はハラスメント防止のための研修会を対面とオンラインのハイブリッド形式で実施した。ハラスメントの相談については、学内掲示板、学生便覧および大学ホームページに掲載し、学生への周知を図っている（令和3年度学生便覧）。

【観点 9-1-4-3】

【基準 9-1-5】

身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮するとともに、身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

【観点 9-1-5-1】 身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮していること。

【観点 9-1-5-2】 身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

[現状]

身体に障がいを持つ受験生については、第一薬科大学学生募集要項の出願手続きの注意事項に、特別の配慮を行うことを記載し、修学支援等依頼書に応じて個別に対応している（学生募集要項 2022）。現在までの対応としては、車椅子の受験生に対する受験教室や、教室内での座席位置等の配慮や体調不良の受験生に対する必要な携行品の特別許可等を行っている。また、身体の不自由な方のための階段避難器具である「イーバック＋チェア」を新館 2 階 S2 会議室 2 台、本館 1 階事務室 1 台、本館 1 階医務室 1 台と学内 3 か所に設置し、身体に不自由な方の避難や移動に配慮している。

【観点 9-1-5-1】

大学の施設・設備については、バリアフリー化を年次計画として実施している。平成 27 年度までに、新館出入口や校舎間の段差のある通路へのスロープを設置した。トイレの和式から洋式への改修および手すりの設置を継続的に実施するとともに、新館 1 階および本館 1 階には身障者用トイレを設置している。また、教室を改修する際には、床面をバリアフリー化する等施設整備に努めている。学修・生活上の支援のため、障害学生支援ガイドラインを平成 28 年度に制定し、本人の申請に基づいて学生委員会・厚生委員会が中心となり、必要な部署が協働して適切な対応ができるよう体制を整えている。

【観点 9-1-5-2】

【基準 9-1-6】

学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-6-1】 進路選択に関する支援組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-6-2】 就職セミナーなど、進路選択を支援する取組みを行うよう努めていること。

[現状]

学生のキャリア形成や卒後進路の選択については、厚生委員会および厚生課のキャリアサポート室が中心となって、キャリアガイダンス・学内企業説明会・就職セミナー等を実施し、進路選択を支援している。

【観点 9-1-6-1】

キャリアサポート室では常に求人情報の収集・整理・提供を行い、就職相談に対応している。令和 3 年度についても新型コロナウイルス感染防止の観点からオンラインによる就職セミナーを 6 月と 3 月に実施した。また、外部講師による就職ガイダンスを 2 回（11 月、3 月）実施した。就職活動支援の一環としてインターンシップを実施している企業（薬局・病院）についても随時紹介している。その他、新型コロナウイルス感染防止のため、電話や個別の対応を中心として、様々な進路

選択の支援に努めている。

【観点 9-1-6-2】

【基準 9-1-7】

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 9-1-7-1】学生の意見を収集するための組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-7-2】学生の意見を教育や学生生活に反映するために必要な取組みが行われていること。

【現状】

学生の意見を収集するための組織とし、FD 委員会と学生委員会がある。また、その収集法として、学生意見箱、学生満足度アンケート、授業アンケートおよび学生・教職員懇談会、教員報告書がある。

【観点 9-1-7-1】

学生意見箱は、学内中央掲示板横に設置しており、学生がいつでも、無記名・記名を問わず自由に意見を投稿できるようにしたもので、記載内容に応じて委員会に意見を提示し、必要な対応を行っている。

学生満足度アンケートは、学生の意見を汲み上げて学生生活を改善する目的で、学生委員会が中心となり年度始めのガイダンス時に各学年（新入生を除く）に対して実施している。学生の希望や要望については、学生委員会が該当する委員会に通知し、得られた回答結果を学生掲示板に掲示している。教員報告書は学生からの意見を随時収集するために用いられている。学生委員会では学生の意見について必要な対応や回答を検討し学生にフィードバックしている。

授業アンケートは、FD 委員会が中心となって実施しており、教員の授業を学生が評価するもので、学生は自由に意見を記載できる仕組みにしている。この授業アンケートの結果に基づき、教員は自己評価や次年度への改善計画を「教員による授業の自己評価」として提出し、授業の改善に努めている。

学生・教職員懇談会は FD 委員会が主催し、テーマに沿って選抜した学生約 10 名と FD 委員会委員とで懇談するもので年に 2 回開催している。学生の要望等を聞き取り、必要に応じて委員会や大学事務局で対応を検討している。

これまで学生の要望により改善された例としては、自習室の利用時間延長や利用場所の増設、図書館の開館時間の延長、自動販売機の設置場所の変更、食堂の利用時間や食事内容の変更、女子寮への Wi-fi 導入、和式トイレの洋式化等がある。このように学生の要望を可能な限り取り入れるよう工夫している。

【観点 9-1-7-2】

(9-2) 安全・安心への配慮

【基準 9-2-1】

学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-1】 実験・実習および卒業研究等に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-2】 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する指導が適切に行われていること。

【観点 9-2-1-3】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生および教職員へ周知されていること。

〔現状〕

一実習あたり 3～8 名の教員を配置し、教員 1 人当たり 8.5～15.9 人（平均 12.0 人）の学生を担当して学生の安全を図っている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から、実習はウェット又はウェットと対面を取り入れた方法で実施した。また、対面実習については実習前の体温測定、距離をとり密にならない配慮、アルコール消毒、マスクの着用などにより、安全性に配慮して実施した。実習中の安全を図るため、実習開始前に学生に白衣および上靴を購入させ、化学系実習では保護メガネを貸し出し、着用させている。2 年次に行われる基礎実習では、試薬や器具の安全で正しい取り扱い方、実習時の身支度、態度など、安全面について重点的に説明している。基礎実習以後の実習では、各実習の初回に行われる実習講義の中で、化学薬品や実習器具による火傷やケガおよび火災の防止、微生物や動物の安全な取り扱い等の安全教育を行っている。4 年次に各研究室分野に担当教員 1 人当たり 1.6～5.0（平均 3.1）名の学生を割り当て、配属された各分野で実験・研究に必要な安全教育を行っている。研究室分野配属時には、研究ノートと USB を配布している。動物実験の安全教育については、動物実験委員会が年に 1 回講習会を開催している。講習会では、関連法規や動物の取り扱い、安全確保に関する事項などについて説明し、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点からオンラインと対面のハイブリッドで開催し、動物を取り扱う学生（オンライン 53 名、対面 67 名、計 120 名）が参加している。有機廃液や産業廃棄物の取扱いについては、安全衛生委員会が研究室分野に通知し、学生実習や卒業研究の際に個別に指導している。研究室および実習室には消火器を、化学系実習室については消火器に加えて室内および実習室前廊下にシャワーを設置している）。

【観点 9-2-1-1】

各種保険については、学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険の加入を義務化し、加入率は 100%である。また、学研災付帯学生生活総合保険については加入を推奨している。保険に関する資料等は入学前に送付し、必要に応じて個別に電話等で対応している。また令和 2 年度 10 月より福岡県の条例により自転車保険が義務化されるため、学生に自転車保険加入について連絡するなど、保険に関する情報は、学生課で収集・管理している。

台風、地震、大雨・洪水、大雪等の自然災害への対応については、第一薬科大学ホームページおよび学生便覧に掲載するとともに、災害時には必要に応じて第一薬科大学ホームページ及びeポートフォリオ（IPo）Web 掲示板を通じて連絡をしている（令和3年度学生便覧）。その他、災害対応マニュアルおよび、第一薬科大学危機管理規程を設けている。緊急時の対応については、安全衛生委員会が中心となり、全学生、教職員を対象として、避難と消火器の取り扱いについて年に1回訓練を実施している。令和3年度も昨年度同様コロナ禍で訓練参加者の安全施策（感染防止策）を見出すことができなかったため実施しなかった。AED（自動体外式除細動器）は新館1階および本館中央掲示板横の学内2か所に設置し、使用方法は、1年次生の早期臨床体験学習の中で教育している。

『学 生』

9 学生の支援

〔点検・評価〕

学修の支援は、教務委員会、薬学教育推進センターを中心として、積極的に実施している。経済的な支援は、日本学生支援機構等の奨学金制度や特待生入学試験制度を活用して実施されている。学生のヘルスケア・メンタルケア、障がいを持つ学生、ハラスメント防止等に対しても、組織的な支援体制を整えている。令和2年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から、学内で実施できなかったため実施率が低下したが、令和3年度では学内での実施としたため受診率は大幅に向上した。

進路の選択については、キャリアサポート室が中心となって、様々な進路選択に関する情報提供が実施され進路選択の支援が行われている。

学生の意見を汲上げる多様な仕組みが構築され機能している。

また、実験・実習や卒業研究は適切な人数で行われ、必要な安全教育が実施されている。各種保険への加入について適切に指導され、災害時のマニュアルが整備され、災害時の対応が計画されている。

〔改善計画〕

健康診断の受診率は大幅に増加したが、薬学部ではまだ受診率の低い学年がある。今後は、未受診者に対して担任を通じてなど個別に通知するなどを行い受診率の向上を図る。

コロナ禍のため令和2年度から中止している避難訓練を次年度から実施し、災害時の対応について周知する。

『教員組織・職員組織』

10 教員組織・職員組織

(10-1) 教員組織

【基準 10-1-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員が置かれていること。

【観点 10-1-1-1】 専任教員数が大学設置基準に定められている数以上であること。

【観点 10-1-1-2】 教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（1名の教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。

【観点 10-1-1-3】 専任教員について、教授、准教授、講師、助教の数と比率が適切に構成されていること。

〔現状〕

本学の収容定員数は1,038名（入学定員：薬学科113名、漢方薬学科60名）であり、大学設置基準で定められた専任教員数は37名である。令和3年5月1日現在の専任教員数は53名（教授23名、准教授14名、講師11名、助教5名）であり、基準を上回る教員を配置している。臨床系（実務家）教員は、文部科学省が定める「薬学部における教員（実務家教員を含む）に関する基準」に基づき算出すると7名となる。本学の実務家教員は、令和3年5月1日現在において9名であり、基準を上回る教員を配置している（基礎資料8）。

【観点 10-1-1-1】

令和3年度5月1日時点で本学の収容定員数（在籍定員数）は1,038名であり、本学専任教員（助教以上の人数53名）1名あたりの学生数は、19.6名である。専任教員に助手4名を加えても18.2名であり、望ましいとされる10名以内には達していない（基礎資料2-1、基礎資料8）。

【観点 10-1-1-2】

専任教員の職位別構成比率は、教授43%（23名）、准教授26%（14名）、講師21%（11名）、助教10%（5名）であり、教育研究上の支障が生じるような著しい偏りはない（基礎資料8）。

【観点 10-1-1-3】

【基準 10-1-2】

専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者、あるいは優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 10-1-2-1】 専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-2】 専門分野について、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-3】 専任教員として、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

〔現状〕

専任教員は、教育と研究力の向上のため専門分野の学会に所属している。各分野では、それぞれ研究課題を設定し研究発表を行っている（基礎資料 15）。薬学研究分野には、薬学に関する優れた知識を持ち合わせた教員がおり、教科書や参考書の執筆や編集を行っている。令和 3 年度における専任教員の学術論文および学会発表は、毎年刊行されている「第一薬科大学研究年報」に掲載している（令和 3 年度第一薬科大学研究年報 38 号）。

【観点 10-1-2-1】

薬学の博士学位のみならず医学、農学、理学など多彩な領域を専門とする教員を配置している（基礎資料 10）。専任教員の多くは薬剤師免許取得者であるが、医師免許を有するもの 2 名および歯科医師免許を有するもの 1 名を配置し、多様な教員構成となっている（基礎資料 10、基礎資料 15）。

【観点 10-1-2-2】

専任職員の採用および昇任については、「第一薬科大学教育職員選考規程」および同規程の審査内規に定め、採用・昇格対象者を教育職員選考委員会で審議し、これを教授会に提起し、学長の意見を聴いて、理事長が決定している（第一薬科大学教育職員選考規定、第一薬科大学教育職員昇任基準内規）。なお、教員の選考については、担当分野を勘案し、教育職員選考委員会において検討し、一般公募制と本学教員による紹介を通じて広く有能な人材を求めている。応募者に対しては、履歴書、研究業績目録、6 年制薬学教育における教育と研究に対する抱負、推薦書の提出を求め書類審査を行い、さらに任用候補者に対しては面接および教育・研究に関するプレゼンテーションを課し、専門分野を担当するにふさわしい教育上の指導能力および高い見識を有する優れた実績を有する専任教員を採用し、配置している。

【観点 10-1-2-3】

【基準 10-1-3】

カリキュラムにおいて、専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 10-1-3-1】 薬学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授が配置されていること。

【観点 10-1-3-2】 専任教員の年齢構成に著しい偏りがないこと。

[現状]

平成 27 年度の 1 年次生から薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成 25 年度改訂版）に準拠した新カリキュラムによる教育が実施できるよう専門分野の教授、准教授、講師を配置している（基礎資料 10）。令和 3 年度において必修科目に指定した科目（教養および実習等を含む）は、薬学科で 121 科目（旧カリキュラムを含む 1 年次から 6 年次）、漢方薬学科で 122 科目（新カリキュラムにおける 1 年次から 6 年次）である。薬学科の 121 科目中、43 科目（35.6%）は専任の教授が担当し、32 科目（26.3%）は専任の准教授が、16 科目（13.3%）は専任の講師が担当している。専任の教授、准教授および講師を合わせると合計 90 科目を担当していることとなり、全必修科目の 74.3% を占める（基礎資料 10）。また、専任教員が担当していない科目については、非常勤講師を充てている。漢方薬学科では、122 科目中 43 科目（37.1%）は専任の教授が、32 科目（27.4%）は専任の准教授が、15 科目（13.0%）は専任の講師が担当している。専任の教授、准教授および講師を合わせると合計 89 科目を担当していることとなり、全必修科目の 72.9% を占める（基礎資料 10）。また、残りの科目については、非常勤講師を充てている。このように薬学における教育上主要な科目においては、教授または准教授を配置している。

【観点 10-1-3-1】

令和 3 年 5 月 1 日現在、教授 23 名のうち 13 名（57%）が 60 歳以上であり、教授の年齢構成が高い。准教授と講師を年齢別によると 50 歳代 10 名、40 歳代 15 名である。助教は、30 歳代が 3 名（基礎資料 9）。

【観点 10-1-3-2】

【基準 10-1-4】

教員の採用および昇任が、適切に実施されていること。

【観点 10-1-4-1】教員の採用および昇任に関する適切な規程が整備されていること。

【観点 10-1-4-2】教員の採用および昇任においては、規程に基づき、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が行われていること。

[現状]

教員の採用および昇任においては、「第一薬科大学教育職員選考規程」および「第一薬科大学教育職員昇任基準内規」に基づいて実施している（第一薬科大学教育職員選考規定、第一薬科大学教育職員昇任基準内規）。教育職員選考委員会において、大学全体の教育研究組織の構成、専門性等を勘案し、専門分野の補充について検討したうえで、公募等を行い、優秀かつ経験豊富な人材の確保に努めている。

【観点 10-1-4-1】

教員の採用および昇任については、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考を行っている。「第一薬科大学教育職員選考規程」の第2条において「教育職員の選考は、人格および見識ともに優れ、研究業績、教育業績などを総合的に判断して行うものとする。」と明記している。また、「第一薬科大学教育職員昇任基準内規」の第2条においても「教育職員の昇任については、推薦書、在職期間、教育業績、研究業績、社会活動実績等を考慮し総合的に評価する」とし、研究のみならず教育上の指導能力を審査基準に設けている（第一薬科大学教育職員昇任基準内規）。令和3年度においては、薬学部教員の新規採用は2名であった（第一薬科大学教育職員選考規定）。

【観点 10・1・4・2】

（10－2）教育研究活動

【基準 10-2-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が行われていること。

【観点 10-2-1-1】 教員は、教育および研究能力の維持・向上に取り組んでいること。

【観点 10-2-1-2】 教員は、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っていること。

【観点 10-2-1-3】 教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、開示されていること。

【観点 10-2-1-4】 薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

【現状】

教育に関して、全ての科目を対象に「学生による授業および実習評価アンケート」を実施し、この結果を受けて各教員は自己評価し、授業の改善に努めている。また、「教員相互の授業参観」を行い、参観教員が授業に対する意見を提出することにより、授業実施教員にフィードバックしている。さらに、「教員による授業の自己評価」についても実施し、さらなる授業の向上に努めている。「学生による授業および実習評価アンケート」は、冊子体としてまとめ各教員に配布すると同時に図書館本館および図書・国試情報センターに配架し学生にも公開している（令和3年度FD活動報告書）。「教員による授業の自己評価」も、教員および学生が閲覧できるように図書館本館および図書・国試情報センターに配架し学生に公開している。

研究活動については、14分野からなる専門分野を中心として主体的に行われている。教員は、それぞれの専門分野において、競争的資金を獲得する等、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っている。研究課題や内容は、大学案内や大学ホームページ（研究室紹介）において紹介している（大学案内2021）。研究活動推進委員会を中心に、研究活動の活性化を目的として、令和3年度は3回「学内学術交流セミナー」を開催した。本セミナーでは、各研究室分野の研究内容が発表され、異なる分野の研究状況を把握することができる点で有益であり、各分野間の学内での共同研究に繋がっている。若手教員の研究活動を推進する目的で、令和2年度は、研究業績を基に研究

奨励 4 名を選考し、研究奨励金 75 万円（25 万円 2 名、15 万円 1 名、10 万円 1 名）を提供している（令和 3 年度学内研究奨励金制度）。学生の卒業研究論文要旨集に示すとおり、教員の研究内容が学生の卒業論文に反映されている。また、学会における学生の研究発表を促進するために、年間 1 研究室分野あたり学生 3 名の旅費を支給している。

【観点 10・2・1・1】【観点 10・2・1・2】

各研究室分野の教育および研究業績は、「原著論文」、「学会発表」、「著書」、「特許」、「総説」、「競争的資金」等を毎年出版の「第一薬科大学研究年報」に掲載している。教員の教育・研究業績については、大学ホームページに公開し、毎年更新している（基礎資料 15）。これらに加え、平成 26 年度から、専任教員は「研究」のみならず「教育」、「管理運営」、「学外活動」に関する業績を記載した自己申告書を提出し、教員自身で総合的に評価している（基礎資料 15）。

【観点 10・2・1・3】

平成 22 年度より臨床現場での知識・技能を研鑽し、大学での臨床教育に反映させる観点から、臨床系教員 2 名を福岡市急患診療センターへ派遣し、常に新しい医療に対応するための制度の整備に努めている。また、学校薬剤師として 3 名、新型コロナウイルスワクチン調整に 4 名を派遣している。臨床系教員のうち、2 名は日本医療薬学会の認定薬剤師、3 名は日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師、1 名は老年薬学指導薬剤師、1 名は日本臨床栄養代謝学会 NST 専門療法士、1 名は日本薬剤師研修センター 実務実習認定指導薬剤師の資格を有し、常に新しい医療に対応するために研修会に参加し自己研鑽している。令和 3 年度からは、臨床系教員 3 名が薬局での実地研修を行っている（基礎資料 10）。医師免許を有する本学専任教員 2 名は、週 1 回病院において研修を行っている。

【観点 10・2・1・4】

【基準 10・2・2】

教育研究上の目的に沿った研究活動が行えるよう、研究環境が整備されていること。

【観点 10・2・2・1】研究室が適切に整備されていること。

【観点 10・2・2・2】研究費が適切に配分されていること。

【観点 10・2・2・3】研究時間を確保するために、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう努めていること。

【観点 10・2・2・4】外部資金を獲得するための体制が整備されていることが望ましい。

〔現状〕

本学の主要施設は、本館（4 階建）と新館（7 階建）があり、講義室・演習室、実習室、研究室、自習室を整備している（基礎資料 12-1）。その他、図書館、実験動物飼育施設および薬用植物園を設けている。教育研究施設としては、14 研究室分野のほか地域医療薬学センター、薬学教育推進セ

ンター、薬学教育支援センターの3センターを置き教育研究活動が十分行える研究環境を整えている。

教授は個室に配置し、准教授・講師・助教・助手は実験室等に配置している。さらに各研究室分野には研究活動を行うための実験室を設置し、教員と卒業研究生の研究活動に利用している（基礎資料 11、基礎資料 12-2）。

共同利用施設（新館）の中央機器室には、核磁気共鳴装置（NMR）や質量分析装置（MS）等、教育研究上の目的に沿った機器を配備している（基礎資料 12-2）。

【観点 10-2-2-1】

年間の研究費に関しては、教育研究費として教授 30 万円、准教授・講師 25 万円、助教・助手 20 万円、非実験系教員 10 万円を配分している。また、研究室分野の配属生については、別枠で学生 1 人当たり年間 3 万円を加算している。年間の学会等出張旅費については、薬学系教員および非実験系教員に対し一律 25 万円を配分している。また、若手の研究活動を促進させる目的で若手教員に対し、令和 2 年度は、研究奨励金（1 件当たり 10～25 万円）を 4 名に提供している（研究活動推進委員会・令和 3 年度学内研究奨励金受賞者一覧）。

【観点 10-2-2-2】

教員の授業担当時間数については、教員間で多少の差はあるものの可能な限り均等となるよう配慮している。令和 3 年度における教授の年間講義担当時間は、平均値で表すと 119 時間（65 歳以上 112 時間、65 歳未満 121 時間）であり、准教授、講師、助教の場合は、それぞれ 126、107 および 99 時間であった。令和 3 年度の本学教員の講義、実習時間数は 1 名、1 週間当たり平均 3.9 時間である。授業準備に必要な時間を考慮しても、研究時間を確保する上で支障のない範囲である（基礎資料 10）。

【観点 10-2-2-3】

科学研究費の取り扱いについては、総務課職員が窓口となり、毎年科学研究費の説明会を開催している。説明会では、応募方法や取り扱いとともに、研究活動の不正行為や研究費の不正使用防止に関して説明している。科学研究費助成事業等取扱規程および担当事務員を設け、適正な科学研究費などの運用・管理を行っている。研究活動の不正行為および不適切な経理処理等については、研究倫理委員会において審議している（第一薬科大学研究倫理委員会規程）。令和 3 年度の科研費等競争的補助金獲得件数および金額は、それぞれ 28 件、4329 万円（うち分担研究 5 件：351 万円）であった。民間の公募型研究助成金の応募申請については、全教員にメールで配信し、周知させている（第一薬科大学科学研究費助成事業等取扱規定）。

【観点 10-2-2-4】

【基準 10-2-3】

教員の教育研究能力の向上を図るための組織的な取り組み（ファカルティ・デベロップメント）が適切に行われていること。

【観点 10-2-3-1】 教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制が整備されていること。

【観点 10-2-3-2】 教員の教育研究能力の向上を図るための取り組みが適切に実施されていること。

【観点 10-2-3-3】 授業評価アンケートなどを通じて、授業の改善に努めていること。

【現状】

本学では、教育研究活動向上のための組織としてファカルティ・デベロップメント（FD 委員会）を設置している。令和 3 年度の FD 委員会は、学部長が中心となり、教授 4 名、准教授 1 名、助教 1 名、助手 1 名の他、事務長、事務員 1 名で構成している。主な活動として、「教育活動の組織的改善方策の計画・実施」や「学生による授業評価の実施」がある（第一薬科大学 FD 委員会規定）。

【観点 10-2-3-1】

FD 委員会の具体的な取り組みとして、1) 「学生授業評価アンケート」および「教員による授業の自己評価」の実施、2) 「教員相互の授業参観」の実施、3) 「新任・転任教員のための FD 講習会」の開催、4) 内部および外部講師による「FD 講習会」の開催、5) 学外での「FD 関連セミナー」への参加、6) 「学生・教員懇談会」の開催があり、これらの活動を通して教員の教育能力の向上を図っている。令和 3 年度は、大学の DX（デジタル・トランスフォーメーション）に関する知見、個人情報保護、ハラスメント防止に関する FD 講習会を計 11 回実施した（令和 3 年度 FD 活動報告書）。

【観点 10-2-3-2】

教員の授業改善や学生の授業に対する満足度の調査を目的とした「学生授業評価アンケート」は、平成 22 年度から調査項目や調査方法を随時見直しながら、科目毎に実施している。教科毎に集計した結果を各担当教員にフィードバックしている。教員は授業改善のために、「教員による授業の自己評価」に今後の取り組みを報告している。「学生授業評価アンケート報告」は、冊子体として全教員に配布されるとともに、大学ホームページ上で公表している（令和 3 年度 FD 活動報告書）。

【観点 10-2-3-3】

（10-3）職員組織

【基準 10-3-1】

教育研究活動の実施を支援するため、職員の配置が学部・学科の設置形態および規模に応じて適切であること。

【観点 10-3-1-1】 教育研究活動の実施支援に必要な資質および能力を有する職員が適切に配置され

ていること。

【観点 10-3-1-2】 教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

【観点 10-3-1-3】 教員と職員が連携して資質向上を図っていることが望ましい。

〔現状〕

教育研究活動が十分発揮されるよう事務組織が様々な形で支援に加わっている。本学には、29名（法人事務職員を含む）の事務職員が在籍している（基礎資料8）。事務職員が各種委員会に積極的に関与することにより、充実した教育研究活動が発揮されるように支援している。事務職員の業務執行は、事務局長が統括しており、「第一薬科大学事務組織規程」には、事務を適切かつ能率的に処理するための事務組織のほか、事務職員の職務と職責について示されており、教育研究の達成のための人員を適切に配置している。また、管理・運営に関しての各局・部・課・寮の所轄する業務内容については「第一薬科大学事務分掌規程」により具体的に示されている。教員と事務組織が一体となって教育研究活動を進めるために、総務課、教務課、学生課を配置し、その役割を明確化し、各種業務を執行している。

【観点 10-3-1-1】

図書館本館および図書・国試情報センターには司書2名、薬学教育推進センターには助手3名、薬用植物園には助手1名、情報処理演習室には助手1名、事務職員2名を配置し、教育研究活動を支援している。情報処理演習室の事務職員2名は、実務実習関連業務を支援している（基礎資料8）。技術系事務職員（非常勤3名）は、講義や実験科目、演習科目等の授業支援や研究補助として教育研究を支援している。

【観点 10-3-1-2】

大学の管理運営を適切に行うために、各種委員会を設置し、大学の活動全般を実施している。これらの各種委員会には、事務職員をその構成メンバーに適切に配置し、教職員と一体となり委員会活動の管理・運営のサポートをしている。また、各委員会会議の記録および議事録はすべて事務職員が行っている。

【観点 10-3-1-3】

『教員組織・職員組織』

10 教員組織・職員組織

〔点検・評価〕

専任教員数は、大学設置基準に定められている数を超えているが、学生数に対する望ましい教員数には達していない。教授の年齢は高い傾向にあるが、専任教員の年齢構成に著しい偏りはない。

教員の採用および昇任に関しては、適切な規程に基づいて、研究業績や教育上の指導能力等が十分に吟味された選考が行われている。教員は教育および研究能力の維持・向上に取り組み、教育目

標を達成するための基礎となる研究活動を行っている。教員の活動は、毎年教育研究上の業績等で示され開示されている。臨床系教員は、薬剤師として常に新しい医療に対応するために研修等により自己研鑽に努めている。

教員の教育能力の向上を図るための組織・体制は整備され、その運営も適切に実施されている。授業評価アンケート等を通じて、授業の改善にも努めている。講義や実習等を支援する職員も適切に配置され、教員と職員が連携して教育活動を行っている。研究を円滑に行うことができるように、研究室分野の整備、研究費予算の配分、研究時間確保のために教員の授業担当時間数が適正な範囲となるように配慮されている。教員が研究活動に必要な外部資金を獲得するための体制も整備されている。

[改善計画]

教育・研究の水準の向上を図るために、今後も専任教員の年齢構成に配慮しながら、採用を適切に実施していく。

『学習環境』

1 1 学習環境

【基準 1 1-1】

教育研究上の目的に沿った教育を実施するための施設・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-1】効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。なお、参加型学習のための少人数教育ができる教室が確保されていることが望ましい。

【観点 1 1-1-2】実習・演習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI 教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。

【観点 1 1-1-3】実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するため、適切な規模の施設（模擬薬局・模擬病室等）・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-4】卒業研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されていること。

【現状】

本学は各学年の定員173名に対応可能な適正規模の6つの講義室を保有している。多目的講義室（厚生会館）と5講義室を合わせた収容可能人数は2,000名以上で現在の収容定員（1,038名）を大きく超える収容能力を有している（基礎資料2-1）。

講義室：1～3年次生が主として利用する講義室として、本館2階に216A（81m²、98席）、216B（81m²、92席）、221A（81m²、98席）、221B（81m²、94席）、本館3階に301（80m²、60席）、302（91m²、座席60席）、307（109m²、121席）、309（213m²、座席240席）、310（213m²、245席）、312（205m²、150席）、315A（81m²、98席）、315B（81m²、92席）、320A（81m²、98席）、320B（81m²、94席）、本館4階には、401（254m²、297席）、402（282m²、378席）、403（248m²、305席）、406（160m²、212席）、409A（80m²、98席）、409B（80m²、96席）がある。4～6年次生が主として利用する講義室は、新館2階にS21（388m²、550席）およびS22（373m²、360席）がある。全学年共用の講義室として、厚生会館2階の多目的講義室（578m²、506名収容）がある（資料2）。

早期臨床体験でのSGDや4年次生実務実習事前学習および5年次生ポスト実務実習でのSGDを行うための新館3階の医薬品情報服薬指導実習室（398m²、200名収容）があり、可動パーティションも準備されている。また、新館1階にはラーニングサポート室（54m²、20名収容）があり、小規模の補習や勉強会、授業担当の先生による質問会などに利用されている。図書館大閲覧室（341m²）にはラーニングコモンズ（30名収容）も併設しており、様々なアクティブラーニングなどに対応できる多目的エリアとなっている（資料2）

【観点 1 1-1-1】

実習・演習を行うための施設として、情報処理室、実習施設、中央機器室、実験動物飼育施設、薬用植物園がある。

情報処理室：新館2階の情報処理室は4部屋に分かれており、情報処理演習室1-1（160m²、50

席)、1-2 (160m²、50 席)、2 (295m²、100 席) の 3 つ演習室は授業や演習を行なっている。学生が自由に使用できる情報処理演習室 3 (100m²、30 席) ではパソコンからサーバーにアクセスし、授業の資料やインターネットを活用した自主学習が可能となっている。総パソコン数 230 台を設置しており、CBT の実施にも利用している (資料 2)。

実習施設:新館 3 階には、物理系実習室(面積 391m²、128 名収容)、化学系・衛生系実習室(385m²、128 名収容)、新館 4 階には生物系・薬理系実習室 (387m²、117 名収容)、新館 4 階には生化学系実習室 (387m²、128 名収容) を有している。

中央機器室:共用機器として、ガスクロマトグラフ四重極型質量分析装置 (GC-MS)、高速液体クロマトグラフ質量分析計 (LC-MS)、二重収束型質量分析装置 (MS)、400MHz 核磁気共鳴装置 (NMR)、卓上型超遠心機、リアルタイム PCR、蒸留水イオン交換水製造器、画像撮影装置、蛍光顕微鏡等を中央機器室に設置している。これらの共用研究機器類の管理運営は中央機器管理運営委員会が行っており、機器の利用促進に向け講習会を適宜開催している (基礎資料 12-2、資料 179)。

実験動物飼育施設:本学敷地内の別棟に実験動物飼育施設 (57m²) を設置している。マウスおよびラットを分離し、クリーンラックの中で適正に飼育・管理している。施設内は、前室、マウス飼育室、ラット飼育室、洗浄室、汚物室から構成され、飼育室内での薬物投与スペースを確保している。実験動物管理運営委員会が、毎年実験動物講習会を開催し、この講習を受けた教職員および学生のみが飼育室に入室、使用できる (基礎資料 12-2、資料 180)。

薬用植物園:本学キャンパスから徒歩数分のところに位置しており、土地(833m²)、温室(149m²)とともに、管理舎(19m²)を設置している。110 種の植物が栽培され薬用植物の研究を行っており、薬用植物園管理運営委員会が管理・運営している (資料 181)。

【観点 1 1-1-2】

実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するために実務実習施設を新館 3・4 階に整備している。

実務実習施設:医療系実習室として、新館 3 階に模擬病棟・カンファレンスルーム(88m²+53m²)、医薬品情報・服薬指導実習室 (398m²)、模擬病院薬局 (75m²)、薬物血中濃度解析室 (27m²)、模擬保険薬局 (91m²) を配置している。新館 4 階には調剤実習コーナー (251m²)、製剤実習コーナー (273m²)、無菌製剤実習コーナー (282m²) がある。これらの実習室は、共用試験の OSCE や実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習や総合学習の少人数単位の参加型総合学習等にも利用している。医薬品情報・服薬指導実習室(新館 3 階)の一部を利用して、バイタルサインを把握できるフィジカルアセスメント(血圧、聴診、脈拍等)用の実習用設備を設置している(フィジカルアセスメントモデルロボット: Physiko 2 台)。服薬指導・患者接遇の実習については、可動式のベッド等を設置することにより模擬病棟の設定も可能である。実習状況をビデオに収録しモニターに映写する設備も備えている。新館 3 階および 4 階の実務実習施設を合わせると合計面積 1,538m² 以上となり、180 名程度の学生が実習および演習を行うには十分な広さである (基礎資料 2-1、基礎資料 12-1、資料 2)。

【観点 1 1-1-3】

薬学科および漢方薬学科の学生は、4年次生から6年次生まで、各分野の研究室に配属となり、卒業研究活動を行っている。卒業研究を円滑かつ効果的に行うために、各分野の研究室だけでなく、新館の中央機器室、敷地に隣接する実験動物飼育施設や薬用植物園、学生実習室および図書館を利用できる。5年次には実務実習があるため、全期間において3学年の学生が同時に研究室に在室することはないので実験に支障はない。また、研究室のみならず、中央機器室には、多くの測定機器が用意されており、教員の指導のもと学生の使用が可能となっている。このように学生が高いレベルの卒業研究を実施するために十分な量の設備が整備されている（基礎資料 12-2、資料 2）。

新館には1階と5階に9分野の研究室がある。1階に分析化学分野（246m²）、地域医療薬学センター（348.8m²）、薬学教育推進センター（108.7m²）がある。5階に分子生物学分野（229m²）、薬物解析学分野（246m²）、薬品作用学分野（232m²）、薬物治療学分野（247m²）、薬剤設計学分野（203m²）、臨床薬剤学分野（239m²）がある。本館には、2階と3階に8分野の研究室がある。2階に薬品化学分野（342m²）、和漢薬物学分野（258m²）、生薬学分野（400m²）、衛生化学分野（349m²）、処方解析学分野（104m²）、薬学教育推進センター（19.8m²）、3階に天然物化学分野（175m²）、免疫薬品学分野（199m²）、薬学教育推進センター（55.4m²）の研究室がある。各研究室は、教授室（12～20m²、1名収容）、セミナー室、実験室から構成されている（基礎資料 11、資料 2）。

【観点 1 1-1-4】

【基準 1 1-2】

適切な規模の図書室・資料閲覧室や自習室が整備され、教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料などが適切に整備されていること。

【観点 1 1-2-1】 適切な規模の図書室・資料閲覧室が整備されていること。

【観点 1 1-2-2】 教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料（電子ジャーナル等）などが適切に整備されていること。

【観点 1 1-2-3】 適切な規模の自習室が整備されていることが望ましい。

【観点 1 1-2-4】 図書室・資料閲覧室および自習室の利用時間が適切に設定されていることが望ましい。

〔現状〕

本学には、図書館（1,044m²、閲覧スペース 361m²）と、分室としての図書・国試情報センター（189m²、閲覧スペース 140m²）がある。これらを図書館スタッフ3名で対応している。

現在の図書館は、昭和40年の設置後56年を経過し、独立した建物ではなく、都築学園本部建物の一部の1階～3階部分に位置する。これら各階にある図書資料の持ち出しを管理できる入退館セキュリティゲートシステムがないので、図書館への学外者の無断侵入の抑止や資料の無断持ち出しを防止することは困難である。図書館の内壁において亀裂、雨漏り、トイレの排水詰まりが頻発し施設の老朽化が見られるため、応急的な補修工事を実施している。

図書館の1階は、閲覧室（薬学図書、漢方生薬関連図書、看護学図書、国家試験問題集、シラバス図書、一般教養図書、一般雑誌、新着図書等）および図書館事務室、2階は書庫（学術雑誌）、大閲覧室・ラーニングコモンズおよび特別閲覧室、3階は書庫（社会、人文科学関係図書）がある。また、印刷設備については図書館ではコピー機1台（事務室内）、学生用プリンタ1台、その他に無線LAN（Wi-Fi）を全館完備している。また、令和3年度は新型コロナウイルス感染防止のため入館時検温システムを導入、マスクの着用、消毒を徹底した。図書・国試情報センターは、閲覧室（自然科学関係図書、国家試験問題集、シラバス図書、一般教養図書、大学情報資料）および印刷設備（学生用プリンタ1台、コイン式コピー機1台）がある。本学図書館は建物の構造上、利用者にはきわめて使いづらい図書館であるが、親しみやすい図書館づくりを目指しており、さまざまな工夫により学生が図書館まで足を伸ばす機会が増加している。また学生にとって印刷機器利用以外に図書・国試情報センターの利用価値が薄れているが、図書館の学習机は十分用意されており座席が不足する状況には至っていない。

学生閲覧室の座席数は、図書館に224席あり、学生総数の20%を超える座席数を確保している。ただし、分室に座席65席を設けており、これも含めた座席数合計は289席になる。また、図書館の大閲覧室には、可動式のテーブルや椅子、ホワイトボードに加え、パソコン・プロジェクター式も備えたラーニングコモンズを併設しており、学生を対象とした様々なアクティブラーニング教育だけでなく、教職員の会議や研究室セミナー等に利用できる多目的エリアとなっている（基礎資料13）。

【観点 11-2-1】

図書館は、自然科学系および社会・人文科学系の蔵書全般を、開架式で1、2、3階に配架しており、シラバス図書や国家試験に関する問題集や参考書を多数整備している。図書の年間受入冊数が少ない問題については、蔵書の充実を目指して年間約1,000冊以上（令和元年度1224冊、令和2年度672冊、令和3年度1,763冊）の受入に努めている。全体的に古い図書資料が多いので、専門の職員による点検と除却を進め、新刊図書を補充し続ける必要がある。また、蔵書量に比してベストセラーなどの話題書が極めて少ない。幅広く豊かな教養を身につけるため、一般書も継続的に安定した整備充実が重要な課題となっている。図書館の本の貸出冊数は、2,582冊と増加傾向にある。図書館の年間利用者数も同様である。蔵書総数は合わせて78,305冊、定期刊行物1,096種を分類登録し、蔵書検索システム（OPAC）により本学図書館内の資料を検索および所在が確認できるようになっている。学術雑誌については、学内で契約している5種の電子ジャーナル（ScienceDirect、SpringerLink、ACS、Medical Finder、Wiley Online Library）の内、購読誌として全3,370タイトル、その他に国内アグリゲータ（約1,500タイトル収録メディカルオンラインへのフリーアクセス）、4種のデータベース（医中誌、Scopus、SciFinder、JDreamIII）、リンクリゾルバー（SFX）、教育用動画視聴覚教材（VISUALEARN）などを整備し、各研究室分野からLAN端末を介してアクセスできるようになっている。また、購読外のジャーナルについては、ILL（国公立大学図書館間相互利用）およびReprints Desk、ScienceDirect トランザクションなどのPPV（pay per view）を契約して原著論文へのアクセスに活用している。（基礎資料14）。

一方、学生が読みたいと希望する本については、購入希望図書申込用紙に記入して随時リクエスト

トすることができ、その他にも毎年複数回学生による書店選書ツアーを実施し、学生が求める本を充実させている。今年度はコロナ禍の状況に鑑み、図書館で初めての試みであるオンライン上で本を学生が選ぶ、時代に合わせた「WEB 選書ツアー」と形を変え、学生の学習環境の維持・充実を図った。(資料 182)。

【観点 11-2-2】

自主学習室に該当する部屋として、本館 3 階の講義室、301 (座席 60)、302 (座席 60)、307 (座席 121)、309 (座席 240)、310 (座席 245)、312 (座席 150)、315A (座席 98)、315B (座席 92)、320A (座席 98) および 320B (座席 94) があり、授業のない時間帯には、7:00～20:00 まで自習室として開放している。また、新館 1 階の東大教室 (282m²、150 名収容)、ラーニングサポート室 (54m²、20 名収容) およびアドバイザー室 (54m²、20 名収容) では、常時学生が学習できる長机と椅子を設置している。本館カフェテリア (150 名収容) は、7:00～18:00 まで開放しており、無線 LAN (Wi-Fi) を設置している。また、学生用ロッカールームを厚生会館 2 階 (247m²) と 3 階 (322m²) に設置し、全学生が利用している。

図書館の座席数として、図書館内に 224 席、図書・国試情報センター内に 65 席を確保している。図書館には 3 台、図書・国試情報センターには 4 台のコンピューターがあり、さらに、情報処理演習室には 230 台のコンピューターを備え、学生の自主学習や文献検索ができるようにしている (基礎資料 13、資料 2)。

【観点 11-2-3】

図書館の利用時間は、図書館 (大閲覧室・ラーニングコモンズ含む) が 9:00～20:00、図書・国試情報センターが 9:00～17:00 であり、年間入館者延数は図書館が 19,190 人、図書・国試情報センターが 1,713 人、年間開館日数は 286 日である。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する本学の種々の方針に基づき、健康、安全に留意して図書館サービスの提供に努めた。開館時間など図書館に関する情報は、図書館ホームページ、図書館公式 SNS アカウント (Twitter 等) あるいはイーポートフォリオ (IPo) にて常時情報発信している (資料 183)。さらに、自習室として新館 1 階の東大教室、ラーニングサポート室を 8:00～23:00 まで開放している。

【観点 11-2-4】

『学習環境』

11 学習環境

〔点検・評価〕

教室の規模と数は収容定員に対して十分なものであり、さらに参加型学習のための少人数教育ができる教室が確保されているため、効果的教育を行う観点からの問題はない。

実験実習室や薬用植物園など、実習・演習を行うための施設が適切に整備されている。さらに模擬薬局・模擬病室等、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施する

ための適切な規模の施設・設備が整備されている。

中央機器室、動物実験施設など、卒業研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されている。また教育研究上の目的に沿った教育研究活動に対して、適切な規模の図書室・資料閲覧室が整備されており、必要な図書および学習資料（電子ジャーナル等）などが適切に整備されている。

コロナ禍のため利用者は少なかったが、図書室・資料閲覧室および自習室の年間開館日数が約 300 日であり、利用時間を試験期間中は延長する等適切に設定していることから、学生の自習時間として適切に設定されている。

以上、教育研究上の目的に沿った教育を実施するための施設、設備が十分に整備されている。

〔改善計画〕

教育・研究用の施設、設備が整備されているが、今後教育研究活動をさらに支援するために、従来の書籍類の整備に加え、電子図書や電子ジャーナル、教育用 DVD を充実させていく。令和 4 年度の薬科学科の教職課程設置に伴い関連する図書を増やすために必要な図書・雑誌等の資料整備を進める。

『外部対応』

1 2 社会との連携

【基準 1 2・1】

教育研究活動を通じて、医療・薬学の発展および薬剤師の資質向上に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2・1・1】 医療界や産業界と連携し、医療および薬学の発展に努めていること。

【観点 1 2・1・2】 地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体および行政機関との連携を図り、薬学の発展に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2・1・3】 薬剤師の資質向上を図るために卒後研修など生涯学習プログラムの提供に努めていること。

【観点 1 2・1・4】 地域住民に対する公開講座を開催するよう努めていること。

【観点 1 2・1・5】 地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に行っていることが望ましい。

〔現状〕

医療機関との連携として、九州中央病院および福岡赤十字病院との間に「教育・研究・研修等に関する協定」を締結している。両機関との緊密な連携により、地域における薬剤師養成の拠点機関として、高度化する医療に対応できる臨床能力に優れた薬剤師の養成に努めている。

本学は令和3年10月に北陸先端科学技術大学院大学（寺野 実学長、石川県能美市）と教育・学術交流協定及び推薦入学協定を締結し、教職員の交流、学生の交流、共同研究、セミナー等の実施など教育研究資源の活用を通じて、教育的交流及び学術的交流を推進することにより、両大学の教育研究力の向上を目的とし、推薦入学に関する協定は、両大学の友好的な協力関係のもとに、幅広い基盤的専門知識を有し問題解決に応用できる研究者及び技術者を育成することを目的としており、毎月の共同研究セミナー等で学術研究交流を深めている（学術交流協定書）。

産業界との連携に関しては、令和3年10月に大塚製薬株式会社と包括連携協定を締結し、相互に連携および協力して、健康増進、教育振興、災害時の協力に関する事項など協働による活動を推進することにより、本学の学生ならびに地域社会の健康維持・増進に資することを目的としており、令和3年10月には本学において福岡市及び社会福祉法人福岡市社会福祉協議会と共に「コロナ禍において地震等の大規模災害を想定した福岡市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練」を行い、大塚製薬より「災害時の栄養補給について」をテーマとした講演を行った（包括連携協定書）。また、令和4年3月に木村情報技術株式会社と包括的連携・協力協定を締結し、本学との相互の発展をめざすことを目的に、数理・データサイエンス・AI教育に関すること、教育活動及び教育課程の評価に関すること等に関する連携を深めている（包括連携協定書）。

【観点 1 2・1・1】

本学は、福岡県薬剤師会、福岡県病院薬剤師会および福岡市薬剤師会と連携を深め、薬学に関する教育研究の発展に貢献できるよう努めている。本学教員は、福岡県薬剤師会の理事や薬学教育委

員会委員として学術研修に参画し、年間研修の企画等に関与している。また、福岡市薬剤師会には学校薬剤師委員会の委員、実務実習支援センターの副センター長として本学の教員が参加し、学校保健への貢献や実務実習の計画や円滑な運営等に努めている。また、福岡県および福岡市薬剤師会とは、「早期臨床体験」、「共用試験 OSCE」、「実務実習」に関する連携を深めるために連絡を密にしている。また、福岡市等が主催する「NO DRUG, KNOW DRUG 薬物乱用防止キャンペーン」に毎年協賛し、本学学生および教員がイベントに参加し支援している。

【観点 12-1-2】

薬剤師の資質向上を図るための卒後研修としては、生涯学習プログラム（卒後教育プログラム）がある。本学が中心となって、福岡市薬剤師会、福岡県病院薬剤師会と共に「福岡地域ケアコンソーシアム」を立ち上げ、以下のようなプログラムを実習形式のセミナーで行っている（12-1 表 1）。また、漢方を学ぶ機会の少ない薬剤師に対して、その基本知識の修得を目的に「一葉漢方セミナー」を実施し、令和 3 年度は、薬剤師生涯学習講座（実務）の中で、第 1 回、第 4 回で実施した（12-1 表 1）。尚、平成 30 年に公益社団法人薬剤師認定制度認証機構の生涯研修認定制度の実施機関として、認証されている。

12-1 表 1 令和 3 年度第一葉科大学薬剤師生涯学習講座（一葉漢方セミナー・実務）

第 1 回 一葉漢方セミナー「漢方薬を用いたアルツハイマー病の予防・治療への挑戦(講義)」 第一葉科大学 薬学部 生薬学分野 准教授 久保山 友晴 参加者 218 名、令和 3 年 7 月 13 日(火)
第 2 回「知って得する災害時の薬剤師活用術～薬剤師の薬以外の災害支援活動知っていますか～(講義)」 きらきら薬局 大森 眞樹 参加者 234 名、令和 3 年 8 月 24 日(火)
第 3 回「簡易懸濁法による服薬支援における患者にあわせた適切な薬剤や剤形の選択と情報提供(講義)」 霧島市立医師会医療センター薬剤部 薬剤部長 簡易懸濁法認定指導薬剤師 岸本 真 参加者 278 名、令和 3 年 9 月 14 日(火)
第 4 回 一葉漢方セミナー「化学的試験による生薬の鑑別(対面講義)」 第一葉科大学 薬学部 漢方薬学科 教授 森永 紀 助教 小川 鶴洋 参加者 11 名 令和 4 年 1 月 18 日(火)

【観点 12-1-3】

地域住民を対象とした市民公開講座は、学内講師により本学で開講している。令和 3 年度はすべ

てオンライン配信で行った（12-1 表 2）。

12-1 表 2 令和 3 年度市民公開講座

第 1 回 8 月 16 日（月）9：00～8 月 23 日（月）17：00 「感染予防行動を振り返る～手洗い・マスクを中心に～」 講師：基礎看護領域 長家教授
第 2 回 10 月 18 日（月）9：00～10 月 25 日（月）17：00 「禁煙について コロナ禍における禁煙の意義」 講師：成人看護学領域 中村准教授 「こどものこころの病と漢方薬」 講師：薬学教育支援センター 松本欣三教授
第 3 回 12 月 13 日（月）9：00～12 月 20 日（月）17：00 「聞いて得する眠りの話」 講師：薬学教育支援センター 裏出良博教授
第 4 回 3 月 15 日（火）9：00～3 月 22 日（火）17：00 「コロナ禍で奮闘する訪問看護の活動」 講師：在宅看護領域 小川助教、西田教授

【観点 1 2-1-4】

本学は、地域保健医療に貢献することを目的とし、九州中央病院へ医師の教員 1 名、福岡市医師会急患診療センターへ薬剤師の教員 2 名を派遣している。小学校や中学校等では、学校薬剤師として 5 名の教員が、歯科医師として 1 名の教員が保健衛生の保持・向上につながる支援活動をしている。また、令和 3 年 6 月から、福岡市の新型コロナウイルスワクチン集団接種が開始され、医師・薬剤師も接種会場（マリンメッセ福岡）において、ワクチン接種予診、ワクチン調製・監査を担っており、本学教員も出務医師 1 名、出務薬剤師 4 名を派遣し、支援を行っている。さらに、令和 4 年 2 月には地域の薬剤師を対象に臨床準備教育（筋肉内注射、静脈内注射等）に関する研修会を本学で開催している。また、前述したように本学は福岡市等が主催する「NO DRUG, KNOW DRUG 薬物乱用防止キャンペーン」に協賛し、本学学生および教員がイベントに参加し支援している。さらに、福岡県内の高等学校、中学校および小学校で薬物乱用防止教室を開催、本学の教員を講師として派遣している。

【観点 1 2-1-5】

【基準 1 2-2】

教育研究活動を通じて、医療・薬学における国際交流の活性化に努めていること。

【観点 1 2-2-1】英文によるホームページなどを作成し、世界へ情報を発信するよう努めていること。

【観点 1 2-2-2】大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。

【観点 1 2-2-3】留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

〔現状〕

平成 24 年度より英文によるホームページを開設し、大学の概要、カリキュラム、研究室案内等の情報を公表している。さらに、新しい情報を加え更新し続けている。

【観点 1 2-2-1】

海外の大学との交流については、都築学園グループと英国オックスフォード大学およびケンブリッジ大学との間で、学術文化交流協定が結ばれており、語学研修という形で学生が参加している。また、台湾の中国医薬大学（平成 15 年 10 月）、アメリカのデュケイン大学薬学部（平成 25 年 3 月）、台湾の台北医科大学薬学部（平成 28 年 7 月）、イタリアのカラブリア大学薬学部（平成 28 年 9 月）、都築学園グループとしてハワイ大学（平成 28 年 11 月）、中国の上海中医薬大学（平成 30 年 3 月）、カナダのアルバータ大学医学部（平成 30 年 11 月）、ブラジルのパラナ・ポンティフィカル・カトリック 大学（平成 30 年 12 月）、台湾の国家中医薬研究所（平成 30 年 12 月）、台湾の台北市中医師会との学術交流協定（平成 31 年 3 月）、中国の天津中医薬大学（令和元年 7 月）を締結している（学術交流協定書）。また、本学後援会主催による海外薬学研修（第 1 回北欧スウェーデン・デンマーク：平成 23 年 3 月、第 2 回カナダ：平成 25 年 3 月）が実施され、本学学生と引率教員がこの企画に参加し、海外の病院・薬局・大学等を訪問している。

米国のデュケイン大学との最初の学術交流事業として、平成 25 年 3 月 7 日～18 日に学生 20 名、後援会役員 1 名、同窓会役員 11 名、引率教員 2 名がデュケイン大学を訪問し研修を行った。平成 26 年度にデュケイン大学よりブリッカー薬学部長が来校し、研究室視察、4 年次生に対する講義、教職員に対する学術講演、今後の学術交流について協議した。平成 27 年度には、米国デュケイン大学よりペリー博士が来校し、本学研究室視察後、次年度の学生および教員研修について協議した。平成 28 年にも、都築学園の学生 10 名、引率教員 2 名がデュケイン大学を訪問し研修を行った。一方、平成 29 年度にデュケイン大学よりカマル准教授と学生 4 名が来校し、学内視察や研修を行った。この期間中、カマル准教授が本学教職員に対する学術講演を行い、今後の学術交流について協議した。平成 30 年度はデュケイン大学薬学部の Dr. Robert Laux 教授による特別講演会・ワークショップ、アルバータ大学の Dr. Ross T. Tsuyuki 教授らによる特別講演会を開催した。

【観点 1 2-2-2】

令和 3 年度の留学生の受け入れは、中国から 1 名（3 年次生 1 名）、韓国から 5 名（3 年次生 1 名、2 年次生 3 名、1 年次生 1 名）の学生が在籍している。学生研修に関しては、上述のような海外研修の機会を提供している。教員の海外研修に関しては教育・研究能力向上のため、学術協定を結んでいるデュケイン大学薬学部平成 27～28 年度に専任教員 1 名を派遣し、さらに、アントウ

エルペン大学薬学部毒性学センターに平成31年1月～令和3年3月まで海外特別研究員1名を派遣した。

【観点 12-2-3】

『外部対応』

12 社会との連携

〔点検・評価〕

医療機関と「教育・研究・研修等に関する協定」を締結し、高度化する医療に対応できる臨床能力に優れた薬剤師の養成に努めていることは評価できる。また、地域の薬剤師会との共同研究を推進し、地域医療への貢献に寄与していることは評価できる。また、本学教員は地域における医師、歯科医師、薬剤師、学校薬剤師として、医療や保健衛生の保持・向上に関与し、行政とも協力して薬物乱用の防止に努めている。さらに、産業界とも連携し、医療および薬学の発展に努めている。

英文によるホームページを作成し、世界へ情報を発信するよう努めており、アジア、米国、ヨーロッパの複数の大学間と協定を締結し、国際交流の活性化のための活動が行われている。また、薬学部に留学生を受入れており、教職員・学生の海外研修等も行われている。

〔改善計画〕

学術交流委員会が、海外の薬学部を有する大学との学術交流の締結を増やし、学生および教員の対面に限定せずにオンラインセミナー等の交流や相互の情報交換を通して、大学の教育・研究の活性化を図る。

『点検』

13 自己点検・評価

【基準 13-1】

適切な項目に対して自ら点検・評価し、その結果が公表されていること。

【観点 13-1-1】自己点検・評価を行う組織が設置されていること。

【観点 13-1-2】自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。

【観点 13-1-3】自己点検・評価を行うに当たって、適切な項目が設定されていること。

【観点 13-1-4】設定した項目に対して自己点検・評価が行われていること。

【観点 13-1-5】自己点検・評価の結果がホームページなどで公表されていること。

【現状】

本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神に掲げ、大学の教育研究水準の向上を図り、大学の目的および社会的使命を達成するために、平成5年から自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会の委員は、規程により、学長、学長代理、副学長、学部長、図書館長、教務部長、学生部長、厚生部長、入試部長および事務長、その他、学長が必要と認めた者で構成している。また、機動性と実効性を高めるため、作業部会として小委員会を設置している（第一薬科大学自己点検・評価委員会規定）。

【観点 13-1-1】

自己点検・評価委員会は、FD委員会を含む各種委員会と連動して、総合的な点検・評価を実施しており、令和2年度からは横浜薬科大学の教員に外部評価委員を委嘱している（自己点検・評価委員会の外部委員承諾書）。

【観点 13-1-2】

自己点検・評価委員会は、1) 大学の基本理念、使命・目的、2) 学修と教授、3) 経営・管理と財務、4) 社会連携、5) 国際交流活動、6) 自己点検・評価の6つの項目を設定し、評価を行っている（第一薬科大学自己点検・評価委員会規定）。

【観点 13-1-3】

平成25年から、日本高等教育評価機構の基準に準拠した評価項目を取り入れ、かつ6年制薬学教育の内部質保証を目的とした自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会は、年度始めに各委員会に対して年度計画の策定を指示し、年度末の達成度の測定・評価（成果報告書）、反省点を踏まえた6年制薬学教育の内部質保証のための計画（基本計画書）を提出させ、設定した項目に対する自己点検・評価活動を引き続き行っている。さらに、各委員会のうちFD委員会、実務実習委員会、教務委員会、学生委員会の成果について、全教員に評価アンケートを行いフィードバックの強化をしている。これを受けて教務的な視点のみならず、大学全体を総合的に自己点検し、カリキュラムの適正な編成と実施、実務実習事前学習の内容、問題解決能力の醸成のための教育、成績

評価・進級・学士課程修了認定について一定の改善を図る努力を続け、教育・研究活動の更なる向上に繋げている（令和3年度学内委員会活動客観評価アンケート）。

【観点 13-1-4】

自己点検・評価委員会は自己点検・評価結果を報告書にまとめ、大学ホームページに公表している。

【観点 13-1-5】

【基準 13-2】

自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善等に活用されていること。

【観点 13-2-1】自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。

【観点 13-2-2】自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善に反映されていること。

【現状】

本学の自己点検・評価活動については、「第一薬科大学学則」および「第一薬科大学自己点検・評価委員会規程」に定めており、学内の課題を全学的に点検・評価するとともに、教育研究活動の質的向上に資する活動を行っている。FD委員会は、学生による授業評価アンケートを毎年実施し、その結果は授業担当教員にフィードバックされる。また、各教員に「学生授業評価アンケートに対する教員コメント」の提出を義務付け、これを学生に公表している。各教員は、授業の自己評価報告書を記入して提出し、教員相互の授業参観を実施し、個々の教員の質の向上にも努めている（令和3年度FD活動報告書）。平成24年度から、「学生・教員懇談会」を前期と後期にそれぞれ1回ずつ開催することにより、学生からの生の声を聴取する場を設けている。学生・教員懇談会にはFD委員の他、懇談テーマにより各委員会委員長も参加しており、懇談会で出された意見や要望は速やかに学内運営に反映させている（令和3年度FD活動報告書）。各委員会の活動状況については、助手から教授に至るすべての教員が参加する教員連絡会議において伝達され、全教員が情報を共有している。

【観点 13-2-1】

本学では、平成22年度より教員の教育、研究、管理運営、社会貢献の4領域の活動特性について、自己申告書の提出を課している。令和3年度においても、各教員が個々の活動特性を客観的に評価し、自己改革する目的で作成・提出している（基礎資料15）。教員の研究業績等を全学的に整理し、これを研究年報として編纂している（令和3年度第一薬科大学研究年報38号）。

【観点 13-2-2】

『点検』

13 自己点検・評価

〔点検・評価〕

本学の教職員は複数の委員会に所属しているため、関連情報を得ることができる。教員連絡会議や教授会を通じて、委員会の活動状況や大学の方針を周知徹底している。自己点検・評価委員会は、年度始めに各委員会に対して年度計画の策定（基本計画書）を指示し、年度末の達成度の測定・評価（成果報告書）を提出させている。自己点検・評価委員会は、各委員会のうちFD委員会、実務実習委員会、教務委員会、学生委員会の成果について、全教員に評価アンケートを行い、これら委員会の委員長に全教員による評価アンケート結果をフィードバックしている。点検・評価の結果については、自己点検・評価報告書として取りまとめ、毎年、大学ホームページに掲載して学内外に公表し、大学の活動を発信している。令和3年度から、学内運営に関する情報交換を密にするため、主要な委員会は日報を作成してこれを共有した（教務委員会 182 報、学生委員会 187 報、入試委員会 256 報、実務実習委員会 193 報、厚生委員会 231 報、地域連携推進委員会 187 報、学生募集委員会 149 報、FD委員会 210 報）。以上のように、本学では各評価項目に対する対応を行っているが、以下に挙げるような改善点も残っている。

〔改善点と改善計画〕

- (1) 令和2年度から、横浜薬科大学の教員1名に外部評価委員を委嘱しているが、横浜薬科大学（学校法人都築第一学園）は、第一薬科大学（学校法人都築学園）と同じ都築学園グループに属し、理事長は同一人物である。

改善計画：系列校以外の大学教員や医療従事者などを外部評価委員に加え、より厳格かつ適正な自己点検評価を実施する。

- (2) 委員会レベルでの自己点検・評価の結果を、大学としての自己点検・評価にフィードバックする体制がまだ十分とはいえない。

改善計画：現行の委員会組織を簡素化し、委員会の責任者を自己点検・評価委員会の委員に迎える。薬学教育評価の中項目に該当する主要委員会（教務、学生、実務実習、入学試験、厚生、地域連携推進、学生募集、FD・SD）の委員長を自己点検・評価委員とする。現時点で十分機能しているとは言い難い自己点検・評価小委員会は廃止する。主要各委員会と連携できる体制の元で、毎月定期的に自己点検・評価委員会を開催する。薬学教育評価書の作成においては、各委員会が該当する中項目を責任持って担当し、自己点検・評価委員会にて集約する。

- (3) 自己点検評価の内容や教育研究体制への反映において、組織として自己点検評価によるPDCAサイクルが適切に機能しているとは言い難い。

改善計画：自己点検評価の意義と在り方について根本的に見直し、教育・研究活動の適切性を客観的に俯瞰して、適正な自己点検評価を実施する体制を構築する。次年度に向けて実施すべきものとして、以下の3項目を挙げる。

- ・薬学部薬学科および漢方薬学科における新しい3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の策定

- ・新たなディプロマ・ポリシーに連動した教務システム及び大学入試システムの確立と、カリキュラム・ポリシーに基づく教務システムの運用とアドミッション・ポリシーに基づく大学入試システムの運用
- ・大学委員会の連携と機動力の向上（改善点・改善計画（2）参照）

以上